新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能 を図るための銀行法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令新旧対照条文 の強化及び安定の確保

#### 目次

十七	十六	十五	十四四	士	<u>+</u>	$\overset{+}{\overset{-}{}}$	+	九	八	七	六	五.	兀	三	$\vec{-}$	_
農林中央金庫法施行令(平成十三年政令第二百八十五号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令(平成九年政令第八号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	五 保険業法施行令(平成七年政令第四百二十五号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	水産業協同組合法施行令(平成五年政令第三百二十八号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	二 労働金庫法施行令(昭和五十七年政令第四十六号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	一 協同組合による金融事業に関する法律施行令(昭和五十七年政令第四十四号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	一 長期信用銀行法施行令(昭和五十七年政令第四十二号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	特定商取引に関する法律施行令(昭和五十一年政令第二百九十五号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	預金保険法施行令(昭和四十六年政令第百十一号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	金融機関の合併及び転換に関する法律施行令(昭和四十三年政令第百四十三号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	信用金庫法施行令(昭和四十三年政令第百四十二号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	農業協同組合法施行令(昭和三十七年政令第二百七十一号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13	中小企業等協同組合法施行令(昭和三十三年政令第四十三号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	信用協同組合の労働金庫への組織変更に伴う経過措置に関する政令(昭和二十八年政令第三百十八号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	銀行法施行令(昭和五十七年政令第四十号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

<u>-</u>	十九	十八
$\overline{+}$		
財務	犯罪	株式
省組	によ	会社
織令	る収	商工
並	益の	組合
成十	移転	中山
一年	防止	金庫
中政人	に関	法
財務省組織令(平成十二年政令第二百五十号)	対する	
百	る法律	<u>T</u>
土	1年施行	成-
	行令	十九年
•	平	年 政
•	灰 一·	令 第
•	十年	三百
•	政令	六十
•	2罪による収益の移転防止に関する法律施行令 (平成二十年政令第二十号	株式会社商工組合中央金庫法施行令(平成十九年政令第三百六十七号)
	十号	•
•	号) ・・・	•
		•
•	•	•
•	•	•
•		•
		•
		•
		•
		•
		•
•	•	•
•		•
		•
		•

改正案	現
(親金融機関等及び子金融機関等の範囲)	(親金融機関等及び子金融機関等の範囲)
第四条の二の二 (略)	第四条の二の二 (略)
2 法第十三条の三の二第二項に規定する政令で定める金融業を行う	2 法第十三条の三の二第二項に規定する政令で定める金融業を行う
者は、次に掲げる者とする。	者は、次に掲げる者とする。
一~九 (略)	一~九 (略)
十 海外投資家等特例業務届出者(金融商品取引法第六十三条の九	(新設)
第四項に規定する海外投資家等特例業務届出者をいう。第十二条	
の三第二項第三号において同じ。)	
十一·十二 (略)	十・十一 (略)
3 (略)	3 (略)
4 法第十三条の三の二第三項に規定する政令で定める金融業を行う	4 法第十三条の三の二第三項に規定する政令で定める金融業を行う
者は、次に掲げる者とする。	者は、次に掲げる者とする。
一 第二項第九号から第十二号までに掲げる者	一 第二項第九号から第十一号までに掲げる者
二 (略)	二(略)
(親金融機関等及び子金融機関等の範囲)	(親金融機関等及び子金融機関等の範囲)
第十二条の三 (略)	第十二条の三 (略)
2 第九条の規定により読み替えられた法第十三条の三の二第二項に	2 第九条の規定により読み替えられた法第十三条の三の二第二項に
規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。	規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。

### ·二 (略)

# 三 海外投資家等特例業務届出者

銀行、金融商品取引業者、保険会社及び前各号に掲げる者を除く五 外国の法令に準拠して外国において次に掲げる事業を行う者(よつてする金銭の授受の媒介を含む。)を業として行う者(銀行、金融商品取引業者、保険会社及び前三号に掲げる者を除く。)の他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法に四 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介(手形の割引、売渡担保そ

### イ〜ハ (略)

3

規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。4(第九条の規定により読み替えられた法第十三条の三の二第三項に

第二項第二号から第五号までに掲げる者

#### 二 (略)

# (財務局長等への権限の委任)

長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつてはれた権限及びこの政令において同じ。)の所在地を管轄する財務局という。)のうち次に掲げるものは、銀行の本店(主たる外国銀行を下う。)を含む。以下この乗において同じ。)の所在地を管轄する財務局という。)を含む。以下この乗において同じ。)の所在地を管轄する財務局という。)を含む。以下この乗において同じ。)の所在地を管轄する財務局という。

### 一・二 (略)

#### (新設)

三 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介(手形の割引、売渡担保そ 銀行、金融商品取引業者、保険会社及び前二号に掲げる者を除く。) 、金融商品取引業者、保険会社及び前二号に掲げる者を除く。) 、金融商品取引業者、保険会社及び前二号に掲げる者を除く。) 銀行、金融商品取引業者、保険会社及び前二号に掲げる者を除く。)

### イ〜ハ(略

3

一 第二項第二号から第四号までに掲げる者 規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。4 第九条の規定により読み替えられた法第十三条の三の二第三項に

#### 二 (略)

# (財務局長等への権限の委任)

長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつてはれた権限及びこの政令による金融庁長官の権限(以下「長官権限」)を含む。以下この条において同じ。)の所在地を管轄する財務局という。)のうち次に掲げるものは、銀行の本店(主たる外国銀行支店をいう。)を含む。以下「長官権限」をおう。)のうち次に掲げるものは、銀行の本店(主たる外国銀行を下る外国銀行という。)を含む。以下により金融庁長官に委任さ

掲げる権限は、 福岡財務支局長)に委任する。ただし、第六号から第八号までに 金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

十六条の四第一項に規定する基準議決権数を超えて保有すること 項ただし書(同条第五項後段において準用する場合を含む。)、 準用する場合を含む。)、第十三条の二ただし書、第二十条第四 となるものを除く。 は譲受けの当事者である銀行又はその子会社が合算してその法第 の及び同号に掲げる会社の議決権を当該事業の一部の譲渡若しく 行等(同号に掲げる会社を除く。)を子会社とすることとなるも 譲渡又は譲受け するものに係る部分に限る。)、 ととなるものを除く。)により事業の一部を承継させ、又は承継 第十六条の四第一項に規定する基準議決権数を超えて保有するこ 該会社分割の当事者である銀行又はその子会社が合算してその法 子会社とすることとなるもの及び同号に掲げる会社の議決権を当 会社対象銀行等 第三十条第二項 及び第三項、 三の規定による認可及び承認 法第五条第三項、第六条第三項、第七条第一項、第八条第二項 第十三条第一項ただし書(同条第二項後段において (法第十六条の二第四項に規定する子会社対象銀 (同条第 (会社分割 )に係る部分に限る。 一項第十五号に掲げる会社を除く。) を (法第十六条の二第四項に規定する子 第三十条第三項 並びに第四十七条の (事業の一部 0

掲げる権限は、 福岡財務支局長)に委任する。 金融庁長官が自ら行うことを妨げない。 ただし、第六号から第八号までに

象銀行等(同号に掲げる会社を除く。)を子会社とすることとな )を子会社とすることとなるもの及び同号に掲げる会社の議決権 項ただし書(同条第五項後段において準用する場合を含む。 準用する場合を含む。)、第十三条の二ただし書、第二十条第四 及び第三項、第十三条第一項ただし書(同条第二項後段において こととなるものを除く。)に係る部分に限る。 法第十六条の四第一項に規定する基準議決権数を超えて保有する るもの及び同号に掲げる会社の議決権を当該事業の一部の譲渡若 部の譲渡又は譲受け 承継するものに係る部分に限る。)、 ることとなるものを除く。)により事業の一部を承継させ、 の法第十六条の四第一項に規定する基準議決権数を超えて保有す を当該会社分割の当事者である銀行又はその子会社が合算してそ 会社対象銀行等 第三十条第二項 条の三の規定による認可及び承認 しくは譲受けの当事者である銀行又はその子会社が合算してその 法第五条第三項、第六条第三項、第七条第一項、第八条第二項 (会社分割 (同条第 (法第十六条の二 一項第十二 (法第十六条の二第七項に規定する子 一号の三に掲げる会社を除く。 一第七項に規定する子会社対 第三十条第三項 並びに第四十七 (事業の) 又は

2 5

2 5

-3-

第十七条の三 次に掲げる長官権限は、 管轄区域内にある場合にあつては、 事務所の所在地を管轄する財務局長 て同じ。)又は銀行を子会社とする持株会社であつた会社の主たる (法第二条第十二項に規定する持株会社をいう。 準議決権数を超えて保有することとなるものを除く。 条の二十四第一項に規定する基準議決権数を超えて保有すること 者である銀行持株会社又はその子会社が合算してその法第五十二 となるもの及び同号に掲げる会社の議決権を当該会社分割の当事 割 分に限る。) 子会社が合算してその法第五十二条の二十四第一項に規定する基 することとなるもの及び同号に掲げる会社の議決権を当該事業の する子会社対象銀行等 業の一部の譲渡又は譲受け るものに係る部分に限る。)及び第五十二条の三十五第三項 となるものを除く。)により事業の一部を承継させ、又は承継す 同条第 て準用する場合を含む。)、第五十二条の三十五第二項 部の譲渡若しくは譲受けの当事者である銀行持株会社又はその 法第五十二条の十九第一項、 (法第五十二条の二十三第三項に規定する子会社対象銀行等 ( 第五十二条の二十八第三項ただし書(同条第四項後段におい 一項第十四号に掲げる会社を除く。)を子会社とすること 規定並びに第十六条の五ただし書の規定による認 (同号に掲げる会社を除く。) を子会社と (法第五十二条の二十三第三項に規定 第五十二条の二十二第一項ただし 福岡財務支局長)に委任する。 (当該所在地が福岡財務支局の 銀行を子会社とする持株会社 以下この項におい )に係る部 (会社分 事

第十七条の三 次に掲げる長官権限は、 管轄区域内にある場合にあつては、 事務所の所在地を管轄する財務局長 て同じ。) 又は銀行を子会社とする持株会社であつた会社の主たる (法第二条第十二項に規定する持株会社をいう。 同条第 その子会社が合算してその法第五十二条の二十四第一 業の一部の譲渡若しくは譲受けの当事者である銀行持株会社又は 当事者である銀行持株会社又はその子会社が合算してその法第五 こととなるもの及び同号に掲げる会社の議決権を当該会社分割 割 書、 る認可及び承認 る部分に限る。 る基準議決権数を超えて保有することとなるものを除く。 社とすることとなるもの及び同号に掲げる会社の議決権を当該 規定する子会社対象銀行等 継するものに係る部分に限る。)及び第五十二条の三十五第三項 こととなるものを除く。)により事業の一部を承継させ、 十二条の二十四第一項に規定する基準議決権数を超えて保有する て準用する場合を含む。)、第五十二条の三十五第二項 (事業の一部の譲渡又は譲受け 法第五十二条の十九第一項、 (法第五十二条の二十三第六項に規定する子会社対象銀行等 第五十二条の二十八第三項ただし書(同条第四項後段にお 一項第十一号の三に掲げる会社を除く。)を子会社とする の規定並びに第十六条の五ただし書の規定によ (同号に掲げる会社を除く。) を子会 第五十二条の二十二第一項ただし (法第五十二条の二十三第六項に 福岡財務支局長)に委任する。 (当該所在地が福岡財務支局 銀行を子会社とする持株会社 以下この項にお 項に規定す (会社 又は承

2~6 四 (略)

2 6 (略) (略)

_
信用協同組合の労働金庫へ
、の組織変更に伴う
-う経過措置に関する
の政令
(昭和二十八年政令第三百十八号)
(傍

『線部分は改正部分』

#### 改 正 案

(会員たる資格を有しない者に関する措置

信用協同組合が労働金庫となる場合は、その信用協同組合の組合員 条 労働金庫法 (以下「法」という。) 附則第二条の規定により 第一

第

働金庫となる際において、中小企業等協同組合法 律第百八十一号)第十九条第一項第一号の事由により信用協同組合 のうち労働金庫の会員たる資格を有しない者は、 信用協同組合が労 (昭和二十四年法

を脱退したものとみなす。

(削る)

現

行

# (会員たる資格を有しない者に関する措置)

働金庫となる際において、中小企業等協同組合法 のうち労働金庫の会員たる資格を有しない者は、 信用協同組合が労働金庫となる場合は、その信用協同組合の組合員 条 労働金庫法(以下「法」という。) 附則第二項の規定により 信用協同組合が労 (昭和二十四年法

を脱退したものとみなす。

律第百八十一号)第十九条第一

項第一号の事由により信用協同組合

# (兼職に関する経過措置)

第 条 法附則第四項の規定により労働金庫の役員となつた者は、

附則第二項の規定により信用協同組合が労働金庫となつた時にお その労働金庫の会員の資格として定款で定めるものに該当しな

配人に相当する者を含む。 金庫その他の法人又は団体の常務に従事する役員又は支配人 の職を兼ねることとなる場合は、 法第 支

こえない期間内は、 三十六条第一項の規定にかかわらず、 その職を兼ねることができるものとする。 その日から起算して三箇月を

# (貸付けに関する経過措置)

第 一条 法附則第二条の規定により信用協同組合が労働金庫となる場

# (貸付に関する経過措置]

第三条 法附則第二項の規定により信用協同組合が労働金庫となる場

と生計を一にする配偶者その他の親族に対し、信用協同組合が労働 用協同組合の組合員で労働金庫の会員となつた者(法人を除く。) 金庫になる際において存した貸付けの契約を継続することができる

合は、その労働金庫は、法第五十八条の規定にかかわらず、その信

と生計を一にする配偶者その他の親族に対し、信用協同組合が労働 用協同組合の組合員で労働金庫の会員となつた者(法人を除く。) 合は、その労働金庫は、法第五十八条の規定にかかわらず、その信

金庫になる際において存した貸付の契約を継続することができる。

_
(傍線部
部
分は
は改
TF
部
分

改正案	現行
(登記の税率の軽減を受ける事業再編の範囲等)	(登記の税率の軽減を受ける事業再編の範囲等)
第四十二条の六 (略)	第四十二条の六 (略)
2 (略)	2 (略)
(削る)	3 法第八十条第五項に規定する政令で定める者は次の各号に掲げる
	者とし、同項に規定する政令で定める株式の引受け又は取得は当該
	各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める株式の引受け又は取
	得とする。
	一 預金保険法第百二条第一項第一号に掲げる金融機関又は同号に
	規定する銀行持株会社等(以下この号及び次号において「銀行持
	株会社等」という。) 次に掲げる株式の引受け又は取得
	イ 預金保険法第百二条第一項第一号に規定する第一号措置を行
	うべき旨の同法第百五条第四項の内閣総理大臣の決定に基づく
	預金保険機構による株式の引受け
	ロ 当該銀行持株会社等(預金保険法第百八条の二第一項の認可
	に係る同項に規定する株式交換等(当該認可を受けようとする
	同項に規定する発行金融機関等が同法第百五条第三項の規定に
	より内閣総理大臣に提出した同項に規定する経営健全化計画に
	定められているものに限る。)により当該発行金融機関等の会
	社法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全親株

預金保険機構による株式の取得 転設立完全親会社となつたものに限る。 式会社又は同法第七百七十三条第一 項第一号に規定する株式移 から割当てを受けた

け。「「現の規定により行われる銀行持株会社等による株式の引受条第三項の規定により行われる銀行持株会社等による株式の引受 預金保険法第百五条第三項に規定する対象子会社 同法第百七

預金保険法第百二十六条の二第一項第一号に掲げる金融機関等 次に掲げる株式の引受け又は取得

定株式等の引受け等を行うべき旨の同条第六項の内閣総理大臣 決定に基づく預金保険機構による株式の引受け 号措置に係る同法第百二十六条の二十二第一項に規定する特 預金保険法第百二十六条の二第一 項第一号に規定する特定第

口 ら割当てを受けた預金保険機構による株式の取得 株式交換完全親株式会社又は同法第七百七十三条第一 行金融機関等の会社法第七百六十八条第一項第一号に規定する 経営健全化計画に定められているものに限る。 する同項に規定する発行金融機関等が同法第百二十六条の二十 認可に係る同項に規定する株式交換等 に規定する株式移転設立完全親会社となつたものに限る。) 二第五項の規定により内閣総理大臣に提出した同項に規定する 当該金融機関等 (預金保険法第百二十六条の二十五第一項の (当該認可を受けようと により当該発 項第一号

兀 預金保険法第百二十六条の二十二第五項に規定する対象子法人 同条第七項において読み替えて準用する同法第百七条第三項

-10-

### 改 正 案

第十六条 法第九条の八第七項第四号及び第九条の九第六項第十号に(信託に係る事務に関する事業等に関する法令の適用)

組合又は法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会を 掲げる事業に関しては、 営業所」とあるのは「事務所」と読み替えるほか、 十一条第一項中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、 十条の二第一項の規定により登録を受けることができる会社とみな 第五十条の二の規定の適用については、 十条の二第十二項の規定により適用する同法第三十四条第三項中 | . う。 この場合において、同条第十二項の規定により適用する同法第 以下この条及び第二十六条において同じ。)を信託業法第五 法第九条の八第七項第四号及び第九条の九第六項第十号に 信託業法 (平成十六年法律第百五十四号) 信用協同組合等 次の表の上欄に 同法第五 (信用協同

#### (表略

掲げる同法第五十条の二の規定中の字句で同表の中欄に掲げるもの

それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

項第十一号その他の法令の規定で、社債等(地方債又は社債その他別政法施行令(昭和二十三年政令第二百六十七号)第三十三条第一項において「社債募集の受託等事業」という。)に関しては、地方の北第六項の規定により行われる同項第十一号に掲げる事業(次2 法第九条の八第七項第五号及び第六号に掲げる事業並びに法第九

現行

第十六条 は、 営業所」とあるのは「事務所」と読み替えるほか、次の表の上欄に いう。 掲げる同法第五十条の二の規定中の字句で同表の中欄に掲げるも す。この場合において、 組合又は法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会を 第五十条の二の規定の適用については、 掲げる事業に関しては、 十条の二第十二項の規定により適用する同法第三十四条第三項中 十一条第一項中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、同法第五 十条の二第一項の規定により登録を受けることができる会社とみな (信託に係る事務に関する事業等に関する法令の それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。 以下この条及び第二十六条において同じ。)を信託業法第五 法第九条の八第七項第四号及び第九条の九第六項第五号に 同条第十二項の規定により適用する同法第 信託業法 (平成十六年法律第百五十四号) 信用協同組合等 適用 (信用協同

#### (表略

第十一号その他の法令の規定で、社債等(地方債又は社債その他の政法施行令(昭和二十三年政令第二百六十七号)第三十三条第一項条の九第六項の規定により行われる同項第六号に掲げる事業(次項2 法第九条の八第七項第五号及び第六号に掲げる事業並びに法第九

銀行とみなす。 閣府令で定める者の発行するものに限る。)をいう。以下この項に 発行その他の社債等に関する事務の委託に係るものの適用について おいて同じ。)の募集若しくは管理の委託に係るもの又は社債等の の債券(信用協同組合にあつては、組合員、地方公共団体その他内 信用協同組合等をこれらの委託を受けることができる会社又は

> 、信用協同組合等をこれらの委託を受けることができる会社又は銀 行その他の社債等に関する事務の委託に係るものの適用については 府令で定める者の発行するものに限る。)をいう。以下この項にお 債券(信用協同組合にあつては、 いて同じ。)の募集若しくは管理の委託に係るもの又は社債等の発 組合員、地方公共団体その他内閣

3

(略)

略)

行とみなす。

(法第十条第一項第十号の事業を行う組合の子金融機関等の範囲)

(略)

に掲げる者とする 法第十一条の三十一第二項の政令で定める金融業を行う者は、 次

<u>\</u> <u>\</u> =

兀 海外投資家等特例業務届出者

五. 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介を業として行う者 銀行、 金融商品取引業者及び前各号に掲げる者を除く。) (保険会

六 (略)

3 • 4 (略

(権限の委任)

第五十九条

(略

げるものは、組合の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長 財務支局長)に委任する。ただし、 該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、 長官に委任された権限 権限は、 法第九十八条第十三項の規定及び第六十二条の規定により金融庁 金融庁長官が自ら行使することを妨げない。 (以下「長官権限」という。) のうち次に掲 第六号から第九号までに掲げる 福岡 (当

において準用する場合を含む。)、第十一条の九ただし書、 て準用する場合を含む。)、第十一条の六十六第四項 条の六十五第二項ただし書(法第十一条の六十七第二項におい 法第十一条第三項、 第十一条の八第一項ただし書 (同条第二項 (同条第六 第十

(法第十条第一項第十号の事業を行う組合の子金融機関等の範囲

(略)

2 に掲げる者とする 法第十一条の三十一 第二項の政令で定める金融業を行う者は、 次

(略)

兀 社、 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介を業として行う者(保険会 銀行、 金融商品取引業者及び前三号に掲げる者を除く。)

Ŧī. (略)

3 • 4

(略

第五十九条

(略

(権限の委任)

2 財務支局長)に委任する。ただし、 げるものは、組合の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長 長官に委任された権限 該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、 権限は、金融庁長官が自ら行使することを妨げない。 法第九十八条第十三項の規定及び第六十二条の規定により金融庁 (以下「長官権限」という。) のうち次に掲 第六号から第九号までに掲げる (当

当該イからニまでに定める事項に関するものを除く。)、第四十四条第二項並びに第七十条の三第三項の規定による認可及第六十五条第二項並びに第七十条の三第三項、第六十四条第二項、項において準用する場合を含む。)、第五項ただし書及び第七項

二〜九 (略)

く。)ら二までに定める事項に関するものを除く。)の区分に応じ、 次のイから二までに掲げる認可又は承認の区分に応じ、当該イか定による認可及 条第二項並びに第七十条の三第三項の規定による認可及び承認(一十四条第二項、第二項、第二項、第六十五十四条第二項、第二項、第六十五十四条第二項、第二項、第六十五十四条第二項、第二項、第六十五十四条第二項、第二十五十五十四条第二項、第二十二十四条第二項、第二十四条第二項、第二十四条第二項、第二十四条第二項、第二十四条第二項、第二十四条第二項、第二十四条第二項、第二十四条第二項、第二十四条第二項、第二十四条第二項、第二十四条第二項、第二十四条第二項、第二十四条第二項、第二十四条第二項、第二十四条第二項、第二十四条第二項、第二十四条第二列。

イ〜ニ (略)

二 ~ 九

$\overline{}$
傍
線
部
分
は
JL
改
÷
正
47
部
ハ
分

改正案	現
(買付け等の期間等)	(買付け等の期間等)
第八条 (略)	第八条 (略)
2~5 (略)	2~5 (略)
6 前項第一号の規定により通知書を送付しなければならない者は、	6 前項第一号の規定により通知書を送付しなければならない者は、
内閣府令で定める場合には、当該通知書の送付に代えて、当該通知	内閣府令で定める場合には、当該通知書の送付に代えて、当該通知
書に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情	書に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他
報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより	閣府令で定める方法により提供することができる。この場合にお
提供することができる。この場合において、当該事項を提供した者	て、当該事項を提供した者は、当該通知書を送付したものとみなす
は、当該通知書を送付したものとみなす。	0
(買付け等の期間等)	(買付け等の期間等)
第十四条の三の三 (略)	第十四条の三の三(略)
2~5 (略)	2~5 (略)
6 前項第一号の規定により通知書を送付しなければならない者は、	6 前項第一号の規定により通知書を送付しなければならない者は、
内閣府令で定める場合には、当該通知書の送付に代えて、当該通知	内閣府令で定める場合には、当該通知書の送付に代えて、当該通知
書に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情	書に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の内
報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより	閣府令で定める方法により提供することができる。
提供することができる。この場合において、当該事項を提供した者	て、当該事項を提供した者は、当該通知書を送付したものとみなす
は、当該通知書を送付したものとみなす。	0

(登録の申請又は届出に係る使用人)

第十五条の四 第一項第二号及び第三号に規定する政令で定める使用人は、次の各 法第二十九条の二第一項第四号並びに第二十九条の四

号のいずれかに該当する使用人とする。

の処分又は定款その他の規則をいう。以下同じ。)を遵守させる ための指導に関する業務を統括する者その他これに準ずる者とし 金融商品取引業に関し、法令等(法令、法令に基づく行政官庁

(略)

て内閣府令で定める者

、親金融機関等及び子金融機関等の範囲

(略

第十五条の二十八

行う者は、次に掲げる者とする 法第三十六条第四項及び第五項に規定する政令で定める金融業を

(略)

する海外投資家等特例業務届出者をいう。以下同じ。 海外投資家等特例業務届出者 (法第六十三条の九第四項に規定

者を除く。) 金融商品取引業者、 外国の法令に準拠して外国において次に掲げる事業を行う者 銀行、 協同組織金融機関及び前三号に掲げる

イ〜ハ (略)

(略)

3

(登録の申請又は届出に係る使用人)

第十五条の四 第一項第二号及び第三号に規定する政令で定める使用人は、次の各 法第二十九条の二第一項第四号並びに第二十九条の四

号のいずれかに該当する使用人とする。

の処分又は定款その他の規則をいう。第十七条の十三第 いて同じ。)を遵守させるための指導に関する業務を統括する者 金融商品取引業に関し、法令等(法令、法令に基づく行政官庁 一号にお

(略

その他これに準ずる者として内閣府令で定める者

(親金融機関等及び子金融機関等の範囲

第十五条の二十八 (略

2 行う者は、次に掲げる者とする。 法第三十六条第四項及び第五項に規定する政令で定める金融業を

\_·

(新設

者を除く。 金融商品取引業者、 外国の法令に準拠して外国において次に掲げる事業を行う者 銀行、 協同組織金融機関及び前二号に掲げる

(略

イ〜ハ

(略)

3

-17-

# (適格機関投資家等特例業務

# 第十七条の十二 (略)

#### 一~三(略)

う。以下同じ。)を提供すること。 録した電磁的記録(法第十三条第五項に規定する電磁的記録をいげる要件に該当する旨を記載した書面を交付し、又はその旨を記じる要件に該当する旨を記載した書面を交付し、又はその旨を記し、当該権利に係る契約の締結までに、出資者に対し、前三号に掲

### 3~5 (略)

# (海外投資家等特例業務)

で定めるものは、第一条の三各号に掲げるものとする。第十七条の十三の五法第六十三条の八第一項第一号に規定する政令

する海外投資家等をいい、同条第一項第一号イからハまでのいずれ他の法律行為により、当該権利を海外投資家等(同条第二項に規定が少ないものとして政令で定めるものは、当該権利に係る契約そのが少ないものとして政令で定めるものは、当該権利を取得するおそれ

# (適格機関投資家等特例業務

# 第十七条の十二 (略)

### 一~三 (略)

げる要件に該当する旨を記載した書面を交付すること。四 当該権利に係る契約の締結までに、出資者に対し、前三号に掲

3~5 (略

れる旨の制限が付されているものとする。にも該当しないものに限る。)に譲渡する場合以外の譲渡が禁止さ

- 次に掲げる者とする。

  本第六十三条の八第二項第三号に規定する同条第一項各号に掲げ
- 一当該行為を行う者の使用人

一 前三号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者

(海外投資家等特例業務届出者の使用人)

第十七条の十三の六 法第六十三条の九第一項第四号に規定する政令で定める使用人は、海外投資家等特例業務をいう。以下この条において同項に規定する海外投資家等特例業務をいう。以下この条において同じ。)の届出を行おうとする者の使用人で次の各号のいずれかに該当する者とする。

で定める者に関する業務を統括する者その他これに準ずる者として内閣府令に関する業務を統括する者その他これに準ずる者として内閣府令に関する業務を関し、法令等を遵守させるための指導

の他これに準ずる者として内閣府令で定める者 一 海外投資家等特例業務に関し、運用を行う部門を統括する者そ

いと認められる場合には、内閣府令その事業年度経過後三月以内に事業	報告書を提出することができないよの本国の法令又は慣行により、その	報告書を担め
人である海外投資家等特例業務届出者又は金融商品取引業者が、そ	海外投資家等特例業務届出	人であるか
外国法人又は外国に住所を有する個	三月とする。ただし、外国	期間は、一
らむ。) に規定する政令で定める	第二項において準用する場合を含む。	一第二項
の十二第二項(法第六十三条の十	十三の八 法第六十三条の十二第二項	第十七条の十三の八
の提出期限に関する特例)	外国法人等に対する事業報告書の提出期限に関する特例)	(外国法-
		項
を有する個人	<u> </u>	の十二第二
外国法人又は外国に住所	条	第六十三条
		法の規定
読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える
	<u>ි.</u>	おりとする。
る技術的読替えは、次の表のと	用する場合における同項の規定による技術的読替えは、	用する場合
同条第二項において法の規定を準	した金融商品取引業者について、日	した金融な
の十一第一項の規定による届出を	十三の七 法第六十三条の	第十七条の十三の七
		替え)
(海外投資家等特例業務の届出をした金融商品取引業者に関する読	資家等特例業務の届出をよ	(海外投資
_		-

(新設)

読み替える 読み替えられる字句	定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。場合について、法の規定の適用に当たつての法第六十五条の二の規第十七条の十六 金融商品取引業者等、特例業務届出者又は海外投資第十七条の十六 金融商品取引業者等、特例業務届出者又は海外投資の場別法人等に対する法の規定の適用に当たつての技術的読替え)	で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間とする。 (説明書類の縦覧を開始するまでの期間)  (説明書類の縦覧を開始するまでの期間)  (説明書類の縦覧を開始する場合を含む。以下この条において同じ。外国法人  (説明書類の縦覧を開始するまでの期間)  (説明書類の縦覧を開始するまでの期間)  (説明書類の縦覧を開始するまでの期間)  (説明書類の縦覧を開始するまでの期間)  (説明書類の縦覧を開始するまでの期間)  (説明書類の縦覧を開始するまでの期間)  (説明書類の縦覧を開始するまでの期間)
読み替える字句	的読替えは、次の表のとおりとする。	金融庁長官の承認を受けた期間とする。金融庁長官の承認を受けた期間とする。  するまでの期間)  するまでの期間)  するまでの期間)  お場合を含む。以下この条において同じ。る期間は、四月とする。ただし、外国法人個人である海外投資家等特例業務届出者又その本国の法令又は慣行により、その事業をいう。)を備え置いて公衆の縦覧に供しなり、を備え置いて公衆の縦覧に供しなり、を備え置いて公衆の縦覧に供しなり、をがう。)を備え置いて公衆の縦覧に供しる。
法の規定	(外国法人等に対 第十七条の十六 金 アは外国に住所を に当たつての法第	新設
える - 読み	(人等に対 (大等に対 (大等に対 (大等に対 (大等に対	
み替えられる字句		
読み替える字句	(のとおりとする。) (外国法人等に対する法の規定の適用に当たつての法第六十五条の二の規定による技術的読替えは、次のは外国に住所を有する個人である場合について、法の規定の適用-七条の十六 金融商品取引業者等又は特例業務届出者が外国法人(外国法人等に対する法の規定の適用に当たつての技術的読替え)	

(略)	第六十三条の九第五項	— (略) —		一項第五十 第三十 条第	(略) ————————————————————————————————————
(略)	主たる営業所若しくは事務所及び海外投資家等特例業務を行う全ての営業	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	国内における主たる営業 所若しくは事務所及び海 うため国内に設ける全て うため国内に設ける全て	(略)	(略)	全部若しくは一部を承継全部若しくは一部を承継をおり業を行う者にあっては、外国における金融商品取引業と同種類の業務の一部を承継させたときを含む。)	(略)
略)	(新設)	- (略)		一 項第 三 号 第	(略)
(略)	(新設)	- (略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(新設)	— (略)	(略)	全部又は一部を承継したとき (第一種金融商品取引業を行う者にあつては 引業を行う者にあつては 引業を行き者にあつては うまを (第一種金融商品取 を )	(略)

対象議決権を取得し又は保有することができる者)(株式会社金融商品取引所の対象議決権の保有基準割合以上の数の

第十九条の三の三 法第百六条の三第一項に規定する政令で定める者

は、次に掲げる者とする。

#### (町

て同じ。)であつて、次に掲げる要件の全てを満たす者規定する外国金融商品取引市場開設者をいう。以下この条におい二 外国金融商品取引市場開設者(法第六十条の二第一項第七号に

### イ・ロ(略)

株会社、 認可を受けてその総株主の議決権の保有基準割合(法第百三条 四号ハ及び第五号ハにおいて「特定子会社」という。) である 四十四条第十五項及び第十六項において同じ。) する株式会社金融商品取引所又は金融商品取引所持株会社が 十七条の三第三項に規定する子会社をいう。以下この条、 認可金融商品取引業協会、 て同じ。)以上の数の対象議決権を取得し、 の二第一項に規定する保有基準割合をいう。 十三条の四第三項 その者が法第百六条の三第一項又は第百六条の十七第一項 商品取引所又は商品取引所持株会社の子会社 第四十三条の六第一項及び第二項並びに第 金融商品取引所、 金融商品取引所持 以下この条におい 又は保有しようと (次号ハ、第 (法第八 第四

三~五 (略)

対象議決権を取得し又は保有することができる者)(株式会社金融商品取引所の対象議決権の保有基準割合以上の数

は、次に掲げる者とする。 第十九条の三の三 法第百六条の三第一項に規定する政令で定める者

#### (略)

て同じ。)であつて、次に掲げる要件の全てを満たす者規定する外国金融商品取引市場開設者をいう。以下この条におい外国金融商品取引市場開設者(法第六十条の二第一項第七号に

### イ・ロ (略)

株会社、 認可を受けてその総株主の議決権の保有基準割合(法第百三条 四号ハ及び第五号ハにおいて「特定子会社」という。) である 十七条の三第三項に規定する子会社をいう。以下この条、 認可金融商品取引業協会、 する株式会社金融商品取引所又は金融商品取引所持株会社が て同じ。)以上の数の対象議決権を取得し、 の二第一項に規定する保有基準割合をいう。 十三条の四第三項 その者が法第百六条の三第一項又は第百六条の十七第一項 ]十四条第十四項及び第十五項において同じ。 商品取引所又は商品取引所持株会社の子会社 第四十三条の六第一項及び第二項並びに第 金融商品取引所、 金融商品取引所持 以下この条におい 又は保有しようと (次号ハ、第

# (委任状の用紙及び参考書類の提出

(証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等の権

限の委任)

第三十八条 (略)

2·3 (略)

定は、 に係る部分に限る。 条の三、 為の公正を確保するためのものに限る。 に掲げる行為の公正を確保するためのものに限る。 第四十条 法第百九十四条の七第二項第二号の三に規定する政令で定める規 第四十二条の七 法第三十五条の三 第三十七条の四、 (同条第) 一号にあっては、 第三十九条 第四十三条の六、 (法第六十三条の八第一 第三十八条 (第四項及び第六項を除く。 法第六十三条の八第 (第一号、 第百五十七条から第百五 第三十七条、 第 項各号に掲げる行 一号及び第九号 第四十二条 第三十七 一項各号

(委任状の用紙及び参考書類の提出)

第三十六条の三 勧誘者は、前条第一項の規定により委任状の用紙及第三十六条の三 勧誘者は、前条第一項の規定により委任状の用紙及

(証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等の権

第三十八条

2 · 3 (略) 第三十八条 (略)

る。

一大条まで、第百六十二条、第百六十三条から第百七十一条まで及

#### 5 12 (略

の委任)(委員会への取引等の公正の確保に係る検査等以外の検査等の権限

# 第三十八条の二 (略)

第五十七条の十第一項、第五十七条の二十三、第五十七条の二十六 おいて準用する場合を含む。 おいて準用する場合を含む。 条の四、 十七、第七十五条、第七十九条の四、 第六十六条の二十二、第六十六条の四十五第一項、第六十六条の六 三条の三第二項において準用する場合を含む。)、第六十三条の十 十四第一 五条の三第三項において準用する場合を含む。)から第四項まで、 された権限を除く。)のうち、 一項において準用する場合を含む。)、第六十三条の六(法第六十 長官権限(法第百九十四条の七第二 (法第六 項、 )、第百六条の十六、 第六十条の十一(法第六十条の十二第三項 |項において準用する場合を含む。) 及び第六十条の十四第 第百六条の六第一項 十三条の十 第 第百六条の二十第一項 一項において準用する場合を含む。 法第五十六条の二第一項(法第六十 (同条第) 第百五十一条(法第百五十三条の 第百六条の二十七 一項の規定により委員会に委任 第七十九条の七十七、第百三 一項において準用する場合を (法第六十条の (法第百九条に (同条第二項に

#### 4 5 11 (略

(委員会への取引等の公正の確保に係る検査等以外の検査等の権

#### の委任)

第三十八条の二

略

2 場合を含む。)、 場合を含む。)、 条、 された権限を除く。)のうち、 する場合を含む。)、第百五十五条の九、 条の六第一項 三条の三第二項において準用する場合を含む。)、第六十六条の二 二項において準用する場合を含む。)、第六十三条の六(法第六十 第二項、第六十条の十一(法第六十条の十二第三項(法第六十条の 第五十七条の十第一項、 六条の十六、 十四第二項において準用する場合を含む。)及び第六十条の十四第 五条の三第三項において準用する場合を含む。) 長官権限(法第百九十四条の七第二 第七十九条の四、 第六十六条の四十五第一項、 第百六条の二十第一項 (同条第二項において準用する場合を含む。 第百六条の二十七(法第百九条において準用する 第百五十一条 第七十九条の七十七、第百三条の四、 第五十七条の二十三、第五十七条の二十六 法第五十六条の二第一項 (法第百五十三条の四において準用 第六十六条の六十七、 (同条第二項において準用する 一項の規定により委員会に委任 第百五十六条の五 から第四項まで、 (法第六十 )、第百 第七十五 第百六

緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な 長官が自ら行うことを妨げない 実施に特に資すると認められる場合における検査の権限は、 報告又は資料の提出を命ずる権限並びに公益又は投資者保護のため のを除く。)は、 生ずるものに限る。 国貿易法第六条第一項第十三号に規定する債権 条の八十九の規定による権限 十八及び第百五十六条の八十の規定による権限並びに法第百五十六 五十六条の二十の十二、第百五十六条の三十四、 六条の五 四において準用する場合を含む。 0 四 第百五十六条の五の八、 委員会に委任する。 )の利率で金融庁長官の指定するものに係るも (特定金融指標のうち外国為替及び外 ただし、 第百五十五条の九、 第百五十六条の十五、 これらの規定による (金銭の貸借により 第百五十六条の五 第百五十 金融庁 第百

3·4 (略)

第四十二条 在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支 発生した営業所又は事務所の所在地) 第六号に掲げる権限にあつては、 る主たる営業所又は事務所。 海外投資家等特例業務届出者の本店その他の主たる営業所又は事務 金融商品取引業者等に関する権限の財務局長等への委任 (外国法人又は外国に住所を有する個人にあつては、 長官権限のうち次に掲げるもの は、 申請者、 金融商品取引業者、 以下 同号に規定する確認に係る事故の 「本店等」という。 を管轄する財務局長 (登録金融機関に係るも 特例業務届出者又は の所在地 国内におけ (当該所

> る。 ると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資 提出を命ずる権限並びに公益又は投資者保護のため緊急の必要があ 十六条の八十の規定による権限並びに法第百五十六条の八十九の規 の十二、 ことを妨げない。 ると認められる場合における検査の権限は、 定による権限 第百五十六条の五の八、 委員会に委任する。ただし、 )の利率で金融庁長官の指定するものに係るものを除く。 項第十三号に規定する債権 第百五十六条の三十四、 (特定金融指標のうち外国為替及び外国貿易法第六条 第百五十六条の十五、 これらの規定による報告又は資料の (金銭の貸借により生ずるものに限 第百五十六条の五十八及び第百 金融庁長官が自ら行う 第百五十六条の二十 し は

3 · 4 (略)

第四十二条 在地) 内にある場合にあつては福岡財務支局長 本店その他の主たる営業所又は事務所 のを除く。 有する個人にあつては、 同号に規定する確認に係る事故の発生した営業所又は事務所の 金融商品取引業者等に関する権限の財務局長等への委任 「本店等」という。) を管轄する財務局長 長官権限のうち次に掲げるもの は、 申請者、 国内における主たる営業所又は事務所。  $\mathcal{O}$ 所在地 金融商品取引業者又は特例業務届出者の (当該所在地が福岡財務支局の管轄区域 (第六号に掲げる権限にあつて (外国法人又は外国に住所を 当該申請者 (登録金融機関に係るも 金融商品 以 所

とを妨げない。

さ、ただし、第十三号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うこする。ただし、第十三号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うこ営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長)に委任局長、当該申請者、金融商品取引業者又は特例業務届出者が国内に

届出の受理十二 法第六十三条第二項及び第六十三条の九第一項の規定による

## 十三・十四(略)

引業者並びに金融庁長官の指定する金融商品取引業者、 定による聴聞に係る部分に限る。 十四号(法第六十三条の五第四項及び第六十三条の十三第四項の規 十三第六項の規定による公告に係る部分に限る。 に限る。)、第十一号 所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長)に委任する 務支局長、 又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財 における代表者の所在地又は住所を管轄する財務局長 外投資家等特例業務届出者の本店等又は取引所取引許可業者の国内 ものを除く。)は、 六十三条の十三第一項から第三項までの規定による処分に係る部分 長官権限のうち次に掲げるもの ただし、第十号(法第六十三条の五第一項から第三項まで及び第 当該金融商品取引業者又は特例業務届出者が国内に営業 特例業務届出者及び海外投資家等特例業務届出者に係る 金融商品取引業者、特例業務届出者若しくは海 (法第六十三条の五第六項及び第六十三条の (登録金融機関、 第十五号 (法第六十三条の五 )、第十二号、 特別金融商品取 (当該所在地 取引所取引 第

る権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。合にあつては関東財務局長)に委任する。ただし、第十三号に掲げ引業者又は特例業務届出者が国内に営業所又は事務所を有しない場

### 一~十一 (略)

十二 法第六十三条第二項の規定による届出の受理

# 十三・十四 (略)

2

する。 項の規定による通知に係る部分に限る。)及び第十九号に掲げる 引業者若しくは特例業務届出者の本店等又は取引所取引許可業者の 限 四項の規定による聴聞に係る部分に限る。)、第十五号 規定による処分に係る部分に限る。)、第十一号 営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長)に委任 岡財務支局長、 国内における代表者の所在地又は住所を管轄する財務局長 許可業者及び特例業務届出者に係るものを除く。)は、 引業者並びに金融庁長官の指定する金融商品取引業者、 定による公告に係る部分に限る。)、第十二号、第十四号 在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福 長官権限のうち次に掲げるもの(登録金融機関、 は ただし、第十号 金融庁長官が自ら行うことを妨げない。 当該金融商品取引業者又は特例業務届出者が国内に (法第六十三条の五第一項から第1 (同条第六項の規 特別金融商品 取引所取引 金融商品 二項までの (同条第五 (当該所 (同条第

を妨げない。 限る。) 及び第十九号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うこと第五項及び第六十三条の十三第五項の規定による通知に係る部分に

### √三 (略)

及び第七項、第六十条の五、第六十条の七、第六十三条第八項及 十三条の三第二項において準用する場合を含む。)及び第四項、 用する場合を含む。)、第六十三条の二第二項、第三項(法第六 び第十三項(これらの規定を法第六十三条の三第二項において準 三項及び第六項、第三十七条の三第三項、第四十二条の七第三項 項及び第八項、第三十一条の四第一項及び第二項、第三十五条第 らの規定を法第六十三条の十 第六十三条の三第一項、 条の十一第一項の規定による届出の受理 一項において準用する場合を含む。 第四十六条の六第一項、 法第三十一条第一項及び第三項、第三十一条の二第三項、 第六十三条の十第一 第六十三条の九第七項及び第十項 第五十条第一項、 項、 第 第二 一項において準用する場合を含 )及び第四項並びに第六十 項 (法第六十三条の十一第 第五十条の二第一項 第五

### 五・六 (略)

において準用する場合を含む。)の規定による命令 三条第十二項(法第六十三条の九第九項(法第六十三条の十一第二項 含む。)及び第六十三条の九第九項(法第六十三条の三、第五十六条の三、第六十 会む。)及び第六十三条の二第四項、第四十六条の三第三項(法第六十条 法第三十一条の二第四項、第四十六条の三第三項(法第六十条

### 一~三 (略)

兀

三項及び第六項、第三十七条の三第三項、第四十二条の七第三項 用する場合を含む。)、第六十三条の二第二項、 び第十三項(これらの規定を法第六十三条の三第二項において準 及び第七項、第六十条の五、第六十条の七、第六十三条第八項及 項及び第八項、第三十一条の四第一項及び第二項、 びに第六十三条の三第 十三条の三第二項において準用する場合を含む。) 及び第四項並 第四十六条の六第一項、 法第三十一条第一項及び第三項、 項の規定による届出の受理 第五十条第一項、 第三十一条の二第三項、 第五十条の二第一項 第三項 第三十五条第 (法第六 第

### 五・六 (略)

を含む。)の規定による命令十三条第十二項(法第六十三条の三第二項において準用する場合の六において準用する場合を含む。)、第五十六条の三及び第六の六において準用する場合を含む。)、第五十六条の三及び第六

#### 八 (略)

九 法第四十六条の三第一項及び第二項(これらの規定を法第六十九条の三(法第六十条の六において準用する場合を含む。)、第四十七条の二(法第六十三条の十二第二項(法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。)、第四十七条の二、第四十一条の十一第二項において準用する場合を含む。)、第四十七条の二、第四十一条の十一第二項において準用する場合を含む。)、第四十七条の二、第四十一条の十一第二項において準用する場合を含む。)の規定を法第六十二条の十一第二項において準用する場合を含む。)の規定を法第六十二条の十一第二項において準用する場合を含む。)の規定を法第六十二条の十一第二項において準用する場合を含む。)の規定による書類により、第四十二条の一項を含む。)の規定による書類により、第四十二条の一項を含む。)の規定による書類により、第四十二条の一項を含む。)の規定を法第二項により、第四十二条の一項を含む。)の規定による書類により、第四十二条の一項を含む。)の規定による書類により、第四十二条の一項を含む。)の規定による書類により、第四十二条の一項を含む。

する場合を含む。)の規定による公告
「お第五十四条の二、第六十条の八第三項(法第六十条の五第六項(法第六十三条の十一第二項において準用大十三条の五第六項(本第十一条の三第二項において準用する場合を含む。) 及び第一項 (法第六十条第一項 (法第五十四条の二、第六十条の八第三項(法第六十条第一項

法第六十条の十二第三項において準用する場合を含む。)、第六準用する場合を含む。)、第三項及び第四項、第六十条の十一(十二 法第五十六条の二第一項(法第六十五条の三第三項において

#### 八 (略)

九

用する場合を含む。)の規定による書類、書面及び報告の受理びに第六十三条の四第二項(法第六十三条の三第二項において準十九条の三(法第六十条の六において準用する場合を含む。)並出れる。法第六十条の三第一項及び第二項(これらの規定を法第六十法第四十六条の三第一項及び第二項(これらの規定を法第六十

定による公告
(法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。)の規の許可の取消しに係るものを除く。)及び第六十三条の五第六項十一 法第五十四条の二、第六十条の八第三項(法第六十条第一項

法第六十条の十二第三項において準用する場合を含む。) 並びに準用する場合を含む。)、第三項及び第四項、第六十条の十一(十二 法第五十六条の二第一項(法第六十五条の三第三項において

任されたものを除く。)

一大三条の六(法第六十三条の三第二項の規定により委員会に委命令並びに検査(法第百九十四条の七第二項第一号から第二号の命令並びに検査(法第百九十四条の七第二項第一号から第二号のが 並びに第六十三条の十四(法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。)の規定において準用する場合を含せるれたものを除く。)

#### 十三 (略)

用する場合を含む。)の規定による聴聞 第六十三条の十三第四項(法第六十三条の十一第二項において準 第六十三条の一第二項において準 まっっっての取消しに係るものを除く。)、第六十三条の五第四項 法第五十七条第二項、第六十条の八第五項(法第六十条第一

)の規定による通知 五項(法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。 係るものを除く。)、第六十三条の五第五項(法第六十三条の十三第 第二項において準用する場合を含む。)及び第六十三条の十三第 第二項において準用する場合を含む。)及び第六十三条の十三条の三 経るものを除く。)、第六十条第三項(法第二十九条の登録に係るものを除く

## 十六~十八 (略)

いて準用する場合を含む。)の規定による縦覧項及び法第六十三条の九第四項(法第六十三条の十一第二項にお十九 法第六十三条の三第二項において準用する法第六十三条第五

# 一十~二十二 (略)

(A)。) 第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任されたものを除 法第百九十四条の七第二項第一号から第二号の二までの規定及び を含む。)の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査( 第六十三条の六(法第六十三条の三第二項において準用する場合

### 十三 (略)

規定による聴聞項(法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。)の項(法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。)の正領の許可の取消しに係るものを除く。)及び第六十三条の五第四十四 法第五十七条第二項、第六十条の八第五項(法第六十条第一

三第二項において準用する場合を含む。)の規定による通知係るものを除く。)及び第六十三条の五第五項(法第六十三条の係のものを除く。)、第六十条の八第四項(法第六十条第一項の許可の取消しに十五 法第五十七条第三項(法第二十九条の登録に係るものを除く

## 十六~十八 (略)

項の規定による縦覧十九 法第六十三条の三第二項において準用する法第六十三条第五

# 一十~二十二 (略)

の八ただし書並びに第十七条の十三の九ただし書の規定による承第十七条の十第一項ただし書及び第三項ただし書、第十七条の十三だし書、第十七条の十三十四第十五条の十三第三号、第十五条の十五、第十六条の十七

一十五~二十七 (略)

の施設 項に規定する子特定法人、当該金融商品取引業者を子会社(法第一 外投資家等特例業務届出者と取引をする者、法第五十六条の二第一 融商品取引業者、 営業所、事務所その他の施設、 を受けた者を含む。 受けた者(その者から委託(二以上の段階にわたる委託を含む。 業務届出者若しくは海外投資家等特例業務届出者から業務の委託を る持株会社(法第二十九条の四第三項に規定する持株会社をいう。 条第三項並びに第四十四条第七項及び第八項において同じ。)とす 十九条の四第四項に規定する子会社をいう。 若しくは海外投資家等特例業務届出者の本店等以外の支店その他の 前項第十二号に掲げる権限で金融商品取引業者、 (国内における代表者の住所にあるものを除く。) 、当該金 当該金融商品取引業者、 取引所取引許可業者、 以下この項において同じ。)、当該金融商品取 取引所取引許可業者の事務所その他 取引所取引許可業者、 特例業務届出者若しくは海 次条第四項、 特例業務届出者 第四十三 特例

二十三 法第百九十四条の六第二項及び第三項の規定による通知

二十五~二十七 (略)

3 第三項に規定する特定金融商品取引業者等である者に限る。)の同 の項において同じ。)、当該金融商品取引業者(法第五十六条の一 第二十九条の四第四項に規定する子会社をいう。 第一項に規定する子特定法人、当該金融商品取引業者を子会社 可業者若しくは特例業務届出者と取引をする者、 住所にあるものを除く。)、当該金融商品取引業者、取引所取引許 取引所取引許可業者の事務所その他の施設 届出者の本店等以外の支店その他の営業所、 とする持株会社 十三条第三項並びに第四十四条第七項及び第八項において同じ。 しくは特例業務届出者から業務の委託を受けた者 (二以上の段階にわたる委託を含む。) を受けた者を含む。 前項第十二号に掲げる権限で金融商品取引業者若しくは特例業務 以下同じ。)、当該金融商品取引業者、取引所取引許可業者若 (法第二十九条の四第三項に規定する持株会社をい (国内における代表者の 事務所その他の施設 次条第四項、 法第五十六条の一 (その者から委託 以下こ 第四

場合にあつては福岡財務支局長、 親銀行等若しくは子銀行等 等である者に限る。 管轄する財務局長 の委託を受けた者が個人の場合にあつては、 務支局長のほか、当該支店等の所在地 は子金融機関等又は当該金融商品取引業者の同条第四項に規定する ては関東財務局長)も行うことができる。 に関するものについては、 (法第五十六条の二第三項に規定する特定金融商品取引業者 (当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある の同条第三項に規定する親金融機関等若しく (以下この条において「支店等」という 前項に規定する財務局長又は福岡財 当該所在地が国外にある場合にあ (当該取引をする者又は業務 その住所又は居所 を

項の規定により委員会に委任されたものを除く。)については、 ち法第五十七条の十第一項の規定による権限 該特別金融商品取引業者等の支店等に関するもの及び長官権限のう 品取引業者等」という。 資家等特例業務届出者 者から委託 又は当該特別金融商品取引業者等から業務の委託を受けた者 十四条第五項及び第一 該支店等(特別金融商品取引業者の子会社等(法第五十七条の十第 品取引業者、 一項に規定する子会社等をいう。 特別金融商品取引業者又は第一 )の所在地 (二以上の段階にわたる委託を含む。 取引所取引許可業者、 (当該特別金融商品取引業者等と取引をする者 一十二項において同じ。 (以下この項及び次項において「特別金融商 )に係る第一 第四十三条の二第一項並びに第四 一項の金融庁長官の指定する金融商 特例業務届出者若しくは海外投 一項第十二号に掲げる権限で当 )を含む。 (第三十八条の二第) を受けた者を含 次項におい (その 当

> 会第三項に規定する親金融機関等若しくは子金融機関等又は当該金 、前項に規定する財務局長」という。)に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店は、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店場合にあつては、その住所又は居所)を管轄する財務局長(当該所場合にあつては、その住所又は居所)を管轄する財務局長(当該所場合にあつては、その住所又は居所)を管轄する財務局長のほか、当該支店局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長)も行為できる。

る第一 たる委託を含む。 等から業務の委託を受けた者 者の子会社等(法第五十七条の十第二項に規定する子会社等をいう 定による権限 店等に関するもの及び長官権限のうち法第五十七条の十第 の項及び次項において「特別金融商品取引業者等」という。 品取引業者、 金融商品取引業者等と取引をする者又は当該特別金融商品取引業者 おいて同じ。 れたものを除く。 第四十三条の二第一項並びに第四十四条第五項及び第二十一項に 特別金融商品取引業者又は第二項の金融庁長官の指定する金融商 一項第十二号に掲げる権限で当該特別金融商品取引業者等の支 取引所取引許可業者若しくは特例業務届出者 (第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任さ を含む。 )については、 を受けた者を含む。) 次項において同じ。 (その者から委託 当該支店等 が個人の場合にあつては (特別金融商品取引業 の所在地 (二以上の段階にわ (当該特別 一項の規 ) に 係 (以下こ

ことを妨げない。

財務局長)に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東では福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつま。)が個人の場合にあつては、その住所又は居所)を管轄する財

5~7 (略)

(金融商品取引所に関する権限の財務局長等への委任

第四十三条の四 (略)

2

3 局長、 場合にあつては、その住所又は居所) 局長のほか、 在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支 に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支 は当該金融商品取引所から業務の委託を受けた者(その者から委託 に規定する商品取引参加者をいう。 の子会社、当該金融商品取引所の商品取引参加者 所以外の支店その他の営業所若しくは事務所、 項において同じ。)(以下この条において「支店等」という。) 前項に規定する権限で金融商品取引所の本店若しくは主たる事務 一以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者を含む。 )、当該金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者又 当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長) 当該支店等の所在地 (業務の委託を受けた者が個人の 第四十四条第十五項において同 を管轄する財務局長 当該金融商品取引所 (法第百五十一条 (当該所 以下こ も行

、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。地が国外にある場合にあつては関東財務局長)に委任する。ただし支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在、その住所又は居所)を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務

5~7 (略)

(金融商品取引所に関する権限の財務局長等への委任

第四十三条の四

略

2

3 局長、 場合にあつては、その住所又は居所) 局長のほか、当該支店等の所在地 の項において同じ。) じ。)、当該金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者又 に規定する商品取引参加者をいう。 の子会社、当該金融商品取引所の商品取引参加者 所以外の支店その他の営業所若しくは事務所、 在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支 に関するものについては、 は当該金融商品取引所から業務の委託を受けた者(その者から委託 (二以上の段階にわたる委託を含む。) を受けた者を含む。 前項に規定する権限で金融商品取引所の本店若しくは主たる事務 当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長 (以下この条において「支店等」という。 前項に規定する財務局長又は福岡財務支 (業務の委託を受けた者が個人の 第四十四条第十四項において同 を管轄する財務局長 当該金融商品取引 (法第百五十一条 (当該所 以下こ

うことができる。

(委員会の金融商品取引業者等に関する権限の財務局長等への委任4 (略)

第四十四条 等特例業務届出者、 引業者等」という。)の本店等又は国内における代表者の所在地又 融商品取引所、 管轄区域内にある場合にあつては、 は住所を管轄する財務局長 融商品取引所又は証券金融会社 登録金融機関、 委員会が自らその権限を行うことを妨げない。 長官権限のうち次に掲げるものは、 金融商品取引所持株会社等、 取引所取引許可業者、 金融商品仲介業者、 (当該所在地又は住所が福岡財務支局 (以下この条において「金融商品取 福岡財務支局長)に委任する。 特例業務届出者、 高速取引行為者、 自主規制法人、外国金 金融商品取引業者、 海外投資家 協会、金

#### (略)

十五条、 合を含む。 六十三条の十四 の十二第三項において準用する場合を含む。)、第六十三条の六 合を含む。)、第三項及び第四項、 十六条の二第一項 (法第六十三条の三第) 第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任された法第五 第七十九条の四、 第六十六条の二十二、第六十六条の六十七、第七 (法第六十三条の十一 (法第六十五条の三第三項において準用する場 |項において準用する場合を含む。) 、第 第百六条の二十七(法第百九条におい 第六十条の十一(法第六十条 第二項において準用する場

うことができる。

4

(委員会の金融商品取引業者等に関する権限の財務局長等への委任

第四十四条 を行うことを妨げない。 は、 該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつて 又は国内における代表者の所在地又は住所を管轄する財務局長 持株会社等、自主規制法人、外国金融商品取引所又は証券金融会社 登録金融機関、 介業者、 (以下この条において「金融商品取引業者等」という。) 福岡財務支局長)に委任する。 高速取引行為者、 長官権限のうち次に掲げるものは、 取引所取引許可業者、 協会、 金融商品取引所、 ただし、 特例業務届出者、 委員会が自らその権限 金融商品取引業者 金融商品取引 金融商品: の本店等

#### (略)

含む。)、第百五十一条(法第百五十三条の四において準用する 十六条の二十二、第六十六条の六十七、第七十五条、第七十九 六十六条の二十二、第六十六条の六十七、第七十五条、第七十九 六十六条の二十二、第六十六条の六十七、第七十五条、第七十九 六十六条の二十二、第六十六条の六十七、第七十五条、第七十九 条の四、第百六条の二第二項において準用する場合を含む。)、第 六十六条の二第二項の規定により委員会に委任された法第五 第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任された法第五

五十六条の三十四の規定による権限 て準用する場合を含む。 おいて準用する場合を含む。 )、第百五十一条 第百五十五条の九並びに第百 (法第百五十三条の四

0

2 品取引業者等と取引をする者又は当該金融商品取引業者等から業務 従属事務所等又は証券金融支店等 持株会社支店等、 業務支店等、 ある場合にあつては関東財務局長)も行うことができる。 区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、 又は居所) 又は福岡財務支局長のほか、 等」という。)に関するものについては、 高速取引支店等、 取引支店等、 委託を受けた者 項各号に掲げる委員会の権限で金融商品取引業者等の金融商品 を受けた者を含む。)が個人の場合にあつては、 を管轄する財務局長 海外投資家等特例業務支店等、 金融支店等、 協会従属事務所等、 自主規制法人従属事務所等、 (その者から委託 (二以上の段階にわたる委託を 取引所取引許可業者從属事務所等、 当該対象支店等の所在地 (当該所在地が福岡財務支局の管轄 (以下この条において「対象支店 取引所従属事務所等、 同項に規定する財務局長 金融商品仲介支店等、 当該所在地が国外に 外国金融商品取引所 (当該金融商 その住所 取引所 特例 2

#### 3

5 項各号に掲げる委員会の権限については、 おける前三項の規定の適用については、 金融商品取引業者 項の規定は、 海外投資家等特例業務届出者及び高速取引行為者に係る同 登録 特別金融商品取引業者並びに委員会の指定する 金融機関、 取引所取引許可業者、 第二項中 適用しない。この場合に 「金融商品取引業 特例業務

> 場合を含む。 規定による権限 第百五 十五条の九並びに第百五十六条の三十四

委託 所等、 岡財務支局長、 が個人の場合にあつては、 は当該金融商品取引業者等から業務の委託を受けた者(その者から 該対象支店等の所在地 等 従属事務所等、 業務支店等、 ついては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、 取引支店等、 (当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては 前項各号に掲げる委員会の権限で金融商品取引業者等の金融商品 (以下この条において「対象支店等」という。) に関するものに も行うことができる。 (二以上の段階にわたる委託を含む。) を受けた者を含む。 取引所従属事務所等、 金融商品仲介支店等、 金融支店等、 当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局 外国金融商品取引所従属事務所等又は証券金融支店 (当該金融商品取引業者等と取引をする者又 その住所又は居所) 取引所取引許可業者從属事務所等、 取引所持株会社支店等、 高速取引支店等、 を管轄する財務局長 自主規制法 協会従属事務 特例 当

#### 3 4

5 届出者及び高速取引行為者に係る同項各号に掲げる委員会の権限に 金融商品取引業者、 第一 ては、 いては、 項の規定は、 第 適用しない。 項中 「金融商品取引業者等の金融商品取引支店等 特別金融商品取引業者並びに委員会の指定する 登録金融機関、 この場合における前三項の規定の適用に 取引所取引許可業者、 特例業務 金

るのは 十第一 岡財務支局長」とあるのは 業務支店等、 取引支店等、 品仲介支店等、 事務所等、 出 融商品取引業者、 対象支店等」 例業務届出者 行為者」 融商品取引業者、 金融商品取引所従属事務所等又は証券金融支店等」とあるのは 務所等、 特例業務届出者 は「当該金融商品取引業者、 次項において同じ。 八条の二第二項の規定により委員会に委任された法第五十七条の 関するもの」とあるのは の金融商品取引支店等、 「金融商品取引業者、 項の規定による権限」と、 海外投資家等特例業務届出者又は高速取引行為者の金融商品 海外投資家等特例業務届出者若しくは高速取引行為者」 「当該対象支店等 取引所持株会社支店等、 特例業務支店等 と 第三項中 海外投資家等特例業務支店等又は高速取引支店等」と 金融支店等、 海外投資家等特例業務届出者又は高速取引行為者の 高速取引支店等、 登録金融機関 登録金融機関 「当該金融商品取引業者等」とあるのは 海外投資家等特例業務届出者若しくは高速取引 ) | |と、 「金融商品取引業者等の対象支店等」とある (特別金融商品取引業者の子会社等を含む 登録金融機関 取引所取引許可業者従属事務所等、 「委員会」と、 金融支店等、 海外投資家等特例業務支店等 「関するもの及び長官権限のうち第三 登録金融機関、 「当該金融商品取引業者等」とある 取引所取引許可業者、特例業務届 自主規制法人從属事務所等、 協会従属事務所等、 取引所取引許可業者、 「同項に規定する財務局長又は福 取引所取引許可業者、 取引所取引許可業者従属 「当該対象支店等」とあ 取引所取引許可業者 取引所従属事 特例業務届 「当該金 金融商 外国 特例 金金 特

のは 店等」 取引行為者の対象支店等」と、 許可業者、 等を含む。 等」とあるのは「当該対象支店等(特別金融商品取引業者の子会社 長又は福岡財務支局長」とあるのは「委員会」と、 うち第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任された法第 務届出者又は高速取引行為者の金融商品取引支店等、 属事務所等、 融支店等、 十七条の十第一項の規定による権限」と、 取引所取引許可業者従属事務所等、 外国金融商品取引所従属事務所等又は証券金融支店等」とあるのは 融商品仲介支店等、 「金融商品取引業者等の対象支店等」とあるのは とあるのは「当該金融商品取引業者、 一項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とする。 第一 「金融商品取引業者」 特例業務届出者若しくは高速取引行為者」 登録金融機関、 「当該金融商品取引業者、 Ł, |項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とあるのは 次項において同じ。)」と、 取引所取引許可業者從属事務所等、 特例業務届出者若しくは高速取引行為者」と、 「関するもの」とあるのは 取引所持株会社支店等、 取引所取引許可業者、 高速取引支店等、 登録金融機関、 登録金融機関、 「当該金融商品取引業者等」とある 特例業務支店等又は高速取引支 自主規制法人従属事務所等 取引所取引許可業者、 協会従属事務所等、 「関するもの及び長官権限 登録金融機関、 「当該金融商品取引業者等 特例業務届出者又は高 「同項に規定する財務局 Ł, 取引所取引許可業者 特例業務支店等、 前項中 「金融商品取引業 「当該対象支店 金融支店等 取引所 第 第 取引所 特例業 三項中 項及 取引 金

者、

	一 移行期間特例業務に関し、法令等を遵守させるための指導に関
定は、なおその効力を有する。	号のいずれかに該当する者とする。
の他の営業所に係る部分に限る。)、第四条及び第十条第一項の規	この項において同じ。)の届出を行おうとする者の使用人で次の各
の額、純財産額及び営業用純資本額等に関する政令第三条(支店そ	いて準用する場合にあつては同項に規定する行為に係る業務。以下
ては、昭和四十三年三月三十一日までは、旧証券業者の登録、資本	(同条第五項に規定する移行期間特例業務をいい、同条第七項にお
則第二項に規定する証券業者(以下「証券業者」という。)につい	合を含む。)に規定する政令で定める使用人は、移行期間特例業務
3 証券取引法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第九十号)附	3 法附則第三条の三第一項第四号(同条第七項において準用する場
	(移行期間特例業務に関する特例)
1 • 2 (略)	1・2 (略)
附則	附則
11	12
	た者を含む。)をいう。
	者(その者から委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受け
	る者又は当該海外投資家等特例業務届出者から業務の委託を受けた
	事務所その他の施設、当該海外投資家等特例業務届出者と取引をす
	資家等特例業務届出者の本店等以外の支店その他の営業所若しくは
(新設)	11   第二項に規定する「海外投資家等特例業務支店等」とは、海外投
6~10 (略)	6~10 (略)
	する。
	」とあるのは「第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」と
	前項中「第一項及び第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長

する業務を統括する者その他これに準ずる者として内閣府令で定

4 三年とする。 門を統括する者その他これに準ずる者として内閣府令で定める者 法附則第三条の三第三項第 一号ロに規定する政令で定める期間は

移行期間特例業務に関し

運用

(その指図を含む。

を行う部

4 売買取引を行なうこととなつた場合には、 証券取引所の解散に伴い、 いて売買取引を行なつていたものが、当該有価証券市場を開設する 神戸 項第二号イ及び前項の規定によりなおその効力を有する旧証券 、市に本店を有する会社で神戸市に所在する有価証券市場にお 大阪市に所在する有価証券市場において 当該会社に係る第十五条

5 第四条第 項 第 号に規定する証券会社には、 昭和四十三年三月

令第四条第一項第二号に掲げる金額は、

業者の登録

資本の額

純財産額及び営業用純資本額等に関する政

当分の間、

三千万円とする

5

次に掲げる者が外国

法附則第三条の三第三項第一号ロに規定する政令で定める場合は

なして当該外国投資運用業者の当該期間を算定した場合に、 準拠し、当該外国において投資運用業を開始してから経過した期間 を同条第一項に規定する外国投資運用業者が当該外国の法令に準拠 当該外国において投資運用業を開始してから経過した期間とみ (同号イに規定する外国をいう。 の法令に その期 三十一 日までは 証券業者を含むものとする。

間が三年以上である場合とする。

当該外国投資運用業者に合併された者

分割により当該外国投資運用業者に投資運用業の全部又は

(内閣府令で定める場合に限る。

)を承継させた者

当該外国投資運用業者に投資運用業の全部又は

部

(内閣府令

-38-

	おそれが少ないものとして政令で定めるものは、次の各号に掲げる
(新設)	9 法附則第三条の三第五項第二号イに規定する有価証券を取得する
	、第一条の三各号に掲げるものとする。
(新設)	8 法附則第三条の三第五項第一号ハに規定する政令で定めるものは
	あるのは「第三十八条の二、第三十九条」とする。
	」とあるのは「附則第三条の三第五項各号」と、「第三十九条」と
	四項の規定の適用については、同項中「第六十三条の八第一項各号
	第二号の三の規定を読み替えて適用する場合における第三十八条第
(新設)	7 法附則第三条の三第四項の規定により法第百九十四条の七第二項
	有価証券
	三 前二号に掲げる有価証券に準ずるものとして内閣府令で定める
	価証券であるもの
	二 有価証券信託受益証券のうち、受託有価証券が前号に掲げる有
	<ul><li>一 株券、新株予約権証券及び新株予約権付社債券</li></ul>
	く。)とする。
	ことができない株式に係る株券その他の内閣府令で定めるものを除
	抗することができない有価証券に係る議決権を含む。)を行使する
	百四十七条第一項又は第百四十八条第一項の規定により発行者に対
	きる事項の全部につき議決権(社債、株式等の振替に関する法律第
	券は、次に掲げる有価証券(株主総会において決議をすることがで
(新設)	6 法附則第三条の三第三項第一号へに規定する政令で定める有価証
	四 前三号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者
	で定める場合に限る。)を譲渡した者

(新設)	11 法附則第三条の三第五項第二号ハに規定する権利を取得するおそ
	る契約を締結することを取得の条件とするものとする。
	譲渡を行わない旨その他の内閣府令で定める事項を定めた譲渡に係
	て、当該取得者が取得した当該受益証券を海外投資家等以外の者に
	とする者(以下この項において「取得者」という。)との間におい
	行者と当該受益証券の取得勧誘に応じて当該受益証券を取得しよう
	おそれが少ないものとして政令で定めるものは、当該受益証券の発
(新設)	10 法附則第三条の三第五項第二号ロに規定する受益証券を取得する
	外の譲渡が禁止される旨の制限が付されているもの
	他の法律行為により、当該権利を海外投資家等に譲渡する場合以
	二 法第二条第二項第六号に掲げる権利 当該権利に係る契約その
	渡に係る契約を締結することを取得の条件とするもの
	者に譲渡を行わない旨その他の内閣府令で定める事項を定めた譲
	(3)までのいずれにも該当しないものに限る。以下同じ。) 以外の
	六項に規定する海外投資家等をいい、同条第五項第一号イ⑴から
	受益証券又は外国投資証券を海外投資家等(法附則第三条の三第
	行う者と当該取得者との間において、当該取得者が取得した当該
	この号において「取得者」という。)との間及び当該取得勧誘を
	じて当該受益証券又は外国投資証券を取得しようとする者(以下
	資証券の発行者と当該受益証券又は外国投資証券の取得勧誘に応
	同項第十一号に規定する外国投資証券 当該受益証券又は外国投
	法第二条第一項第十号に規定する外国投資信託の受益証券又は
	有価証券の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

6 (略)	14 (略)
(特例適用会社に係る業務を終了した日)	(特例適用会社に係る業務を終了した日)
	ものとする。
	とあるのは「附則第三条の三第七項に規定する行為」と読み替える
	の八第一項各号に掲げる行為」と、「附則第三条の三第五項各号」
	則第七項中「第六十三条の八第一項各号」とあるのは「第六十三条
	項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、附
(新設)	13   附則第七項の規定は、法附則第三条の三第七項において同条第四
	四 前三号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者
	定する親会社等をいう。)
	三 当該外国投資運用業者の親会社等(第十五条の十六第三項に規
	二 当該外国投資運用業者の使用人
	に規定する役員をいう。)
	一   当該外国投資運用業者の役員(法附則第三条の三第一項第三号
	°
	接な関係を有する者として政令で定める者は、次に掲げる者とする
(新設)	12   法附則第三条の三第六項第二号に規定する外国投資運用業者と密
	外の譲渡が禁止される旨の制限が付されているものとする。
	の他の法律行為により、当該権利を海外投資家等に譲渡する場合以
	れが少ないものとして政令で定めるものは、当該権利に係る契約そ

															学			
(義央権こついて隼甲する会社去の読替え)2 (略)	六 法第四十一条第七項	五 法第四十一条第三項	四法第三十五条の八第七項	三 法第三十五条の八第四項		を含む。)において準用する会社法第三百十二条第一項	二 法第十二条第七項 (法第二十四条第十項において準用する場合	一 (略)	0	内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない	当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び	者」という。)は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、	き、以下同じ。)により提供しようとする者(次項において「提供	条第三項に規定する電磁的方法をいう。第十四条及び第十五条を除	第四条の三 次に掲げる規定に規定する事項を電磁的方法(法第十二	(書面に記載すべき事項等の電磁的方法による提供の承諾等)	改正案	
(議決権について準用する会社法の読替え)2(略)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	て準用する場合を含む。)	(法第二十四条第十項において準用する法第十二条第七項におい	二 法第十二条第七項において準用する会社法第三百十二条第一項	一 (略)	0	内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない	当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び	者」という。)は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、	き、以下同じ。)により提供しようとする者(次項において「提供	条第三項に規定する電磁的方法をいう。第十四条及び第十五条を除	第四条の三 次に掲げる規定に規定する事項を電磁的方法 (法第十二	(書面に記載すべき事項等の電磁的方法による提供の承諾等)	現	

合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする代理権の行使について会社法第三百十条第六項の規定を準用する場高場合を含む。次項において同じ。)の規定において代理人による第四条の四 法第十二条第七項(法第二十四条第十項において準用す

2

(略) (表 略)

(略)

(電磁的方法による通知の承諾等)

第五条の七 (略)

承諾をした場合は、この限りでない。て発してはならない。ただし、当該相手方が再び同項の規定によるがあつたときは、当該相手方に対し、当該通知を電磁的方法によつがあったときは、当該相手方に対し、当該通知を受けない旨の申出の規定による承諾を得た通知発出者は、同項の相手方から書

要しない債権者)(出資一口の金額の減少等の場合に各別に異議の催告をすることを

条まで(第十一条の三第二項第六号イを除く。)において「銀行法、年法律第五十九号。第十条、第十条の二及び第十一条から第十二の三第六項及び第六十一条の四第四項において準用する場合を含む第七条 法第五十二条第二項(法第六十一条の二第四項、第六十一条

る当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。 行使について会社法第三百十条第六項の規定を準用する場合におけ第四条の四 法第十二条第七項の規定において代理人による代理権の

(表略)

2 (略)

(電磁的方法による通知の承諾等)

第五条の七

(略

ない。ただし、当該相手方が再び同項の規定による承諾をした場合当該相手方に対し、当該通知を電磁的方法によつて発出してはなら面又は電磁的方法による通知を受けない旨の申出があつたときは、2 前項の規定による承諾を得た通知発出者は、同項の相手方から書

は、この限りでない。

要しない債権者) (出資一口の金額の減少等の場合に各別に異議の催告をすることを

条まで(第十一条の三第二項第五号イを除く。)において「銀行法の三第六項及び第六十一条の四第四項において準用する場合を含む第七条 法第五十二条第二項(法第六十一条の二第四項、第六十一条第七条 法第五十二条第二項(法第六十一条の二第四項、第六十一条

るものとする。 に係る多数人を相手方とする定型的契約の債権者で内閣府令で定め信用金庫又は信用金庫連合会(以下「金庫」と総称する。)の業務定する政令で定める債権者は、保護預り契約に係る債権者その他の」という。)第三十四条第一項及び第三十五条第一項ただし書に規

(財務局長等への権限の委任)

、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、第五号から第 ・ にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、第五号から第 ・ にあつては、福岡財務支局長)という。)のうち次に掲げるものは 十条の四において「長官権限」という。)のうち次に掲げるものは 十条の二 法第八十八条第一項の規定により金融庁長官に委任され な

> るものとする。 に係る多数人を相手方とする定型的契約の債権者で内閣府令で定め信用金庫又は信用金庫連合会(以下「金庫」と総称する。)の業務定する政令で定める債権者は、保護預り契約に係る債権者その他の」という。)第三十四条第一項及び第三十五条第一項ただし書に規

(財務局長等への権限の委任)

第十条の二 法第八十八条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官が自ら行うことを妨げない。 にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、第五号から第にあつては、福岡財務支局長)という。)のうち次に掲げるものはにあつては、福岡財務支局長)という。)のうち次に掲げるものはにあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、第五号から第にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、第五号から第にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、第五号から第二十条の二 法第八十八条第一項の規定により金融庁長官に委任され

一 法第三十七条第一項第一号及び第三号の規定による認可及び承認三十五条の八第五項において準用する場合を含む。)、第五十四条の二十一第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)、第五十四条の二十二第二項ただし書、第五十四条の二十二第二項ただし書、第五十四条の二十二第二項ただし書、第五十四条の二十一第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)、第五十四条の二十一条、第三十五条第一項ただし書、第四十四条(法第二十七条第二十十条、第三十五条第一項ただし書、第四十四条(法第二十五条第二十七条第二項ただし書、第四十四条(法第二十五条第二項ただし書、第四十四条(法第二十五条第二項ただし書、第四十四条(法第二十五条第二項ただし書、第四十四条(法第二十五条第二項ただし書、第四十四条(法第二十五条第二項ただし書、第四十四条(法第二十五条第二項を含む。)、第二十五条第二項を含む。

及び承認

2 5 

(子金融機関等の範囲)

第十一条の三

(略)

行う者は、次に掲げる者とする。 銀行法第十三条の三の二第三項に規定する政令で定める金融業を

(略)

五.

特例業務届出者 金融商品取引法第六十三条の九第四項に規定する海外投資家等

平成七年法律第百五号)第二条第二項に規定する保険会社をいう 商品取引業者(金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品 取引業者をいう。次号において同じ。)、保険会社(保険業法( よつてする金銭の授受の媒介を含む。)を業として行う者 の他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法に 同号において同じ。)及び前各号に掲げる者を除く。) 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介(手形の割引、売渡担保そ ( 金 融

六

(略)

五.

(略

二~八

2 5

(子金融機関等の範囲

第十一条の三 (略)

2

行う者は、次に掲げる者とする。

銀行法第十三条の三の二第三項に規定する政令で定める金融業を

(略)

(新設

兀 平成七年法律第百五号)第二条第二項に規定する保険会社をいう 取引業者をいう。次号において同じ。)、保険会社(保険業法 商品取引業者(金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品 よつてする金銭の授受の媒介を含む。)を業として行う者 の他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法に 同号において同じ。)及び前三号に掲げる者を除く。) 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介(手形の割引、売渡担保そ (金融

併存続金融機関又は新設合併設立金融機関は、同条第四項の規定に   2   法第六条第三項に規定する計画につき同項の承認を受けた吸収合   (新設)	四 (略) 四 載 三 ( m ) 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	載した書面	長官及び厚生労働大臣。次項において同じ。) に提出しなければな 第三条 吸収合併存続金融機関又は新設合併設立金融機関又は新設合併設立金融機関又は新設合併設立金融機関は、法第六 第三条 吸収合併存に	改正案
	(略) (略) (略) (略)	) 略)	しなければならない。	現行

ない事情を記載した書面 当該計画を変更する予見し難い経済情勢の変化その他やむを得

関する計画を記載した書面 当該業務を継続する期間及び変更後における当該業務の整理に

その他内閣府令で定める書類

3 項第三号中「合併」とあるのは、 とする場合について、 同条第五項において準用する同条第四項の規定による同条第五項に おいて準用する同条第三項に規定する計画の変更の承認を受けよう る同条第三項の承認を受けようとする場合について、 項の規定は転換後金融機関が法第六条第五項において準用す それぞれ準用する。 「転換」と読み替えるものとする この場合において、 前項の規定は 2

ることとなつた場合について準用する法の規定の読替え) (転換後金融機関が行うことができない業務に属する契約等を有す

とする。 換により有することとなつた場合について同条第一項の規定を準用 法令により行うことができない業務に属する契約又は権利義務を転 する場合における当該規定に係る技術的読替えは、 法第六条第五項において転換後金融機関がその事業に関する 次の表のとおり

(表 略

(財務局長等への権限の委任

る同条第三項の規定による業務の継続の承認を受けようとする場合 前項の規定は、 転換後金融機関が法第六条第四項において準用す

について準用する。

ることとなつた場合について準用する法の規定の読替え) (転換後金融機関が行うことができない業務に属する契約等を有す

第八条 換により有することとなつた場合について同条第一項の規定を準用 法令により行うことができない業務に属する契約又は権利義務を転 する場合における当該規定に係る技術的読替えは、 法第六条第四項において転換後金融機関がその事業に関する 次の表のとおり

(表 略 とする。

(財務局長等への権限の委任

#### 一•二 (略)

#### 四 (略)

及び第二項の規定による承認申請書の受理五第二条の規定による合併認可申請書の受理並びに第三条第一項

2 事務所 轄する財務局長 合にあつては、 法第六十七条において準用する場合を含む。 を含む。 うち法第五十一条の二第二項 法第六十九条第 に掲げる許可を受けたものとみなされる者の主たる営業所又は 条の二第二項各号 (次項において の規定による書類の受理は、 福岡財務支局長) (当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場 項 の規定により金融庁長官に委任された権限の (法第六十七条において準用する場合を含む 「主たる営業所等」 (法第六十七条において準用する場合 に委任する。 法第五十一条の二第 の規定により法第五 所在地を管 一項

第三十六条 法第六十九条第一項の規定により金融庁長官に委任されるる場合にあつては、福岡財務支局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内に地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内に限金融機関である信用金庫又は信用協同組合の主たる事務所の所在総金融機関の合併に関するものに限ある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。

#### 一•二 (略)

三 法第六条第三項及び第六十八条第三項の規定による承認

#### 四 (略)

よる承認申請書の受理五の第二条の規定による合併認可申請書及び第三条第一項の規定に

(新設)

(新設)

一項の規定により金融庁長官に委任された権限の

3

法第六十九条第

財務支局長)に委任する。 該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、 とみなされる者の主たる営業所等の所在地を管轄する財務局長 より法第五十一条の三第一項の表の下欄に掲げる登録を受けたもの おいて準用する場合を含む。 うち次に掲げるものは、 る書類の受理 を含む。 を含む。 法第五十一条の三第三項(法第六十七条において準用する場合 法第五十一条の三第二項 )において準用する法第五十一条の二第二項の規定によ の規定による登録 法第五十一条の三第一項(法第六十七条に 以下この項において同じ。 (法第六十七条において準用する場合 の規定に 福岡 **当** 

hoto:	kohe	Arte	
十四条の二第一項の規定により計算した保険金の額に対応するそれ第三項の規定により保険金の額を計算する場合においては、法第五第七条の二 法第五十四条の二第二項において準用する法第五十四条(決済用預金に係る保険金の額の特例)	等の払戻しを受けた額を控除するものとする。 (一般預金等に係る保険金の額の特例) (一般預金等に係る保険金の額の対応するとは、同条第一項及び第二項の規定により計算した保険第六条の五 法第五十四条第三項の規定により保険金の額を計算する	て「利率に準ずるもの」と総称する。) とする。 (一般預金等に係る債権の金利) とする。 (一般預金等に係る債権の金利)	改正案
十四条の二第一項の規定により計算した保険金の額に対応するそれ第三項の規定により保険金の額を計算する場合においては、法第五第七条の二 法第五十四条の二第二項において準用する法第五十四条(決済用預金に係る保険金の額の特例)	<ul><li>(一般預金等に係る保険金の額の特例)</li></ul> <li>戻しを受けた額を控除するものとする。</li> <li>戻しを受けた額を控除するものとする。</li> <li>戻しを受けた額を控除するものとする。</li> <li>戻しを受けた額を控除するものとする。</li> <li>戻しを受けた額を控除するものとする。</li>	の方法により発行されたものの割引率とする。 の方法にあつては、予想配当率)及び長期信用銀行債等のうち割引 は、定期積金の利回り、掛金の利回り、金銭信託の予定配当率(貸 第六条の四 法第五十四条第二項第三号に規定する政令で定めるもの (一般預金等に係る債権の金利)	現

兀 ぞれの預金に係る債権の額につきそれぞれ対応する法第五十三条第 しを受けた額を控除するものとする。 |項の仮払金の支払及び法第六十九条の三第一項 項において準用する場合を含む。)の貸付けに係る預金の払戻 (法第百二十七条

において準用する場合を含む。)の貸付けに係る預金の払戻しを受

けた額を控除するものとする。

四項の仮払金の支払及び法第六十九条の三第一項

(法第百二十七条

ぞれの預金に係る債権の額につきそれぞれ対応する法第五十三条第

#### (遺族等)

第七条の三 する。 者は、 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、 法第五十四条の三第二項第一号に規定する政令で定める 当該各号に定める者と

用する場合を含む。 等をいう。 第七十三条において読み替えて準用する場合を含む。 より加入者等(法第五十四条の三第一項第一号に規定する加入者 入者等に係る死亡一 (同法第二条第十三項に規定する個人別管理資産額をいう。 確定拠出年金法第四十一条第四項 確定拠出年金法 以下この条及び次条において同じ。 (平成十三年法律第八十八号) 時金が支給される場合 の規定により加入者等の個人別管理資産額 (同法第七十三条において準 当該加入者等の遺族 の遺族に当該加 第四十条 規定に 同

(新設)

号に規定する政令で定める

当該各号に定める部

第七条の四

法第五十四条の三第一

一項第

(遺族等の支払対象預金等に係る債権とみなされる部分)

相続財産とみなされる金銭の全部又は一部を受ける者

相当する金銭が当該加入者等の相続財産とみなされる場合

当該

部分は、

次の各号に掲げる場合の区分に応じ

(新設

#### 分とする。

規定により当該加入者等の遺族の人数によつて等分した部分 前条第一号に掲げる場合 確定拠出年金法第四十一条第三項の

める者が受ける部分に相当する部分 一 前条第二号に掲げる場合 同号に規定する金銭のうち同号に定

(保険金の支払の請求により機構が取得する債権)

第十一条 法第五十八条第一項の規定により機構が預金等に係る債権 なのとする。

## (業務の継続の特例に係る承認の申請)

金庫にあつては金融庁長官、財務大臣及び経済産業大臣とする。次あつては金融庁長官及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央類を添付して、これを金融庁長官(労働金庫又は労働金庫連合会に四第七項において準用する場合を含む。第三号及び次項において同の第十四条 救済金融機関は、法第六十七条第二項(法附則第十五条の第十四条 救済金融機関は、法第六十七条第二項(法附則第十五条の

# 保険金の支払の請求により機構が取得する債権

払われるべき保険金の額に対応する預金等に係る債権を取得するも替えて適用する場合を含む。)により計算した保険金の額のうち支保険金計算規定をいい、法第五十四条の三第四項の規定により読みを取得するときは、保険金計算規定(法第二条第十一項に規定する第十一条 法第五十八条第一項の規定により機構が預金等に係る債権

### (業務の継続の承認申請)

のとする。

第十四条 救済金融機関は、法第六十七条第二項(法附則第十五条の第十四条 救済金融機関は、法第六十七条第二項(法附則第十五条の第十四条 救済金融機関は、法第六十七条第二項(法附則第十五条の第十四条 救済金融機関は、法第六十七条第二項(法附則第十五条の第十四条 救済金融機関は、法第六十七条第二項(法附則第十五条の

において同じ

に提出しなければならない

(略

当該業務を継続する期間及び当該業務の整理に関する計画を記

載した書面

(削る)

三

(略)

略)

2 済金融機関は、 法第六十七条第二項に規定する計画につき同項の承認を受けた救 同条第三 項 (法附則第十五条の四第七項において準

用する場合を含む。 )の規定による当該計画の変更の承認を受けよ これを

金融庁長官に提出しなければならない。 うとするときは、 承認申請書に次に掲げる書類を添付して、

ない事情を記載した書面 当該計画を変更する予見し難い経済情勢の変化その他やむを得

当該業務を継続する期間及び変更後における当該業務の整理に

関する計画を記載した書面

その他内閣府令・財務省令で定める書類

〈預金等債権の買取りの場合の基準日における元本額〉

以下同じ。)のうち、当該概算払額の支払に係る保険事故が発生し 払を受けた預金等債権 める金額は、 た日において元本であつたものの額 法第七十三条第一項に規定する元本の額として政令で定 預金者等が法第七十条第四項に規定する概算払額の支 (同条第一項に規定する預金等債権をいう。 (法第七十三条第一項第五号に

(新設)

(略)

三 当該業務を継続する期間及び当該業務の整理に関する計画を記

載した書面

兀 (略)

(新設)

(預金等債権の買取りの場合の基準日における元本額

第一 払を受けた預金等債権 める金額は、 た日において元本であつたものの額 以下同じ。)のうち、当該概算払額の支払に係る保険事故が発生し 一十一条 法第七十三条第一項に規定する元本の額として政令で定 預金者等が法第七十条第四項に規定する概算払額の支 (同条第一項に規定する預金等債権をいう。 (法第七十三条第一項第五号に

(再承継金融機関について準用する法の規定の読替え)

て同条第七項において法第六十七条第三項の規定を準用する場合に第二十四条の四 法第百一条第一項に規定する再承継金融機関につい

み替えるものとする。おいては、同項中「破綻金融機関」とあるのは、「承継銀行」

第二十四条の五・第二十四条の六 (略)

(第一号措置に係る取得株式等)

一号措置(法第百二条第一項第一号に規定する第一号措置をいう。用する場合を含む。)に規定する政令で定める株式等は、機構が第法第百八条の三第八項において準用する場合を含む。)において準第二十五条の三 法第百八条第三項第一号(法第百八条の二第四項(

 $\mathcal{O}$ 預金等債権の元本の額に相当する金額又はその消滅した預金等債 殺その他の事由により消滅している場合にあつては、 おいて準用する場合を含む。)の貸付けに係る預金等の払戻し、 の全部若しくは一部が法第六十九条の三第一項 の全部若しくは一部を取得している場合又は当該預金等債権の元 五十八条第一項若しくは第三項の規定により当該預金等債権の元本 額) 規定する長期信用銀行債等にあつては、 元本の額に相当する金額を控除した金額)とする。 に相当する金額 (当該概算払額の支払の日までに、 当該長期信用銀行債等の金 (法第百二十七条に その取得した 機構が法第 相

(新設)

一十四条の四・第二十四条の五(略)

第

(第一号措置に係る取得株式等)

一号措置(法第百二条第一項第一号に規定する第一号措置をいう。用する場合を含む。)に規定する政令で定める株式等は、機構が第法第百八条の三第八項において準用する場合を含む。)において準第二十五条の三 法第百八条第三項第一号(法第百八条の二第四項(

得した株式等(次に掲げるものを含む。)とする。以下この条及び第三十三条の三第一号イにおいて同じ。)により取

一~三(略)

2 (略)

(法第百八条の二第三項の規定により提出する経営健全化計画)

設立完全親会社となつた会社における次に掲げる方策とする。百八条の二第三項に規定する株式交換完全親株式会社又は株式移転条第一項第五号及び第六号において同じ。)を連名で提出する法第をいう。第二十五条の七、第三十三条の三第一号ロ並びに第三十八は、経営健全化計画(法第百五条第三項に規定する経営健全化計画二十五条の四 法第百八条の二第三項に規定する政令で定める方策

一~四 (略)

; (特定株式等の引受け等の決定等について準用する法の規定の読替)

のを含む。)とする。以下この条において同じ。)により取得した株式等(次に掲げるも

一〜三 (略)

2 (略)

(法第百八条の二第三項の規定により提出する経営健全化計画

社における次に掲げる方策とする。社、経営健全化計画(法第百五条第三項に規定する経営健全化計画(法第百五条第三項に規定する経営健全化計画(法第百五条第三項に規定する経営健全化計画)

一~四 (略)

; (特定株式等の引受け等の決定等について準用する法の規定の読替)

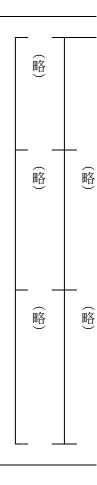
置に係る特定認定の取消し、法第百二十六条の二十二第一項又は第等(法第百二十六条の二十二第一項に規定する特定第一号措置をいう。以下同じ。)を行わない旨の決定がされたとき、同条第等をいう。以下同じ。)を行わない旨の決定がされたとき、同条第等をいう。以下同じ。)に係る特定株式等の引受け等で、法第百二十六条の二十二第一項又は第三項の申込み第二十九条の九 法第百二十六条の二十二第一項又は第三項の申込み

正項の申込みがあつた場合(同条第一項の申込みがあつた場合にあ 三項の申込みがあつた場合(同条第一項の申込みがあつた場合における きについて、同条第七項において法の規定を準用する場合における きについて、同条第七項において出の自受けに係るものに限る。) であつて株 である場合において当該申込みに係る同条第六項の決定を受けた同条第一項 である場合において当該申込みに係る同条第六項の決定を受けた同条第一項 である場合において当該申込みに係る同条第六項の決定を受けた同条第一項 である場合において当該申込みに係る同条第六項の決定を受けた同条第一項 である場合において当該申込みに係る同条第六項の決定を受けた同条第一項 である場合において当該申込みに係る同条第六項の決定を受けた同条第一項 である場合において当該申込みに係る同条第六項の決定を行つたと きについて、同条第七項において法の規定を準用する場合において 大術的読替えば、次の表のとおりとする。

第百六条第五項
11年 (全)

きについて、同条第七項において法の規定を準用する場合における である場合において当該申込みに係る同条第六項の決定を行つたと 後特約付社債(新株予約権が付されているものに限る。)の引受け 特約付社債(新株予約権が付されているものに限る。)又は特定劣 式会社であるもの及び同条第一項又は第三項の申込みが株式、劣後 条第五項に規定する対象子法人等をいう。以下同じ。)であつて株 第三項の申込みを行つた金融機関等若しくはその対象子法人等(同 の申込みを行つた金融機関等であつて株式会社であるもの又は同条 )における当該申込みに係る同条第六項の決定を受けた同条第一項 三項の申込みがあつた場合 技術的読替えは、 つては、 当該申込みが株式の引受けに係るものである場合に限る。 次の表のとおりとする。 (同条第一 項の申込みがあつた場合にあ

第百六条第五項	(略)	規定
略)	(略)	読み替えられる字句
第百二十六条の二十一第 可及び第九項並びに第 百二十六条の二十一第	_ (略)	読み替える字句



〈法第百二十六条の二十五第三項の規定により提出する経営健全化

規定する経営健全化計画をいう。 計画 定める方策は、 一十九条の十一 経営健全化計画 法第百二十六条の二十五第三項に規定する政令で (法第百二十六条の二十二第五項に 第二十九条の十四、 第三十三条の

#### 〈 四 (略)

おける次に掲げる方策とする。

式交換完全親株式会社又は株式移転設立完全親会社となつた会社に

を連名で提出する法第百二十六条の二十五第三項に規定する株

項第七号及び第八号において同じ

三第三号ロ並びに第三十八条第

条の三十一において準用する法第六十七条第二項の規定による業務 一十七及び第二十九条の三十二において同じ。 一十九条の二十四 項に規定する特定救済金融機関等をいう。 特定救済金融機関等(法第百二十六条の二十八 次項、 は、 第二十九条の 法第百二十六

(特定救済金融機関等の業務の継続の特例に係る承認の申請

類を添付して、これを金融庁長官

(労働金庫、

労働金庫連合会又は

承認申請書に次に掲げる書

の継続の承認を受けようとするときは、

第

〈法第百二十六条の二十五第三項の規定により提出する経営健全化 (略) 略 略 略 略

計画)

第二十九条の十一 規定する経営健全化計画をいう。 定める方策は、 株式移転設立完全親会社となつた会社における次に掲げる方策とす 条第一項第七号及び第八号において同じ。) 百二十六条の二十五第三項に規定する株式交換完全親株式会社又は 経営健全化計画 法第百二十六条の二十五第三項に規定する政令で (法第百二十六条の二十二第五項に 第二十九条の十四並びに第三十八 を連名で提出する法第

#### 一 〈 匹 (略

る。

(特定救済金融機関等の業務の継続の承認申請

第二十九条の二十四 付して、これを金融庁長官 の承認を受けようとするときは、 十一において準用する法第六十七条第二項の規定による業務の継続 及び第二十九条の三十二において同じ。 第一項に規定する特定救済金融機関等をいう。第二十九条の二十七 特定救済金融機関等(法第百二十六条の二十八 (労働金庫、 承認申請書に次に掲げる書類を添 労働金庫連合会又は法第百 は、 法第百二十六条の三

#### (略)

載した書面 当該業務を継続する期間及び当該業務の整理に関する計画を記

#### 三 (略)

(削る)

#### 四 (略)

を官に提出しなければならない。 長官に提出しなければならない。 長官に提出しなければならない。 長官に提出しなければならない。 長官に提出しなければならない。 長官に提出しなければならない。

ない事情を記載した書面 当該計画を変更する予見し難い経済情勢の変化その他やむを得

関する計画を記載した書面 一 当該業務を継続する期間及び変更後における当該業務の整理に

三~その他内閣府令・財務省令で定める書類

臣及び経済産業大臣とする。)に提出しなければならない。は同号に規定する商工組合子法人等にあつては金融庁長官、財務大は金融庁長官及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫又二十六条の二第二項第一号に規定する労働金庫等子法人等にあつて

#### (略)

(新設)

#### 一 (略)

三 当該業務を継続する期間及び当該業務の整理に関する計画を記

#### 載した書面

(新設)

#### (略)

兀

(特定資金援助について準用する法の規定の読替え)

機関等に承継させるもの又は同項第七号に掲げる新設分割のうち特 綻金融機関等がその事業に関して有する権利義務の一部を他の金融 特定破綻金融機関等 規定する特定合併等をいい、同項第三号に掲げる事業譲渡等のうち じ。)及び機構が特定優先株式等の引受け等 の規定による申込み、法第百二十六条の二十八第一項の規定による において準用する法第五十九条の二第一 同項に規定する特定合併等をいう。 済金融機関等 に設立される金融機関等に承継させるものに限る。 定破綻金融機関等がその事業に関して有する権利義務の一部を新た 第百二十六条の二十八第二項第六号に掲げる吸収分割のうち特定破 事業の一部を他の金融機関等に譲渡するもの、 十八第三項に規定する特定優先株式等の引受け等をいう。 一十六条の二十八第一項に規定する特定持株会社等をいう。 一十六条の二十八第一項若しくは第五項又は第百二十六条の三十一 一十九条の二十七 三十のあつせんを受けた金融機関等又は特定持株会社等 )を援助するもの、 以下この条及び第二十九条の四十三において同じ。)がその 法第百二十六条の二十九第一項の認定又は法第百二十六条 内閣総理大臣の指定する金融機関等で特定合併等 特定合併等 (同条第一項に規定する特定破綻金融機関等を 法第百二十六条の三十のあつせん、 (法第百二十六条の二十八第二項に 第二十九条の三十二において同 項若しくは第六十条第一項 (法第百二十六条の一 特定債務引受け、 )を行う特定救 以下同じ (法第百 法第百 以下同 法 第

(特定資金援助について準用する法の規定の読替え)

法第百二 け等 規定する特定合併等をいい、同項第三号に掲げる事業譲渡等のうち 持株会社等をいう。 は特定持株会社等 の認定又は法第百二十六条の三十のあつせんを受けた金融機関等又 項若しくは第六十条第一項の規定による申込み、法第百二十六条の 十九条の三十二において同じ。)を援助するもの、法第百二十六条 済金融機関等、 機関等に承継させるもの又は同項第七号に掲げる新設分割のうち 綻金融機関等がその事業に関して有する権利義務の一部を他の金融 第百二十六条の二十八第二項第六号に掲げる吸収分割のうち特定破 事業の一部を他の金融機関等に譲渡するもの、 特定破綻金融機関等 二十八第一項の規定による申込み、 又は第百二十六条の三十一において準用する法第五十九条の の三十のあつせん、法第百二十六条の二十八第一項若しくは第五項 に設立される金融機関等に承継させるものに限る。 定破綻金融機関等がその事業に関して有する権利義務の一 いう。以下この条及び第二十九条の四十三において同じ。 一十九条の二十七 (法第百二十六条の二十八第三項に規定する特定優先株式等の 十六条の二 内閣総理大臣の指定する金融機関等で特定合併等 (法第百二十六条の二十八第一項に規定する特定 特定合併等 一十八第一 以下同じ。 (同条第一項に規定する特定破綻金融機関等を 一項に規定する特定合併等をいう。 )及び機構が特定優先株式等の引受 (法第百二十六条の二十八第1 法第百二十六条の二十九第一項 特定債務引受け、 )を行う特定救 )がその 部を新た 二項に 法

する場合における技術的読替えは、次の表のとおりとする。定する特定救済持株会社等について、同条において法の規定を準用。)を行つた特定救済金融機関等又は法第百二十六条の三十一に規

略)	第六十七条第三	(略)	規定
略)	破綻金融機関	(略)	読み替えられる字句
- (略)	特定破綻金融機関等	一 (略)	読み替える字句

(追加的特定資金援助について準用する法の規定の読替え)

に規定する特定救済持株会社等をいう。)又は法第百二十六条の三済金融機関等、特定救済持株会社等(法第百二十六条の二十八第一項よる申込み、追加的特定資金援助及び機構が追加的特定資金援助(金融機関等、法第百二十六条の三十二第一項又は第二項の規定に第金融機関等、法第百二十六条の三十二第一項又は第二項の規定に第二十五条の三十二第一項又は第二項の規定に

表のとおりとする。 条において法の規定を準用する場合における技術的読替えは、次の第百二十六条の三十一に規定する特定救済持株会社等について、同引受け等をいう。以下同じ。)を行つた特定救済金融機関等又は法

略)	(新設)	(略)	規定
(略)	(新設)	(略)	読み替えられる字句
(略)	(新設)	— (略)	読み替える字句

(追加的特定資金援助について準用する法の規定の読替え)

に規定する特定救済持株会社等をいう。)又は法第百二十六条の三済金融機関等、特定救済持株会社等(法第百二十六条の二十八第一項よる申込み、追加的特定資金援助及び機構が追加的特定資金援助(金融機関等、法第百二十六条の三十二第一項又は第二項の規定に第二十九条の三十二 特定資金援助に係る特定合併等を行つた特定教

						ı	1 1
項 第六十七条第二			j	第六十七条第一	(略)	規定 読み替える法の	する場合における技術的読替えは、
適格性の認定等	適格性の認定等に	救済金融機関		適格性の認定等を	(略)	読み替えられる字句	
特定適格性認定等	特定適格性認定等に	株会社等	<u> </u>	百二十六条の三十一に特定適格性認定等(第	(略)	読み替える字句	次の表のとおりとする。
第六十七条第二			1	第六十七条第一	(略)	規定	する場合における技
救済金融機関				救済金融機関	- (略)	読み替えられる字句	術的読替えは、
株会社等株会社等			1	株会社等 金融機関等又は特定持	(略)	読み替える字句	次の表のとおりとする。

する場合における技術的読替えは、次の表のとおりとする。より設立された金融機関等について、同項において法の規定を準用十二第四項に規定する特定資金援助に係る合併若しくは新設分割に

より設立された金融機関等について、

同項において法の規定を準用

十二第四項に規定する特定資金援助に係る合併若しくは新設分割に

又は新設分割により設立された金融機関等を含む。)又は特定再承特定再承継金融機関等(当該特定優先株式等の引受け等に係る合併	り設立された金融機関の設立された金融機関のである。	又は新設分割によ特定再承継金融機	引受け等に係る合併又は新設分割により設立された金融機関等を含に限る。)を受けた特定再承継金融機関等(当該特定優先株式等の	係る合併又は新設分割により設を受けた特定再承継金融機関等	引受け等に係る合いを受け
(特定優先株式等の引受け等に係るものに限る。) を受けた	株式等の引受け等に係	金援助(特定優先	援助及び当該特定資金援助(特定優先株式等の引受け等に係るもの	~	援助及び当該特定
のための機構による特定資金援助及び当該特定資	のための機構による特	再承継をいう。)	二項に規定する特定再承継をいう。)のための機構による特定資金	[定再承継をいう。) の	二項に規定する特
(同条第二項に規定する特定	じ。)、特定再承継	この条において同	(法第百二十六条の三十八第	)、特定再承継	この条において同じ。
(同条第一項に規定する特定再承継金融機関等をいう。以下	項に規定する特定再承:	機関等(同条第一	一継金融機関等をいう。以下	(同条第一項に規定する特定再承継金融機関等をいう。	機関等(同条第一
金融機関等又は特定持株会社等、特定再承継金融	金融機関等又は特定持:	あつせんを受けた	?株会社等、特定再承継金融	あつせんを受けた金融機関等又は特定持株会社等、	あつせんを受けた
一項の認定又は法第百二十六条の三十八第六項の		十六条の二十九第	十六条の二十九第一項の認定又は法第百二十六条の三十八第六項の	二項の認定又は法第百	十六条の二十九第
同条第五項において準用する法第百二	る申込み、同条第五項	第一項の規定による申込み、	同条第五項において準用する法第百二	る申込み、同条第五項	第一項の規定による申込み、
八第六項のあつせん、同条	法第百二十六条の三十八第六項のあつせん、	第二十九条の四十	-八第六項のあつせん、同条	法第百二十六条の三十八第六項のあつせん、	第二十九条の四十
		の規定の読替え)			の規定の読替え)
機関等に対する特定資金援助について準用する法	機関等に対する特定資	(特定再承継金融	(特定再承継金融機関等に対する特定資金援助について準用する法	機関等に対する特定資	(特定再承継金融
(略)	- (略)	(略)	一 (略)	- (略)	- (略)
			特定破綻金融機関等	破綻金融機関	
			株会社等	救済金融機関	第六十七条第三
) 前 項	、同項		株会社等株会社等	救済金融機関	

第六十八条	第六十七条第三	第六十七条第二	(略)	規定
適格性の認定等	破綻金融機関	(略)	略)	読み替えられる字句
第百二十六条の三十八第一項の認定又は第一百二十六条の三十八第	特定承継金融機関等	(略)	(略)	読み替える字句
(新 設)	(新設)	条である。	- (略)	規定
(新 設)	(新設)	(略)	― (略)	読み替えられる字句

合における技術的読替えは、次の表のとおりとする。等をいう。)について、同条第七項において法の規定を準用する場継特定持株会社等(同条第七項に規定する特定再承継特定持株会社

する。

の規定を準用する場合における技術的読替えは、次の表のとおりと再承継特定持株会社等をいう。)について、同条第七項において法

)又は特定再承継特定持株会社等(同条第七項に規定する特定

一 法第百二条第一項第一号に掲げる金融機関又は同号に規定する 第三十三条の三 法第百三十五条第四項に規定する政令で定める株式の引受 大の各号に掲げる者とし、同項に規定する政令で定める株式の引受 式の引受け又は取得とする。	間は、一月とする。	(事業譲渡等における債権者保護手続の特例により変更することが できる契約の条項) 一 預金等に係る金利(利率及び利率に準ずるものをいう。) 二 預金等に係る契約の期間 う。)の額の計算方法	(略) (略) (数
関又は同号に規定する やで定める株式の引受 で定める株式の引受	定する政令で定める期期間)	(第六条の二第一項各号に掲げるものをいる。) 条の二第一項に規定する政令で定めるも 条の二第一項に規定する政令で定めるも のをいう。)	(略) ————————————————————————————————————
新設	(新設)	(新 設)	(略)
			(略)
			(路)

社等」という。) 次に掲げる株式の引受け又は取得銀行持株会社等(以下この号及び次号において「対象銀行持株会

- の決定に基づく機構による株式の引受け 第一号措置を行うべき旨の法第百五条第四項の内閣総理大臣
- ロ 当該対象銀行持株会社等(法第百八条の二第一項の認可に係 る同項に規定する株式交換等(当該認可を受けようとする同項 に規定する発行金融機関等が法第百五条第三項の規定により内 限る。)により当該発行金融機関等の株式交換完全親株式会社 限る。)により当該発行金融機関等の株式交換完全親株式会社 でを受けた機構による株式の取得
- 規定により行われる対象銀行持株会社等による株式の引受け一法第百五条第三項に規定する対象子会社 法第百七条第三項の
- イ 特定第一号措置に係る特定株式等の引受け等を行うべむ旨のげる株式の引受け又は取得 法第百二十六条の二第一項第一号に掲げる金融機関等 次に掲
- ているものに限る。)により当該発行金融機関等の株式交換完 | 規定により内閣総理大臣に提出した経営健全化計画に定められ | に規定する発行金融機関等が法第百二十六条の二十二第五項の | 当該金融機関等(法第百二十六条の二十五第一項の認可に係

機構による株式の引受け

法第百二十六条の二十二第六項の内閣総理大臣の決定に基づく

)から割当てを受けた機構による株式の取得

(都道府県知事への通知)

第三十八条 (略)

·二 (略)

に第百二十六条の十二第一項ただし書の規定による承認の三十二第四項、第百二十六条の四の二第七項及び附則第十五条の四の二第七項において準用する場合四第七項及び附則第十五条の四の二第七項において準用する場合四第一第四項、第百二十六条の三十八第七項、附則第十五条の三十二第四項、第百二十六条の三十一、第百二十六条第四項、第五二十六条の三十一、第五二十六条第四項、第五十十条第二項及び第三項(これらの規定を法第六十九条法第六十七条第二項及び第三項(これらの規定を法第六十九条

(金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限

(略)

(都道府県知事への通知)

名三十八条 (略)

2 金融庁長官(第三号及び第五号にあつては金融庁長官及び厚生労の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を通知しの主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を通知しの主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を通知しては金融庁長官及び厚生労

· 二 (略)

三 法第六十七条第二項(法第六十九条第四項、第百二十六条の十二だし書及び第百二十六条の十二第一項の四の二第七項において準用する場合を含む。)、第九十条ただの四の二第七項において準用する場合を含む。)、第九十条ただし書の規定による承認

四~六(略)

(金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限

第三十九条 法第百三十九条第一項第四号に規定する政令で定めるも

のは、次に掲げるものとする。

#### - 〜 ナ ( 瞬)

は第百二条第二項(法第百三条第二項、第百四条第三項、第七 と言言、 は第百五条第八項及び第五項において準用する場合を含む。) がびに第百五条第八項において準用する場合を含む。) を含む。)の規定により読み替えられた法第百二十六条の二十二第二項並びに第百二十六条の二十一第三項及び第七項並びに第二十九条の九の規定により読み替えられた法第百二条第八項において準用する場合を含む。)の規定による意見の聴取

#### 八 (略)

通知及び公告

「法第百二条第六項(法第百三条第二項、第百四条第三項、第七項及び第九項(法第百五条第八項及び第七項並びに第二十九条の九の規定により読み替えられた法第百二十六条の二十二第七項において準用する場合を含む。)及び第百二十六条の二十一第三項及び第七項並びに第二十九条の九の規定により読み替えられた法第百二十六条の二十二第七項において準用する法第百五条第五項において準別が第百六条第五項において準別が第百六条第五項において準別が第百六条第五項において準別が第百六条第五項において準別が第百六条第五項において準別が第百六条第五項において準別が、第百四条第三項、第七法第百二条第六項(法第百二条第六項、第百四条第三項、第七法第百二条第六項(法第百二条第六項)の規定によるが第一次の規定による。

項及び第九項(法第百五条第八項及び第百六条第五項において準十 法第百二条第八項(法第百三条第二項、第百四条第三項、第七

のは、次に掲げるものとする。第三十九条法第百三十九条第一項第四号に規定する政令で定めるも

#### 一~六 (略)

正よる意見の聴取 一法第百二条第二項(法第百二条第二項、第百四条第三項、第七 以び第九項(法第百五条第八項において準用する場合を含む。) がびに第百五条第八項において準用する場合を含む。) 及び第九項(法第百二十六条の二十第二項並びに第百 二十六条の二十一第三項及び第七項並びに第二十九条の九の規定 により読み替えられた法第百二十六条の二十第二項並びに第百 による意見の聴取

#### (略)

九 法第百二条第六項(法第百三条第二項、第百四条第三項、第七項及び第九項(法第百五条第八項及び第百二十六条の二十第二項並びに第百二十六条の二十一第三項及び第七項並びに第二十九条の九の規定により読み替えられた法第百二十六条の二十二第二項を設定の第十六条の二十二第二項を設定の第十六条の二十二第二項及び第十六条の二十二第二項を設定の第十六条の二十二第二項とおいて準用する場合を含む。)の規定による通知及び公告おいて準用する場合を含む。)の規定による通知及び公告おいて準用する場合を含む。)の規定による通知及び公告おいて準用する場合を含む。)の規定による通知及び公告おいて準用する場合を含む。)の規定による通知及び公告おいて準用する場合を含む。)の規定による通知及び公告おいて準用する場合を含む。)の規定による通知及び公告おいて準用する場合を含む。)の規定による通知及び公告おいて準用する場合を含む。)の規定による通知及び公告おいて準用する場合を含む。)の規定による通知及び公告

項及び第九項(法第百五条第八項及び第百六条第五項において準法第百二条第八項(法第百三条第二項、第百四条第三項、第七

国会への報告

国会への報告

「第百六条第五項において準用する場合を含む。)の規定による
第百二十六条の二十二第七項において準用する法第百五条第八項及
「第一十六条の二十二第七項において準用する法第百五条第八項及
「一十六条の二十二第二項並びに第百二十六条の二十一第三項及
「一十六条の二十二第二項並びに第百二十六条の二第九項(法
出いて準用する場合を含む。)、第百五条第八項並びに第百六条第五項に

#### 十一 (略)

五項において準用する場合を含む。)の規定による意見の聴取二十二第七項において準用する法第百五条第八項及び第百六条第(第二十九条の九の規定により読み替えられた法第百二十六条のおいて準用する場合を含む。)及び第百二十六条の二十一第六項が第百四条第六項(法第百五条第八項及び第百六条第五項に

#### 附則

(略)

おいて準用する場合を含む。)の規定による国会への報告百二十六条の二十二第七項において準用する法第百六条第五項にび第七項並びに第二十九条の九の規定により読み替えられた法第おいて準用する場合を含む。)及び第百二十六条の二十一第三項及用する場合を含む。)、第百五条第八項並びに第百六条第五項に

#### - (略)

十二 法第百四条第六項(法第百五条第八項及び第百六条第五項において準用する場合を含む。)及び第百二十六条の二十一第六項おいて準用する場合を含む。)及び第百二十六条の二十一第六項の 法第百四条第六項(法第百五条第八項及び第百六条第五項に

#### -三 (略)

#### 附則

金援助(優先株式等の引受け等に係るものに限る。)を受けた再承規定による申込み、同条第二項に規定する再承継のための機構による資金援助及び当該資果の認定又は法附則第十五条の四第六項のあつせんを受けた金融機関の認定又は法附則第十五条の四第六項のあつせん、同条第一項の第二条の十二 法附則第十五条の四第六項のあつせん、同条第一項の

等を含む。)について、法附則第十五条の四第七項において法の規 十五条の四第六項のあ 条の四第五項におい 第六十七条第 五条の見出し中 十条第一項」とあるのは 第五十九条第一項若しくは第四項、 置に係るものである場合に限る。 あるのは とあるのは 定を準用する場合においては、 において準用する法第六十八条の三第四項に規定する承継金融機関 会社及び法附則第十五条の四第七項において準用する法第六十八条 条の四第七項において準用する法第六十八条の二第二項に規定する 法第六十八条の二第一項の承認を受けた場合における法附則第十五 定する再承継銀行持株会社等をいい、 継金融機関 つては、そのあつせんが附則第十五条の四第二項第六号に掲げる措 第一 |第一項の承認を受けた場合における法附則第十五条の四第七項 項中「合併、」とあるのは 項」とあるのは 融機関を含む。 号中 「、銀行持株会社等又は承継協定銀行 「合併又は 「再承継」と、 (当該優先株式等の引受け等に係る合併により設立され 項中 「合併等」とあるのは )又は再承継銀行持株会社等 て準用する第六十 「附則第十五条の四第六項」と、 適格性 つせんを」 」とあるの 「附則第十五条の四第一項」と、法第六十 同条第一 の認定等を」 法第六十二条の見出し中 「吸収分割、 ) 」 と、 لح は 項中 第五十九条の二第一項又は第六 「合併、 同条第七項において準用する 「再承継」 条第 適格性の認定等に」 「又は銀行持株会社等」と とあるのは 法第六十四条第一項中「 合併、」 吸収分割又は」 項の認定又は附則第 (承継協定銀行にあ と (同条第一項に規 Ł, 法第六十六条 「第六十二条 「附則第十五 「合併等」 同条第三 とある 法

替えるものとする。 等を含む。)について、法附則第十五条の四第七項において法の規 第五十九条第一項若しくは第四項、 あるのは「、銀行持株会社等又は承継協定銀行 とあるのは 定を準用する場合においては、 会社及び法附則第十五条の四第七項において準用する法第六十八条 条の四第七項において準用する法第六十八条の二第一 法第六十八条の二第一項の承認を受けた場合における法附則第十五 定する再承継銀行持株会社等をいい、 継金融機関 五条の見出し中 十条第一項」とあるのは 置に係るものである場合に限る。 において準用する法第六十八条の三第四項に規定する承継金融機関 の三第一項の承認を受けた場合における法附則第十五条の四第七 た金融機関を含む。 つては、そのあつせんが附則第十五条の四第二項第六号に掲げる措 第 項中「合併、」とあるのは 項」とあるのは 号中 「再承継」と、 「合併又は」とあるのは (当該優先株式等の引受け等に係る合併により設立され 「合併等」とあるの )又は再承継銀行持株会社等 「附則第十五条の四第六項」と、 「附則第十五条の四第一項」と、法第六十 同条第一 法第六十二条の見出し中 「吸収分割、 ) 」 と、 項中 第五十九条の二第一項又は第六 「合併、 は 同条第七項において準用する 「再承継」 「又は銀行持株会社等」と 法第六十四条第 合併、 吸収分割又は」と読み (承継協定銀行に Ł, (同条第 二項に規定する と 法第六十六条 「第六十二条 「合併等 同条第三 一 項 中 項に規

三項中 項のあつせん」と読み替えるものとする。 八条中 のは おいて準用する第六十一条第一項の認定又は附則第十五条の四第六 とあるの 項の認定又は附則第十五条の四第六項のあつせん」と、 「認定又はあつせんに」と、 「破綻金融機関」とあるのは 適格性の認定等」 は 「附則第十五条の四第五項において準用する第六十 とあるのは 同条第二項中 「承継協定銀行」 附則第十五条の四第五項に 「適格性の認定等」 ٢ 法第六十 同条第

の規定の準用)(特定再承継金融機関等に係る業務の継続の特例に係る承認の申請)

第 四の二第七項において法第六十七条第二項及び第三項の規定を準用 継金融機関等をいう。 継金融機関等 及び第二十九条の三十二において同じ。)」とあるのは に規定する特定救済金融機関等をいう。 する場合について準用する。この場合において、第二十九条の二十 特定救済金融機関等」 一条の十二の四 第 項中 「特定救済金融機関等 (法第百二十六条の三十八第一項に規定する特定再承 第二十九条の二十四の規定は、 次項において同じ。 とあるのは 「特定再承継金融機関等」と読 (法第百二十六条の二十八第一項 次項、 ر ا کر 第二十九条の二十七 法附則第十五条の 同条第二項中 「特定再承

(特定再承継金融機関等に対する特定資金援助について準用する法

規定の読替え)

替えるものとする。

(特定再承継金融機関等に係る業務の継続の承認申請の規定の準用

第 四の二第七項において法第六十七条第二項の規定を準用する場合に 二十六条の三十八第一項に規定する特定再承継金融機関等をいう。 済金融機関等をいう。第二十九条の二十七及び第二十九条の三十二 救済金融機関等 ついて準用する。 )」と読み替えるものとする。 において同じ。)」とあるのは、 一条の十二の四 (法第百二十六条の二十八第一項に規定する特定救 この場合において、 第二十九条の二十四の規定は、 「特定再承継金融機関等 第二十九条の二十四中 法附則第十五条 (法第百 「特定

の規定の読替え) (特定再承継金融機関等に対する特定資金援助について準用する法

るのは るのは 機関等又は特定再承継特定持株会社等」と、 等の引受け等」とあるのは 法の規定を準用する場合においては、 再 助 この条において同じ。 株会社等」と、 金融機関又は銀行持株会社等」とあるのは 七項に規定する特定再承継特定持株会社等について、 る特定再承継のための機構による特定資金援助及び当該特定資金援 あつせんを受けた金融機関等又は特定持株会社等、 十六条の二十九第一項の認定又は法附則第十五条の四の二第六項の 一十九第一項」と、 一条の十二の七 とあるのは 金融機関又は救済銀行持株会社等」とあるのは 設立された金融機関等を含む。)又は法附則第十五条の四の二第 承継金融機関等 (特定優先株式等の引受け等に係るものに限る。 項」とあるのは 項の規定による申込み、 は 「特定資金援助」と、 「金融機関等又は特定持株会社等」と、 (同条第一項に規定する特定再承継金融機関等をいう。 「特定再承継」と、 「附則第十五条の四の1 法第六十四条第四項及び第五項中 法附則第十五条の四の二第六項のあつせん、 (当該特定優先株式等の引受け等に係る合併によ )、法附則第十五条の四の二第二項に規定す 「第五十九条第一 「同条第五項において準用する第百二十六条の 「特定優先株式等の引受け等」と、 法第六十四条の二第二項中 同条第五項において準用する法第百二 「金融機関又は銀行持株会社等」とあ 第一 法第六十二条第二項中 項又は第五十九条の二第一項 項 「金融機関等又は特定持 「合併等」とあるのは Ł, 同項中「合併等」と 「特定再承継金融 「資金援助」とあ )を受けた特定 同条第五項中「 特定再承継金融 同項において 「優先株式 「前条 以下 同条 救 第一

るのは 機関等 あるの るのは 第一 第一 機関等又は特定再承継特定持株会社等」と、 等の引受け等」 株会社等」と、 二十九第一項」と、 法の規定を準用する場合においては、 七項に規定する特定再承継特定持株会社等について、 る特定再承継のための機構による特定資金援助及び当該特定資金援 この条において同じ。)、法附則第十五条の四の二第二項に規定す 十六条の二十九第一項の認定又は法附則第十五条の四の二第六項 済金融機関又は救済銀行持株会社等」とあるのは 金融機関又は銀行持株会社等」とあるのは 一条の十二の七 とあるのは 設立された金融機関等を含む。)又は法附則第十五条の四の二第 承継金融機関等 つせんを受けた金融機関等又は特定持株会社等、 (特定優先株式等の引受け等に係るものに限る。 項」とあるのは 項の規定による申込み、 は 「金融機関等又は特定持株会社等」と、 「特定資金援助」と、 (同条第一項に規定する特定再承継金融機関等をいう。 「特定再承継」と、 「附則第十五条の四の二第一 とあるのは 法第六十四条第四項及び第五項中 法附則第十五条の四の二第六項のあつせん、 (当該特定優先株式等の引受け等に係る合併によ 「同条第五項において準用する第百二十六条 「第五十九条第一 「特定優先株式等の引受け等」と、 法第六十四条の二 「金融機関又は銀行持株会社等」とあ 同条第五項において準用する法第百二 法第六十二条第二項中「前 項又は第五十九条の二第 項 「金融機関等又は特定持 「合併等」とあるのは と 一第二項中 同項中 「特定再承継 「資金援助 同条第五項中 )を受けた特定 特定再承継金融 同項において 「合併等」と 「優先株式 金融 同 項

ŋ 再 助

あ

特定資金援助」と、 十五条の四 項において準用する第百二十六条の二十九第一項の認定又は附則第 とあるのは は特定持株会社等に」と、 株式等」と、法第六十五条中「合併等」とあるのは るのは「定める第百二十六条の二十二第六項第一号に規定する特定 先株式等の引受け等」と、 会社等」とあるのは 承継金融機関等」と、 融機関等」と、 条の四の二第二項第三号」と、 「特定再承継」 は は 「特定優先株式等の引受け等」と、 「金融機関を」とあるのは 条」とあるのは 「適格性の認定等を」とあるのは 「金融機関又は銀行持株会社等に」とあるのは 「金融機関等又は特定持株会社等」と、 同項第二号中 「特定優先株式等の引受け等」と、 「同条第二項第二号又は第六号」とあるのは ロ及びハ中 0) 「、議決若しくは決定」と、 一第六項のあつせんを」と、 と 同条第五項中 同条第四項中「合併等」とあるのは「特定再承 同条第三項中 「優先株式等の引受け等」とあるのは 「特定再承継特定持株会社等」と、同条第六項 「第百二十六条の十三」と、 「合併又は新設分割」とあるのは 「優先株式等」とあるのは「特定優先株式等 法第六十六条第一項中「若しくは議決 「金融機関又は銀行持株会社等」とある 「金融機関等を」と、 「救済金融機関」とあるのは 「優先株式等の引受け等」とあるの 「優先株式等の引受け等」とある 「金融機関」とあるのは 「附則第十五条の四の 同条第三項第二号中 「資金援助」とあるのは 「適格性の認定等に」 「定める株式等」とあ 法第六十七条第 「救済銀行持株 「金融機関等又 「特定再承継 「附則第十五 「合併」と 「特定優 「特定再 二第五 「第八 金金 \_ と

項中 第一号イ、 項において準用する第百二十六条の二十九第一項の認定又は附則第 とあるのは「、議決若しくは決定」と、 株式等」と、法第六十五条中「合併等」とあるのは るのは「定める第百二十六条の二十二第六項第一号に規定する特定 のは「金融機関等又は特定持株会社等」と、 先株式等の引受け等」と、 会社等」とあるのは 承継金融機関等」と、 融機関等」と、同条第五項中 は 条の四の二第二項第三号」と、 継」と、 特定資金援助」と、 十五条の四 十七条」とあるのは は特定持株会社等に」と、 特定再承継」 と、同項第二号中「優先株式等の引受け等」とあるのは は 「特定優先株式等の引受け等」と、 「金融機関を」とあるのは 「金融機関又は銀行持株会社等に」とあるのは 「適格性の認定等を」とあるのは「附則第十五条の四の 「特定優先株式等の引受け等」と、 「同条第二項第二号又は第六号」とあるのは ロ及びハ中 の二第六項のあつせんを」と、 と 同条第四項中「合併等」とあるのは 同条第三項中 「特定再承継特定持株会社等」と、同条第六項 「第百二十六条の十三」と、 「合併又は新設分割」 「優先株式等」とあるのは 法第六十六条第一項中「若しくは議決 「金融機関又は銀行持株会社等」とある 「金融機関等を」と、 「救済金融機関」とあるのは 「優先株式等の引受け等」とある 「優先株式等の引受け等」とある 「金融機関」とあるのは 同条第三項第二号中 「資金援助」とあるの 「適格性の認定等に とあるのは 「定める株式等」とあ 法第六十七条第 「特定優先株式等 「救済銀行持株 「特定再承継 「金融機関等又 「附則第十五 「合併」と 「特定再 「特定優 「特定再 「第八 二第 は

0

条の二第六項」と、 取得特定優先株式等」と、「第六十四条の二第六項」とあるのは 附則第十五条の四の二第七項において読み替えて準用する第六十四 又は銀行持株会社等」とあるのは 六項に規定する取得特定優先株式等」と、同条第二項中「金融機関 五条の四の二第七項において読み替えて準用する第六十四条の二第 第六十八条の二第一項中 則第十五条の四の二第五項において準用する第百二十六条の二十九 百二十六条の二十九第一項の認定又は附則第十五条の四の二第六項 あるのは あつせん」と、 とあるのは と読み替えるものとする 項の認定又は附則第十五条の四の二第六項のあつせん」と、 法第六十八条の三第一項中「取得優先株式等」とあるのは 「認定又はあつせんに」と、 ح 法第六十八条中 「附則第十五条の四の二第五項において準用する第 同条第三項 「取得貸付債権」とあるのは「取得特定貸付 「取得優先株式等」とあるのは 中 「破綻金融機関」 適格性の認定等」 「金融機関等又は特定持株会社等 同条第二項中「適格性の認定 とあるのは とあるのは 「附則第十 「承継 法 附

> 中 債 おいて読み替えて準用する第六十四条の二第六項」と、 六十四条の二第六項」とあるのは は 式等」と、同条第二項中「金融機関又は銀行持株会社等」とあるの み替えて準用する第六十四条の二第六項に規定する取得特定優先株 優先株式等」とあるのは の四の二第六項のあつせん」と、 いて準用する第百二十六条の二十九第一項の認定又は附則第十五条 あるのは 「適格性の認定等」とあるのは 権」とあるのは「取得特定貸付債権」と読み替えるものとする 「取得優先株式等」とあるのは「取得特定優先株式等」と、 「金融機関等又は特定持株会社等」と、 「認定又はあつせんに」と、 「附則第十五条の四の二第七項において読 「附則第十五条の四の二第五項にお 法第六十八条の二第一項中「取得 「附則第十五条の四の二第七項に 同条第二項及び第六十八条中 法第六十八条の三第一項 「取得貸付

改

正

案

十

# 別表第二(第五条、第五条の二関係)

#### 一~四 (略)

五. 規定する海外投資家等特例業務届出者が行う同法第六十三条の八 項に規定する金融商品取引業者が行う同項各号に掲げる業務に係 用格付業に係る商品の販売又は役務の提供、 る役務の提供及び同法附則第三条の三 紛争解決機関が行う同条第十一 は役務の提供、 る特定権利の販売又は役務の提供、 出者が行う同条第二項に規定する適格機関投資家等特例業務に係 しくは役務の提供、 は同法第三十五条第一項に規定する業務として行う商品の販売若 条第八項に規定する金融商品取引業として行うものを除く。)又 九号から第十二号まで及び第十五号に掲げるもの並びに同法第二 る特定権利の販売若しくは役務の提供 六項に規定する信用格付業者が行う同条第三十五項に規定する信 金融商品取引法 項に規定する海外投資家等特例業務に係る特定権利の販売又 同法第百五十六条の三十八第一項に規定する指定 (昭和二十三年法律第二十五号) 第二条第三十 同法第六十三条第五項に規定する特例業務届 項に規定する紛争解決等業務に係 同法第六十三条の九第四項に 第 (同項第五号、 項に規定する外国投資 同法第三十五条第 第六号、 第

運用業者が行う同条第五項に規定する移行期間特例業務に係る特

# 別表第二 (第五条、第五条の二関係)

現

行

### 一~四 (略)

Ŧī. 第一 九号から第十二号まで及び第十五号に掲げるもの並びに同法第二 用格付業に係る商品の販売又は役務の提供、 る紛争解決等業務に係る役務の提供 る特定権利の販売又は役務の提供及び同法第百五十六条の三十八 出者が行う同条第二項に規定する適格機関投資家等特例業務に係 しくは役務の提供、 は同法第三十五条第一項に規定する業務として行う商品の販売若 条第八項に規定する金融商品取引業として行うものを除く。 る特定権利の販売若しくは役務の提供 項に規定する金融商品取引業者が行う同項各号に掲げる業務に係 六項に規定する信用格付業者が行う同条第三十五項に規定する信 金融商品取引法 項に規定する指定紛争解決機関が行う同条第十一項に規定す (昭和二十三年法律第二十五号) 第二条第三十 同法第六十三条第五項に規定する特例業務届 (同項第五号、 同法第三十五条第 第六号、 ン 又 第

### 改正案

第五条 理手続をいう。 理業再受託者」と、 条の三十六第一項」とあるのは 銀行法第六条の三第一項に規定する所属外国銀行」と、 代理業務」 情処理手続 続実施基本契約をいう。 基本契約 入長期信用銀行」と、 銀行法第十六条の五第二項各号」と、 る外国銀行代理業務」と、 三を準用する場合を除く。)においては、 、銀行法を準用する場合の読替え、 「特定銀行代理業者」とあるのは 「特定銀行代理行為」とあるのは 「銀行代理業再委託者」とあるのは「長期信用銀行代理業再 法第十七条において銀行法を準用する場合 「銀行代理行為」とあるのは「長期信用銀行代理行為」 (長期信用銀行法第十六条の八第一項第八号に規定する手 とあるのは (長期信用銀行法第十六条の八第一項に規定する苦情処 「銀行代理業再受託者」とあるのは ) \_ と 「第二条第十四項各号」とあるのは 「長期信用銀行法第六条の三第一項に規定す 「手続実施基本契約」とあるのは ) 」 と、 「所属外国銀行」とあるのは 「紛争解決手続」 「長期信用銀行法第十六条の五第 「苦情処理手続」 「特定長期信用銀行代理業者」 「加入銀行」とあるのは 「特定長期信用銀行代理行為 とあるのは 同法の規定中 「長期信用銀行代 (同法第十二条の とあるのは 「紛争解決手 「手続実施 「長期信用 「長期信用 「外国銀行 「第五十一 苦 加加 と

# (銀行法を準用する場合の読替え)

現

行

第五条 ۲, 理手続をいう。 続実施基本契約をいう。 基本契約 銀行法第十六条の五第二項各号」と、 理業再受託者」と、 委託者」と、 項」と、 条の三十六第一項」とあるのは 銀行法第六条の三第一項に規定する所属外国銀行」と、 る外国銀行代理業務」と、 代理業務」 三を準用する場合を除く。)においては、 情処理手続 入長期信用銀行」と、 と 「特定銀行代理業者」とあるのは「特定長期信用銀行代理業者 「特定銀行代理行為」とあるのは 「銀行代理業再委託者」とあるのは「長期信用銀行代理業再 法第十七条において銀行法を準用する場合 「銀行代理行為」とあるのは「長期信用銀行代理行為」 (長期信用銀行法第十六条の八第一項第八号に規定する手 とあるのは (長期信用銀行法第十六条の八第一項に規定する苦情処 「銀行代理業再受託者」とあるのは ر ا ا 「第二条第十四項各号」とあるのは 「手続実施基本契約」とあるのは 「長期信用銀行法第六条の三第一項に規定す ر ا ا 「紛争解決手続」 「所属外国銀行」とあるのは 「長期信用銀行法第十六条の五第 「苦情処理手続」とあるのは 「加入銀行」とあるのは 「特定長期信用銀行代理行為 とあるのは 同法の規定中 「長期信用銀行代 (同法第十二条の 「外国銀行 「手続実施 「長期信用 「長期信用 「第五十一

句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。明銀行業務関連苦情をいう。)」と、「銀行業務関連紛争(長期信用銀行業務関連紛争」とあるのは「長期信用銀行業務関連紛争(長期信用銀行業務関連紛争」とあるのは「長期信用銀行業務関連苦情」とあるのは「長期信用銀行業務関連苦情」とあるのは「長期信用銀行業務関連苦情」とあるのは「長期信用銀行業務関連苦情」とあるのは「長期信用銀行業の八第一項に規定する紛争解決手続を句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

	一項 第十六条の四第	(略)	法の規定。
特別事業再生会社	第十六条の二第一項第一号から第六号まで、第十一号、第十五号及び	(略)	読み替えられる字句
しない会社(第七項に同号に規定する内閣府	長期信用銀行法第十三条の二第一項第一号から第六号まで、第十一号が	- (略)	読み替える字句
			〉 注 ⇒

句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。用銀行業務関連苦情(長期信用銀行業務関連治針(長期信用銀行業務関連治針)」と、「銀行業務関連紛争」とあるのは「長期信用銀行業務関連治針(長期信用銀行業務関連治針」とあるのは「長期信用銀行業務関連治針」とあるのは「長期信用銀行業務関連治針」とあるのは「長期信用銀行業務関連活情」とあるのは「長期信用銀行業務関連活情」とあるのは「長期信用銀行業務関連活動が、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

-			
	一項 第十六条の四第	- (略)	法の規定
特別事業再生会社	第十六条の二第一項第一号から第六号まで、第十一号及び第十二号の二から第十三号まで	(略)	読み替えられる字句
しない会社(第七項に同号に規定する内閣府	長期信用銀行法第十三条の二第一項第一号から第六号まで、第十一号及び第十二号の二から第十二号の二から第十二号の二から第十三号まで	 (略)	読み替える字句

	七項第十六条の四第	(略)		四項第一号	(略)	
(略)	(略)	(略)	子会社対象銀行等	第十六条の二第四項	(略)	特例持株会社(
二号に規定する特定子特定子会社(同項第十	(略)	(略)	対象銀行等同項に規定する子会社	条の二第六項長期信用銀行法第十三	(略)	会社」という。) 会社」という。) 会社を子会社としている会社を子会社としている会社を子会社としている会社を子会社としている会社を子会社としている会社を子会社としている会社であつて、
	七項第十六条の四第	(略)		四項第一号	(略)	
(略)	(略)	(略)		第十六条の二第七項	(略)	
定する特定子会社をい特定子会社(同号に規	(略)	(略)		条の二第九項長期信用銀行法第十三	(略)	会社」という。)

第五十二条の二 二	略)		(削る)	(略)	八項 第十六条の四第	
第五十二条の二十三第一項第一号から第一項第一号から第一号をで、第十号、第十四号をは、第十号、第十四号をは、第十二号、第十四号をは、第十二号、第十二号、第十二号、第十二号の第十二号をは、第十二条の二十三	(略)	(削る)	(削る)	— (略)	第十四号第十四号	
長期信用銀行法第十六条の四第一項第一号から第五号まで、第十号の四第一項第一号が	(略)	(削る)	(削る)	— (略)	条の二第一項第十四号長期信用銀行法第十三	いて同じ。) 会社をいう。次項にお
十四第一項 一項	(略)		第五十二条の二	- (略)	<b>川項</b> 第十六条の四第	
第五十二条の二十三第一項第一号から第五号まで、第十号及び第十一号の二から	(略)	第五十二条の二十三	第一項各号第二十二条の二十三	- (略)	第十二号又は第十二号の二第一項	
長期信用銀行法第十六条の四第一項第一号から第五号まで、第十号かるのの第十一号の二からを対している。	略)	第一項同法第十六条の四の二	条の四第一項各号長期信用銀行法第十六	(略)	天は第十二号の二 長期信用銀行法第十二号 スは第十二号の二第一項第十二号	。)の項において同じ

-					
	号十四第四項第四年の二	(略)			
(略)	第三項第二十二条の二十三	(略)	特例子会社対象会社	特例持株会社(	特別事業再生会社
(略)	条の四第三項	(略)	子会社対象会社   一日法第十六条の四の二   日法第十六条の四の二	持株会社(同条第一項   会社を子会社としている会社を子会社としてい	同号に規定する内閣府やで定める要件に該当おいて「特別事業再生活がでは、第七項に
	号 第五十二条の二	- (略)			
(略)	第五十二条の二十三	(略)			特別事業再生会社
略)	長期信用銀行法第十六	略)			同号に規定する内閣府 令で定める要件に該当 おいて「特別事業再生 会社」という。)

_						
	第五十二条の三	第五十二条の三	(略)	第五十二条の二		十四第七項
その持株特定子会社	第五十二条の二十三	第五十二条の二十三	一 (略)	第一項第十三号	(略)	(略)
持株特定子会社をいう	条の四の二第七項長期信用銀行法第十六	条の四の二第七項長期信用銀行法第十六	- (略)	条の四第一項第十三号長期信用銀行法第十六	・ で同じ。) ・ で同じ。) ・ で見に規定する特定子 ・ で見に規定する特定子 ・ で見いる。 ・ で見いる。 ・ で見いる。 ・ で見いる。 ・ で見いる。 ・ でしいる。 ・ ではいる。 ・ ではい。	(略)
	(新設)	(新設)	- (略)	第五十二条の二		+四第七項
新設)	(新設)	(新設)	- (略)	第一年の二第二十三条の二十三	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	- (略)	スは第十一号の二 条の四第一項第十一号 条の四第一項第十一号	。) ・ 次項において同じ にする特定子会社をい をする特定子会社をい	(略)

(略)	項第三号第二号第二		項第二号第二号第二	- (略)	
(略)	又は子会社対象銀行	同条第四項	第十一号から第十四 第十一号から第十四	— (略)	業務  特例銀行業高度化等
(略)	等 マは長期信用銀行法第 大三条の二第六項に規 でする子会社対象銀行	同条第六項	から第十四号まで 条の二第一項第十一号 長期信用銀行法第十三	— (略)	。以下この項において 同じ。) 同じ。) 同じ。) 同じ。) 同じ。) 同じ。)
(略)	項第三号		項第二号第二十三条第一	— (略)	
(略)	第十六条の二第七項	同条第七項	第十一号から第十二 第十六条の二第一項	- (略)	(新 設)
(略)	長期信用銀行法第十三	同条第九項	から第十二号の二まで 条の二第一項第十一号 長期信用銀行法第十三	- (略)	(新設)

		項第四号第五十三条第三	項第三号第五十三条第三
特例子会社対象会社子会社	等談子会社対象銀行	等とは子会社対象銀行	第五十二条の二十三第二項第十号から第
特例子会社対象会社(同法第十六条の四の二第一項各号に掲げる会社をいう。)に該当する持株特定子会社(同法第十六条の四の二第一項に規定する持株特定子会社をいう。以下定子会社をいう。以下この号において同じ。)	当該長期信用銀行等	定する長期信用銀行等十六条の四第三項に規又は長期信用銀行法第	ら第十三号まで条の四第一項第十号か長期信用銀行法第十六
		項第四号	項第三号第五十三条第三
子 に 該 例 社 当	子会社社	第五十二	第五十二条の二まで第二年の二まで
特例子会社対象会社子会社	子会社対象銀行等	第五十二条の二十三	十一号の二まで第五十二条の二十三

2					
2~4 (略)	略)		第二号第二十七条の六	(略)	
	(略)	第三十条第一項から第三十条第一項をだし書文は第二項をだし書文は第三項をだし書文は第三項をだし書文は第三項をだし書文は第三項をだし書文は第三項をだし書文は第三	第十六条の二第四項	一 (略)	第五十二条の二十三
	(略)	第十六条の二の二第一 項若しくは第二項ただ し書若しくは第一項若しく は第三項ただし書又は 同法第十七条において 神用する銀行法第三十 条第一項から第三項ま で、第三十七条第一項 若しくは	条の二第六項長期信用銀行法第十三	一 (略)	第八項 同法第十六条の四の二
2~4 (略)	(略)		第二号第二十七条の六	— (略)	
	- (略)	第五十二条の九第一項若しくは第二項左にとは第三項ただし書、第五十二条の三十は第五十二条の三十二第一項から第三項まで	第十六条の二第七項	— (略)	
	(略)	第五十二条の三十五第 一項から第三項まで、 長期信用銀行法第十六 条の二の二第一項若し くは第二項ただし書又 は同法第十六条の二の 四第一項若しくは第三 項ただし書	条の二第九項長期信用銀行法第十三	- (略)	

# 銀行法施行令の準用)

用の供与等について、 同項後段において準用する同条第一項ただし書に規定する政令で定 規定する政令で定める特別な関係について、施行令第四条の規定は 規定する政令で定めるものについて、 に規定する政令で定めるところ及び資産のうち政令で定めるものに で定める日について、 項に規定する政令で定める者及び政令で定める金融業を行う者につ る政令で定める者及び政令で定める金融業を行う者並びに同条第三 令第四条の二の二の規定は銀行法第十三条の三の二第二項に規定す めるやむを得ない理由並びに同条第三項に規定する政令で定める信 同条第二項前段に規定する政令で定める区分及び政令で定める率、 含む。)として政令で定めるもの、 銀行法第十三条第一項本文に規定する政令で定める特殊の関係にあ 下この項において「銀行法」という。) という。) 第一条の規定は法第十七条において準用する銀行法 一本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者について、 銀行法施行令 施行令第五条の規定は銀行法第十五条第一項に規定する政令 信用の供与又は出資 施行令第六条の規定は銀行法第三十条第二項及び第三項に 同項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない理由 (昭和五十七年政令第四十号。 施行令第五条の二の規定は銀行法第二十九条 施行令第四条の二の規定は銀行法第十三条の (信用の供与又は出資に相当するものを 政令で定める区分及び政令で定 施行令第七条の規定は銀行法 第三条の二第一項第六号に 以 下 「施行令」 施行 以

# (銀行法施行令の準用)

第六条 いて、 る者、 規定する政令で定めるものについて、 項に規定する政令で定める者及び政令で定める金融業を行う者に 令第四条の二の二の規定は銀行法第十三条の三の二第二項に規定す 二本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者について、 用の供与等について、 めるやむを得ない理由並びに同条第三項に規定する政令で定める信 同項後段において準用する同条第一項ただし書に規定する政令で定 同条第二項前段に規定する政令で定める区分及び政令で定める率 める率、 含む。)として政令で定めるもの、 銀行法第十三条第一項本文に規定する政令で定める特殊の関係にあ 規定する政令で定める特別な関係について、施行令第四条の規定は という。)第一条の規定は法第十七条において準用する銀行法 に規定する政令で定めるところ及び資産のうち政令で定めるものに で定める日について、 る政令で定める者及び政令で定める金融業を行う者並びに同条第三 下この項において「銀行法」という。) 施行令第五条の規定は銀行法第十五条第一項に規定する政会 信用の供与又は出資 銀行法施行令 施行令第六条の規定は銀行法第三十条第二項及び第一 同項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない (昭和五十七年政令第四十号。 施行令第四条の二の規定は銀行法第十三条の 施行令第五条の二の規定は銀行法第二十九 (信用の供与又は出資に相当するものを 政令で定める区分及び政令で定 施行令第七条の規定は銀行法 第三条の二第一項第六号に 以下 「施行令」 理 施行 以

理由並びに同条第二項に規定する政令で定める信用の供与等につい 同条第二項において準用する場合を含む。) に規定する政令で定め 令で定める率、 ものを含む。)として政令で定めるもの、 係のある者、信用の供与又は出資 法第五十二条の二十二第一項本文に規定する政令で定める特殊の関 る金融業を行う者について、 行う者並びに同条第三項に規定する政令で定める者及び政令で定め 六条の二の四第一項第三号に規定する政令で定める取引又は行為に 定める取引又は行為について、 条の四の規定は法第十六条の二の二第一項第三号に規定する政令で 条の三第二項に規定する政令で定める基準について、施行令第十五 定める休日について、施行令第十五条の三の規定は銀行法第五十二 法人について、 令第十五条の規定は法第十六条の二第一 る場合について、 定める債権者について、 第三十四条第一項及び第三十五条第一項ただし書に規定する政令で |項に規定する政令で定めるものについて、 施行令第十六条の二の四の規定は銀行法第五十二条の三十五第 て、 八に規定する政令で定める特殊の関係のある者について、 第一 施行令第十六条の二の二の規定は銀行法第五十二条の二十 一項に規定する政令で定める者及び政令で定める金融業を 施行令第十五条の二の規定は同項に規定する政令で 同項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない 施行令第十四条の七の規定は銀行法第五十二条の 施行令第八条の規定は法第十六条第 施行令第十六条の二の三の規定は銀行 施行令第十六条の二の規定は法第十 (信用の供与又は出資に相当する 項に規定する政令で定める 政令で定める区分及び政 施行令第十六条の三の 項 施行

めるやむを得ない理由並びに同条第二項に規定する政令で定める信 定める区分及び政令で定める率、 で定める金融業を行う者並びに同条第三項に規定する政令で定め て、 は銀行法第五十二条の三第二項に規定する政令で定める基準につい 法人について、 令第十五条の規定は法第十六条の二第一 同条第二項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定め 定める債権者について、 は出資に相当するものを含む。)として政令で定めるもの、 で定める特殊の関係のある者、 の三の規定は銀行法第五十二条の二十二第一項本文に規定する政令 者及び政令で定める金融業を行う者について、 第五十二条の二十一の三第: る取引又は行為について、施行令第十六条の二の二の規定は銀行法 二の規定は法第十六条の二の四第一項第三号に規定する政令で定め に規定する政令で定める取引又は行為について、 に規定する政令で定める休日について、 二の八に規定する政令で定める特殊の関係のある者について、 る場合について、施行令第十四条の七の規定は銀行法第五十二条の 第三十四条第一項及び第三十五条第一項ただし書に規定する政令で の供与等につい 一条の三十五第 施行令第十五条の四の規定は法第十六条の二の二第一項第三号 施行令第十五条の二の規定は法第十六条の 一項に規定する政令で定めるものについて、 施行令第十六条の二の四の規定は銀行法第五 施行令第八条の規定は法第十六条第 一項に規定する政令で定める者及び政令 信用の供与又は出資 同項ただし書に規定する政令で定 施行令第十五条の三の規定 項に規定する政令で定める 施行令第十六条の一 施行令第十六条の (信用の供与又 二第 政令で 一 項 施行 項

用

六第一項に規定する政令で定める日について準用する。のについて、施行令第十六条の七の規定は銀行法第五十二条の四十規定は銀行法第五十二条の三十五第三項に規定する政令で定めるも

特定長期信用銀行代理行為」と読み替えるほか、 属銀行」とあるのは 定長期信用銀行代理業者」と、 あるのは「長期信用銀行代理業者」と、 行」と、 「長期信用銀行代理業」と、 る施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、 に掲げる字句に読み替えるものとする。 前項の場合において、施行令中 「銀行主要株主」とあるのは 「銀行持株会社」とあるのは「長期信用銀行持株会社 「所属長期信用銀行」と、 「特定銀行代理業者」とあるのは 「長期信用銀行主要株主」と、 「特定銀行代理行為」とあるのは 「銀行」とあるのは「長期信用銀 「銀行代理業」とあるのは 「銀行代理業者」と 次の表の上欄に掲 それぞれ同表の下 所 特 \_ と 2

一号ホ第一項第	(略)	令の規定
(略)	(略)	読み替えられる字句
(略)	(略)	読み替える字句

する。 第五十二条の四十六第一項に規定する政令で定める日について準用る政令で定めるものについて、施行令第十六条の七の規定は銀行法令第十六条の三の規定は銀行法第五十二条の三十五第三項に規定す

げる施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、 特定長期信用銀行代理行為」と読み替えるほか、 定長期信用銀行代理業者」と、 あるのは「長期信用銀行代理業者」と、 属銀行」とあるのは 行」と、 欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 「長期信用銀行代理業」と、 前項の場合において、施行令中「銀行」とあるのは 「銀行主要株主」とあるのは「長期信用銀行主要株主」と、 「銀行持株会社」とあるのは「長期信用銀行持株会社 「所属長期信用銀行」と、 「特定銀行代理業者」とあるのは 「特定銀行代理行為」とあるのは 「銀行代理業」とあるのは 「銀行代理業者」と 次の表の上欄に掲 それぞれ同表の下 「長期信用

一号ホ第一項第	(略)	令の規定
(略)	(略)	読み替えられる字句
(略)	(略)	読み替える字句

			3 2 第	
第五十二条の三	(略)	読み替える銀行	次 十 る を み	
第五十二条の二十三	(略)	読み替えられる字句	(略)	(略)
長期信用銀行法第十六	(略)	読み替える字句	(略)	条の二第一項第十二号
(新設)	(略)	読み替える銀行	(略) (長期信用銀行を 第六条の三 (略) 3 法第十七条にお み替えて準用する み替えて準用する外 を子会社とする外 を子会社とする外 を子会社とする外	
(新設)	(略)	読み替えられる字句	(略)	(略)
新設)	(略)	読み替える字句	(略) (略) (株会社に関する読株 (本会社に関する読株 (本会社に関する読株 (本会社に関する読株 (本の二十において) (本の規定による長期信 (本の) (本の) (本の) (本の) (本の) (本の) (本の) (本の)	長期信用銀行法第十三号

項第三号 第五十三条第三	(略)			第五十二条の三 項	十四の二第一項
第五十二条の二十三十三号まで	(略)	業務	その持株特定子会社	第五十二条の二十三	の二第七項
長期信用銀行法第十六	(略)	特例長期信用銀行業高度化等業務(同条第六 信用銀行業高度化等業 務をいう。)	その持株特定子会社( 同条第一項に規定する ・以下この項において	条の四の二第七項長期信用銀行法第十六	条の四の二第七項
				<u> </u>	
項第三号	略)			(新設)	
第五十二条の二十三十一号の二まで	略)	(新設)	(新設)	(新設)	
長期信用銀行法第十六	(略)	(新設)	(新設)	(新設)	

第五十三条第三			項第四号 第五十三条第三
資本金	第五十二条の二十三	等 等 等 特例子会社対象会社 に該当する持株特定 子会社	等 又は子会社対象銀行
資本金又は出資	第八項同法第十六条の四の二	当該長期信用銀行等 特例子会社対象会社( 同法第十六条の四の二 を持株特定子会社(同 法第十六条の四の二第 一項に規定する持株特定子会社(同 この号において同じ。	マは長期信用銀行法第一でする長期信用銀行法第
第五十三条第三			項第四号
~ 資 本		子会社対象銀行等	第五十二条の二十三
資本又は出資		長 期 信 用 銀 行 等	長期信用銀行法第十六

項	第五十三条第六	項第七号 条第三
	第二条第十一項	この法律の規定
条の二第三項	長期信用銀行法第十三	長期信用銀行法の規定 (同法第十七条におい で準用する銀行法の規定

(新設)	(新 設)
(新設)	(新 設)
(新設)	新設)

(傍線部分は改正部分)

轄区域内にある場合にあつては、 ら行うことを妨げない。 務所の所在地を管轄する財務局長 に掲げるものは、信用協同組合に関するものに限り、その主たる事 第五号から第六号の二までに掲げる権限は、 福岡財務支局長) (当該所在地が福岡財務支局の管 に委任する。 金融庁長官が自 た

よる認可及び承認 ただし書並びに第七条の四ただし書の規定並びに銀行法第十三条 三項(同条第五項において準用する場合を含む。)、第四項ただ 第一項ただし書 し書及び第六項、 、第十三条の二ただし書及び第三十七条第一項第三号の規定に 法第三条第一項(第二号に係る部分を除く。)、第四条の二第 (同条第二項後段において準用する場合を含む。 第四条の三第二 一項ただし書、 第五条の二第一項

2 . 3 (略) (略)

> 轄区域内にある場合にあつては、 務所の所在地を管轄する財務局長 に掲げるものは、 ら行うことを妨げない。 第五号から第六号の二までに掲げる権限は、 信用協同組合に関するものに限り、その主たる事 福岡財務支局長) (当該所在地が福岡財務支局の管 に委任する。 金融庁長官が自 た

だし書、 及び承認 三条の二ただし書及び第三十七条第一項第三号の規定による認可 並びに第七条の四ただし書の規定並びに銀行法第十三条第一項た だし書(同条第二項後段において準用する場合を含む。)、第十 三項(同条第五項において準用する場合を含む。)及び第四項た 法第三条第一項(第二号に係る部分を除く。)、 第四条の三第二項ただし書、 第五条の二第一項ただし書 第四条の二第

2 • (略)

(略)

-93-

	を含む。)の規定において電磁的方法による議決
(新设)	3
2 (略)	2 (略)
(新設)	六 法第四十五条第七項
(新設)	五 法第四十五条第三項
(新設)	四法第三十七条の六第七項
(新設)	三法第三十七条の六第四項
	合を含む。)において準用する会社法第三百十二条第一項
(新設)	二 法第十三条第八項(法第二十四条第十一項において準用する場
	合を含む。)
(新設)	一 法第十三条第七項(法第二十四条第十一項において準用する場
示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。	ければならない。
項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を	方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得な
閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事	、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的
り提供しようとする者(次項において「提供者」という。)は、内	者」という。)は、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより
項に規定する電磁的方法をいう。以下この条において同じ。)によ	において同じ。)により提供しようとする者(次項において「提供
する場合を含む。) に規定する事項を電磁的方法 (法第十三条第五	条第四項に規定する電磁的方法をいう。以下この条及び第一条の九
第一条の三 法第十三条第五項(法第二十四条第十一項において準用	第一条の三 次に掲げる規定に規定する事項を電磁的方法(法第十三
(書面に記載すべき事項等の電磁的方法による提供の承諾等)	(書面に記載すべき事項等の電磁的方法による提供の承諾等)
現	改正案

る当該規定に係る技術的読替えは、 会社法第三百十二条第一項及び第四項の規定を準用する場合におけ 次の表のとおりとする。

い う。 こ		
規定する電磁的記録を規定する電磁的記録を		四項
電磁的記録(労働金庫	電磁的記録	第三百十二条第
電磁的方法(労働金庫をする電磁的方法をいっ。以下この項においっ。以下この項においった。	電磁的方法による	一項 一項 三百十二条第
読み替える字句	読み替えられる字句	法の規定

(新設)

第

一条の九

(電磁的方法による通知の承諾等)

通知の相手方に対し、

その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し

内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、

あらかじめ、当該

を発しようとする者(次項において「通知発出者」という。)は、

法第四十九条第三項の規定により電磁的方法により通知

、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

承諾をした場合は、この限りでない。で発してはならない。ただし、当該相手方が再び同項の規定によるがあつたときは、当該相手方に対し、当該通知を電磁的方法によって発してはならない。ただし、当該通知を電磁的方法による通知を受けない旨の申出がある。

(金庫の解散及び清算について準用する会社法の読替え)

下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、次の表の上欄会社」とあるのは、「清算金庫」と読み替えるほか、次の表の上欄会社」とあり、「監査役設置会社」とあり、及び「清算人会設置させ」とあり、「監査役設置会社」とあり、及び「清算人会設置で掲げる字句に読み替えるものとする。

定する電磁的方法をい

(金庫の解散及び清算について準用する会社法の読替え)

下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 
て会社法の規定や同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の会社」とあるのは、「清算金庫」と読み替えるほか、次の表の上欄会社」とあり、「監査役設置会社」とあり、及び「清算人会設置会社」とあり、及び「清算人会設置 
大欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

-		
第二項第四号	(略)	読み替える会社
(略)	(略)	読み替えられる字句
定する電磁的方法をい法第十三条第五項に規電磁的方法(労働金庫	(略)	読み替える字句

(略)	
(略)	
(略)	j.

(子金融機関等の範囲)

第五条の三 (略)

行う者は、次に掲げる者とする。 銀行法第十三条の三の二第三項に規定する政令で定める金融業を

一~三 (略)

特例業務届出者

四 金融商品取引法第六十三条の九第四項に規定する海外投資家等

の他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法に五 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介(手形の割引、売渡担保そ

取引業者をいう。)、保険会社(保険業法(平成七年法律第百五商品取引業者(金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品よつてする金銭の授受の媒介を含む。)を業として行う者(金融

号)第二条第二項に規定する保険会社をいう。)及び前各号に掲

(銀行法を準用する場合の読替え)

げる者を除く。)

おいては、同法の規定中「営業所」とあるのは「事務所」と、「第第七条 法第九十四条第一項において銀行法の規定を準用する場合に

(略)

(略)

略

第五条の三 (略)

(子金融機関等の範囲

行う者は、次に掲げる者とする。
2 銀行法第十三条の三の二第三項に規定する政令で定める金融業を

一~三 (略)

(新設)

四 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介(手形の割引、売渡担保そ で 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介 (手形の割引、売渡担保そ で 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介 (手形の割引、売渡担保そ で 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介 (手形の割引、売渡担保そ に 金銭の貸付ける

(銀行法を準用する場合の読替え)

おいては、同法の規定中「営業所」とあるのは「事務所」と、「第第七条 法第九十四条第一項において銀行法の規定を準用する場合に

働金庫法第八十九条の十三第一項に規定する紛争解決等業務をいう 営業時間」とあるのは「業務取扱時間」と、 四条第一項」とあるのは えるものとする の中欄に掲げる字句は、 う。)」と、「紛争解決等業務」とあるのは「紛争解決等業務 法第八十九条の十三第一項第八号に規定する手続実施基本契約をい 条の十三第一項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。)」と 争解決機関」とあるのは 行役」とあり、 )」と読み替えるほか、 「総会」と、 「手続実施基本契約」とあるのは「手続実施基本契約 及び 「本店」とあるのは「主たる事務所」と、 「取締役、 それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替 「労働金庫法第六条」と、 「指定紛争解決機関 次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表 執行役」とあるのは 「株主総会」とあるの (労働金庫法第八十九 「取締役又は執 「理事」と、「 (労働金庫 「指定紛 (労

。)」と読み替えるほか、 条の十三第一項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。)」と 営業時間」とあるのは「業務取扱時間」と、「株主総会」とあるの の中欄に掲げる字句は、 働金庫法第八十九条の十三第一項に規定する紛争解決等業務をいう う。)」と、「紛争解決等業務」とあるのは「紛争解決等業務 法第八十九条の十三第一項第八号に規定する手続実施基本契約をい 争解決機関」とあるのは は「総会」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と、 行役」とあり、及び 四条第一項」とあるのは えるものとする。 「手続実施基本契約」とあるのは「手続実施基本契約 「取締役、 それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替 「指定紛争解決機関 「労働金庫法第六条」と、 次の表の上欄に掲げる同法の規定中同 執行役」とあるのは「理事」と、「 (労働金庫法第八十九 「取締役又は執 (労働金庫 「指定紛

項第二十一条第四	(略)	法の規定
(略)	(略)	読み替えられる字句
う。) 定する電磁的方法をい 法第十三条第五項に規 電磁的方法(労働金庫	(略)	読み替える字句

		十 第		法読	2 は、そ は、そ	Γ
(略)		十一第二項第五十二条の五	略)	法の規定。銀行	それぞれる	略)
(略)	(留)	(略)	(略)	読み替えられる字句	の下欄に掲げる字句に欄に掲げる同法の規定三項において銀行法の	(略)
略)	電磁的方法をいう。) 三条第四項に規定する	(略)	(略)	読み替える字句	それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句第九十四条第三項において銀行法の規定を準用する場合におい	略)
					2	
(略)		十一第二項第五十二条の五	(略)	法の規定。	は、それぞれ同表は、それぞれ同表の上に	略)
(略)	(路)	(略)	(略)	読み替えられる字句	、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。は、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句法第九十四条第三項において銀行法の規定を準用する場合におい	下 (略)
(略)	電磁的方法をいう。)三条第五項に規定する三条第五項に規定する	(略)	- (略)	読み替える字句	(読み替えるものとす)規定を準用する場合	(略)

中同表の中欄に掲げる字句は、 代理業再受託者」とするほか、 理業再委託者」と、 働金庫代理行為」と、 する場合においては、銀行法の規定中「銀行」とあるのは 庫代理行為」と、 金庫代理業者」と、 第八十九条の三第二項各号」と、 金庫代理業」と、 総理大臣及び厚生労働大臣」と、「銀行代理業」とあるのは 内閣府令・厚生労働省令」と、 る銀行法 とあるのは 「所属銀行」とあるのは (以下この項において「銀行法」という。) の規定を適用 「労働金庫代理業者」と、 「第二条第十四項各号」とあるのは「労働金庫法 「銀行代理業再委託者」とあるのは 「銀行代理業再受託者」とあるのは 「特定銀行代理行為」とあるのは 「特定銀行代理業者」とあるのは「特定労働 「所属労働金庫」と、「銀行代理業者 それぞれ同表の下欄に掲げる字句と 次の表の上欄に掲げる銀行法の規定 「内閣総理大臣」とあるのは 「銀行代理行為」とあるのは 「内閣府令」とあるのは 「特定労働金 「労働金庫代 「労働金庫 「金庫」 「労働 「内閣 「労

する。 理業再委託者」と、 」とあるのは と 中同表の中欄に掲げる字句は、 代理業再受託者」とするほか、 庫代理行為」と、 働金庫代理行為」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定労働 第八十九条の三第二項各号」と、 総理大臣及び厚生労働大臣」と、「銀行代理業」とあるのは 内閣府令・厚生労働省令」と、 する場合においては、 る銀行法 金庫代理業者」と、 金庫代理業」と、 「所属銀行」とあるのは「所属労働金庫」と、「銀行代理業者 (以下この項において「銀行法」という。)の規定を適用 「労働金庫代理業者」と、 「第二条第十四項各号」とあるのは「労働金庫法 「銀行代理業再委託者」とあるのは 「銀行代理業再受託者」とあるのは 「特定銀行代理行為」とあるのは 銀行法の規定中「銀行」とあるのは それぞれ同表の下欄に掲げる字句と 次の表の上欄に掲げる銀行法の規定 「内閣総理大臣」とあるのは 「銀行代理行為」とあるのは 「内閣府令」とあるのは 「特定労働金 「労働金庫代 「労働金庫 「金庫 「労働 「内閣

第五十二条の五	(略)	法の規定
(略)	(略)	読み替えられる字句
(略)	(略)	読み替える字句

4・5 (略)	- (略)	
	(略)	(略)
	— (略)	電磁的方法をいう。) 三条第四項に規定する
4		
4 • 5 (略)	(略)	
	- (略)	(略)
	— (略)	電磁的方法をいう。)三条第五項に規定する電磁的方法(同法第十

																	1
(子金融機関等の範囲)	<.	クー	五号)第二条第二項に規定する保険会社をいう。第十条の七第二	別がこうとに引いている。これには、これには、これには、これには、これに、これに、これに、これには、これには	おいて同じ。)を業として行う者(銀行、金融商品取引業者(金	よってする金銭の授受の媒介を含む。第十条の七第二項第五号に	の他これらに類する方法によってする金銭の交付又は当該方法に	五 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介(手形の割引、売渡担保そ	七第二項第四号において同じ。)	第四項に規定する海外投資家等特例業務届出者をいう。第十条の	四 海外投資家等特例業務届出者(金融商品取引法第六十三条の九	一~三 (略)	掲げる者とする。	2 法第十一条の十六第二項の政令で定める金融業を行う者は、次に	第十条の二 (略)	(子金融機関等の範囲)	改 正 案
(子金融機関等の範囲)	<ol> <li>Company of the company of the company</li></ol>	項第四号及び第五号において同じ。)及び前三号に掲げる者を除	五号)第二条第二項に規定する保険会社をいう。第十条の七第二  同号において同じ / 保険会社(保険業治(平成七年治律第首		おいて同じ。)を業として行う者(銀行、金融商品取引業者(金	よってする金銭の授受の媒介を含む。第十条の七第二項第四号に	の他これらに類する方法によってする金銭の交付又は当該方法に	四 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介(手形の割引、売渡担保そ			(新設)	一~三 (略)	掲げる者とする。	2 法第十一条の十六第二項の政令で定める金融業を行う者は、次に	第十条の二(略)	(子金融機関等の範囲)	現

第十条の (A)	第十条の に (各)
2 法第十五条の十六第二頁の攺令で定める金融業を守う者は、欠こ	2 去第十五条の十六第二頁の攺令で定める金融業を守う者は、欠こ
掲げる者とする。	掲げる者とする。
一~三 (略)	一~三 (略)
四海外投資家等特例業務届出者	(新設)
五 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介を業として行う者(保険会	四 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介を業として行う者(保険会
社、銀行、金融商品取引業者及び前各号に掲げる者を除く。)	社、銀行、金融商品取引業者及び前三号に掲げる者を除く。)
六 (略)	五 (略)
3・4 (略)	3 · 4 (略)

_
(傍絲部
40
削
/\
刀
分は
改
Í
Ш
部
1
分
. •

おいて準用する法第九十七条第二項、第九十七条の二第一項及び第法第百九十六条の規定、法第百九十七条の規定、法第百九十九条に法第百九十二条第五項及び第六項の規定、法第百九十四条の規定、第二十一条 法第百八十八条第二項に規定する政令で定める規定は、定	おいて準用する法第九十七条第二項、第九十七条の二第一項及び第法第百九十六条の規定、法第百九十七条の規定、法第百九十九条に法第百九十二条第五項及び第六項の規定、法第百九十四条の規定、第二十一条 法第百八十八条第二項に規定する政令で定める規定は、定)
(条件付の免許を受けた外国生命保険会社等に対して適用しない規げる者とする。	(条件付の免許を受けた外国生命保険会社等に対して適用しない規げる者とする。
は、第二項第一号から第三号まで及び第十号から第十二号までに掲4 法第百条の二の二第三項に規定する政令で定める金融業を行う者3 (略)	は、第二項第一号から第三号まで及び第十号から第十三号までに掲4 法第百条の二の二第三項に規定する政令で定める金融業を行う者3 (略)
	十二・十三 (略)
に百の触場をル機	に百の融
現行	改正案

定並びに法第二百四条第一項(改善計画の提出及び変更に係る部分条から第百十八条まで並びに第百二十条から第百二十二条までの規百十一条第一項及び第三項から第六項まで、第百十二条、第百十四る。)及び第三項から第九項まで、第九十九条、第百五条の二、第二項、第九十八条第一項(第二号から第十五号までに係る部分に限

(親金融機関等及び子金融機関等の範囲

に限る。)の規定とする。

第二十八条の二(略)

2 •

(略

十三号までに掲げる者とする。 者は、第十三条の八第二項第一号から第三号まで及び第十号から第4 法第百九十三条の二第三項に規定する政令で定める金融業を行う

(親金融機関等及び子金融機関等の範囲)

第三十七条の九 法第二百七十一条の二十一の三第二項に規定する政

~四 (略)

令で定める者は、

次に掲げる者とする。

融業を行う者は、第十三条の八第二項各号に掲げる者とする。2 法第二百七十一条の二十一の三第二項に規定する政令で定める金

は、次に掲げる者とする。 法第二百七十一条の二十一の三第三項に規定する政令で定める者

· 二 (略)

に限る。)の規定とする。 こ項、第九十八条第一項(改善計画の提出及び変更に係る部分 条から第百十八条まで並びに第百二十条から第百二十二条までの規 条から第百十八条まで並びに第百二十条から第百二十二条、第百十四 に限る。)及び第三項から第九項まで、第九十九条、第百五条の二、第 二項、第九十八条第一項(第二号から第十四号までに係る部分に限

(親金融機関等及び子金融機関等の範囲)

第二十八条の二(略)

2·3 (略)

十二号までに掲げる者とする。 者は、第十三条の八第二項第一号から第三号まで及び第十号から第4 法第百九十三条の二第三項に規定する政令で定める金融業を行う

(親金融機関等及び子金融機関等の範囲

令で定める者は、次に掲げる者とする。 第三十七条の九 法第二百七十一条の二十一の二第二項に規定する政

一~四 (略)

融業を行う者は、第十三条の八第二項各号に掲げる者とする。2 法第二百七十一条の二十一の二第二項に規定する政令で定める金

は、次に掲げる者とする。

3 法第二百七十一条の二十一の二第三項に規定する政令で定める者

· \_\_\_\_\_\_(略)

十号から第十三号までに掲げる者とする。 融業を行う者は、第十三条の八第二項第一号から第三号まで及び第4 法第二百七十一条の二十一の三第三項に規定する政令で定める金

(少額短期保険業者に関する権限の財務局長等への委任

## 第四十八条 (略)

2

(略)

#### 一~五 (略)

し書及び第二百七十二条の十四第二項の規定による承認第二百七十二条の十三第二項において準用する法第百条の三ただ外 法第二百七十二条の十第二項、第二百七十二条の十一第二項、

## 七~二十八 (略)

4 5 10

(略

にある場合にあっては、福岡財務支局長)に委任する。在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内11 長官権限のうち次に掲げるものは、少額短期保険業者の本店の所

#### √三 (略)

十号から第十二号までに掲げる者とする。 融業を行う者は、第十三条の八第二項第一号から第三号まで及び第4 法第二百七十一条の二十一の二第三項に規定する政令で定める金

(少額短期保険業者に関する権限の財務局長等への委任)

# 第四十八条 (略)

#### 2 (略)

官が自ら行うことを妨げない。十七号から第二十号まで及び第二十二号に掲げる権限は、金融庁長にある場合にあっては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、第にある場合にあっては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、第にある場合にあっては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、第にある場合にあっては、福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局の管轄区域内にある場合にある場合にある場合にある。

#### 一~五 (略)

第二百七十二条の十四第二項の規定による承認第二百七十二条の十三第二項において準用する法第百条の三及び、法第二百七十二条の十第一項、第二百七十二条の十一第二項、

## 七~二十八(略)

4 \ 10

(略)

にある場合にあっては、福岡財務支局長)に委任する。在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内11 長官権限のうち次に掲げるものは、少額短期保険業者の本店の所

(略

#### -106-

四 法第二百七十二条の三十八の二第二項の規定による承認

五~九 (略)

12 16 (略)

(保険募集人等に関する権限の財務局長等への委任)

るものとする。ただし、第七号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長)に委任すたる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支第四十九条 長官権限のうち次に掲げるものは、特定保険募集人の主

一~五 (略)

行うことを妨げない。

六 法第二百七十九条第二項の規定による証拠の提出の機会の付与

七~十一 (略)

一~五 (略)

六 法第二百八十九条第二項の規定による証拠の提出の機会の付与

七~十四 (略)

(新設)

四~八 (略)

12 16 (略)

1 ()

(保険募集人等に関する権限の財務局長等への委任

行うことを妨げない。

一行うことを妨げない。

一~五 (略)

の機会の付与及び意見の聴取へ 法第二百七十九条第二項の規定による出頭の要求、証拠の提出

七~十一(略)

げない。

。ただし、第十号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨内にある場合にあっては、福岡財務支局長)に委任するものとする所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域 長官権限のうち次に掲げるものは、保険仲立人の主たる事務所の

一~五 (略)

の機会の付与及び意見の聴取、法第二百八十九条第二項の規定による出頭の要求、証拠の提出

七~十四 (略

(略)

十六 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令(平成九年政令第八号)

(傍線部分は改正部分)

中国	合においては、同法(第三十二条、第四十条、第四十一条(第四号	合においては、同法(第十六条の二第十二項、第三十二条、第四十
改 正 案  ・		
五十二条の二第二項及び第三項、第五十二条の二の三から第 (平) (京) (京) (京) (京) (京) (京) (京) (京	十まで並びに第七章の五の規定とする。	五十二条の二の十まで並びに第七章の五の規定とする。
第十六条の三、第二十条第七項、第二十九条、第三十条第四段 で定める規定により農林中央金庫法の保) とみなされる特定承継会社に係る農林中央金庫法(平 法附則第三十二条第一項の規定により農林中央金庫法(平 法附則第三十三条第一項の政令で定める規定は、銀行法第 法附則第三十三条第一項の政令で定める規定は、銀行法第 法附則第三十三条第一項の政令で定める規定は、銀行法第 法附則第三十三条第一項の政令で定める規定は、銀行法第 第十六条の三、第二十条第七項、第二十九条、第三十条第四項及び第十 第十六条の三、第二十条第七項、第二十九条、第三十条第四	の二第二項及び第三項、第五十二条の二の三から第五十二条の二の	項、第五十二条の二第二項及び第三項、第五十二条の二の三から第
及 正 案 一項の政令で定める規定は、銀行法第 無営銀行とみなされる特定承継会社に係る農林中央金庫法の 保) (注) (注) (注) (注) (注) (注) (注) (注	の三、第二十条第七項、第二十九条、第三十条第四項、第五十二条	五項、第十六条の三、第二十条第七項、第二十九条、第三十条第四
世界により、大学のである規定は、銀行法第 第十三条 法財則第三十三条第一項の政令で定める規定は、銀行とみなされる特定承継会社に係る農林中央金庫法保) は、大三年法律第九十三号)の規定を適用する場合においては、同法 は、大三年法律第九十三号)の規定を適用する場合においては、同法 は、大三年法律第九十三号)の規定を適用する場合においては、「おいり、「第十五条第一項(同法第二十七条においては、「第七十二条第七項中「第十五条第一項(同法第二十七条においては、「大三年法律第九十三号)の規定を適用する場合においては、「大三年法律第九十三号)の規定を適用する場合においては、「大三年法律第九十三号」の規定を適用する場合においては、「大三条第一項の規定により農林中央金庫法のの政令で定める規定は、銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法の適用関係)とあるのは、「附則第二十六条第一項の政令で定める規定は、銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法の適用関係)とあるのは、「附則第二十六条第一項を重法を含む。)」とあるのは、「附則第二十六条第一項を重法を含む。)」とあるのは、「附則第二十六条第一項を重法を含む。)」とあるのは、「附則第二十二条第一項の政令で定める規定は、銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法の適用関係)とあるのは、「附則第二十三条第一項の政令で定める規定は、銀行とみなされる特定承継会社に係る農林中央金庫法・対象を含む。)」とあるのは、「附則第二十六条第一項の政令で定める規定は、銀行とみなされる特定承継会社に係る農林中央金庫法・対象に対象を含む。)」とあるのは、「対別第二十二条第一項の政令で定める規定は、銀行とみなされる特定承継会社に係る農林中央金庫法・対象に対象を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を	十二条、第十六条の二第四項から第六項まで及び第十項、第十六条	十二条、第十六条の二第六項から第十一項まで、第十四項及び第十
とみなされる特定承継会社に係る銀行法の適用関係) (銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法の適用関係) は銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法の適用関係) は銀行とみなされる特定承継会社に係る農林中央金庫法(平 第十二条第一項中「第十五条第一項(同法第二十七条において準 第七十二条第七項中「第十五条第一項(同法第二十七条においては、所則第三十二条第一項の規定により農林中央金庫法の適用関係) は銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法の適用関係) は銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法の適用関係) は銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法の適用関係) は銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法の適用関係) は銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法の適用関係) は銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法の適用関係) は銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法の適用関係) は銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法の適用関係) は銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法の適用関係) は銀行法の適用関係) は銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法の適用関係) は現立により表す。 は銀行法の適用関係) は現立により表す。 は銀行法の適用関係) は現立により表す。 は銀行法の適用関係) は現立によります。 は、現立によります。 は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、		
場合を含む。)」とあるのは、「附則第二十六条第一項」と 場合を含む。)」とあるのは、「附則第二十六条第一項」と 場合を含む。)」とあるのは、「附則第二十六条第一項」と 場合を含む。)」とあるのは、「附則第二十六条第一項」と 場合を含む。)」とあるのは、「附則第二十六条第一項」と 場合を含む。)」とあるのは、「附則第二十六条第一項」と 場合を含む。)」とあるのは、「附則第二十六条第一項」と 場合を含む。)」とあるのは、「附則第二十六条第一項」と 明する場合を含む。)」とあるのは、「附則第二十六条第一項」と 明する場合を含む。)」とあるのは、「附則第二十六条第一項」と 明する場合を含む。)」とあるのは、「附則第二十六条第一項」と 可以定により農林中央金庫法 第七十二条第七項中「第十五条第一項の規定により農林中央金庫法 (信託兼営銀行とみなされる特定承継会社に係る農林中央金庫法 第七十二条第七項中「第十五条第一項(同法第二十七条においては、成十三年法律第九十三号)の規定を適用する場合においては、成十三年法律第九十三号)の規定を適用する場合においては、成十三年法律第九十三号)の規定を適用する場合においては、成十三年法律第九十三号)の規定を適用する場合においては、成十三年法律第九十三号)の規定を適用する場合においては、成十三年法律第九十三号)の規定とよるのは、「附則第二十六条第一項 第七十二条第七項中「第十五条第一項(同法第二十七条においては、成十三年法律第九十三号)の規定を適用する場合においては、成十三年法律第九十三号)の規定を適用する場合においては、成十三年法律第九十三号)の規定を適用する場合においては、成十三年法律第九十三号)の規定を適用する場合においては、成十三年法律第九十三号)の規定を適用する場合においては、成十三年法律第九十三号)の規定を適用する場合においては、成十二条第七項、日本、大会においては、成十二条第七項、日本、大会においては、成十二条第七項、日本、大会においては、のは、日本、大会においては、日本、大会により、日本、大会により、日本、大会によいては、日本、大会により、日本、日本、日本、日本、日	(銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法の適用関係)	(銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法の適用関係)
場合を含む。)」とあるのは、「附則第二十六条第一項」と		
場合を含む。)」とあるのは、「附則第二十六条第一項」と 用する場合を含む。)」とあるのは、「附則第二十六条第一項 [ 同法第二十七条において準	する。	する。
<ul> <li>二条第四項中「第十五条第一項(同法第二十七条において準度、</li></ul>		
年法律第九十三号)の規定を適用する場合においては、同法 ・法附則第三十二条第一項の規定により農林中央金庫法の ・法附則第三十二条第一項の規定により農林中央金庫法の ・法附則第三十二条第一項の規定により農林中央金庫法の ・適用関係) ・適用関係) ・適用関係) ・適用関係) ・適用関係) ・現 ・現 ・現 ・現 ・現 ・現 ・現 ・現 ・現 ・現	第七十二条第七項中「第十五条第一項(同法第二十七条において準	
法附則第三十二条第一項の規定により農林中央金庫法(平 第十二条 法附則第三十二条第一項の規定により農林中央金庫法係) (信託兼営銀行とみなされる特定承継会社に係る農林中央金庫規) 関 附 則 現 行	成十三年法律第九十三号)の規定を適用する場合においては、同法	成十三年法律第九十三号)の規定を適用する場合においては、同法
宮銀行とみなされる特定承継会社に係る農林中央金庫法の則。 改正案	法附則第三十二条第一項の規定により農林中央金庫法	法附則第三十二条第一項の規定により農林中央金庫法
	適用関係)	適用関係)
則     附則       改正案     現	(信託兼営銀行とみなされる特定承継会社に係る農林中央金庫法の	(信託兼営銀行とみなされる特定承継会社に係る農林中央金庫法の
則   改正案		
正 案 現		
		正

条、第四十一条(第四号を除く。)、第四十二条、第四十三条第一 原、第四十四条第一項及び第六十五条(第一号及び第六十五条第六号を 第五十九条第一項及び第六十五条(第一号及び第十六項、第二十六 法(第十三条の四、第十六条の二第十三項及び第十六項、第二十六 法(第十三条の四、第十六条の二第十三項及び第十六項、第二十六 法(第十三条の一「内閣総理大臣」とあるのは「主務大臣」と、同 除く。)の規定中「内閣府令」とあるのは「主務大臣」と、同 たいの表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、 それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十六条の二第(略)	(略) (略)	法の規定 読み替える銀行 読み
		読み替えられる字句
第一号、第二号の二から第四号の二まで、第六号又は第十一号から (事十六号までに掲げる会社(国内の会社に限る。)	(略)	読み替える字句

欄に掲げる字句とする。

欄に掲げる字句とする。

欄に掲げる字句とする。

一 一 第 項 十	(略)	法の規定
一項 第十六条の二第	)	の規定の規定
略	(鮥)	読み替えられる字句
第一号、第二号の二から第四号の二まで又は第十二号の二まで又は第十二号の二まで又は第十二号の二までの第	(略)	読み替える字句

		第十六条の二第		第十六条の二第	一項第一号
信託業を営む外国の	当該銀行が保険会社、少額短期保険業者国の会社のいずれをも子会社としていなも子会社としていない場合にあつては保い場合にあつては保い場合にあっては保い場合にあっては保い場合にあっては保い場合にあっては保	、証券仲介専門会社 を営む外国の会社		及び第七号の二まで	(略)
及び信託専門会社	当該	及び証券仲介専門会社		及び第二号の二	信託兼営銀行第十一号口に規定する
		第十六条の二第		第十六条の二第	第十六条の二第
		もの(イに掲げるも	次に	及び第七号の二まで	(略)
		もの	ハ、ホ又はトに	及び第二号の二	る信託兼営銀行 次項第八号イに規定す

(削る)	(削る)	(削る)	- (略)	第十六条の二第	(削る)	(削る)	
(削る)	(削る)	(削る)	一 (略)	営む会社	(削る)	(削る)	会社
(削る)	(削る)	(削る)	略)	常む会社として主務省	(削る)	(削る)	
第十六条の二第	第十六条の二第	第十六条の二第	— (略)	第十六条の二第	第十六条の二第	第十六条の二第	
信託専門会社又は信	十四号	を営む外国の会社 を営む外国の会社	一 (略)	前各号及び次号	イ、ハ及びニ	イ、ロ及びハ	
信託専門会社	前項第十三号	又は証券仲介専門会社	— (略)	第十二号の二まで、第六号及び第十一号から第四号の二まで、第	ハ	ハ	

	十二項		四項 第十六条の二第	
第一項第十二号	年   日   日   日   日   日   日   日   日   日	又は金融機関の合併         及び転換に関する法         律(昭和四十三年法         条第一項(認可)の         規定	おら第十一号まで又 は第十五号から第十 七号まで	
同項第十二号	第 一 項	の規定	、第二号の二から第四 号の二まで、第六号、 第十一号、第十五号又	
	1 第十六条の二第		第十六条の二第	二項第八号口
行又はその子会社が とき(第一項第十二 とき(第一項第十二	新十四号まで 第十四号まで 第十四号まで又			社
<u> </u>	第十一号又は第十三号号の二まで、第六号、		前項第十三号	

第十六条の二第十二項ただし書		
(当該銀行の子会社 となつた子会社対象 銀行等又は他の外国 特定金融関連業務会 社が現に子会社とし		
が 当 該		
川 項 八 項 十 六 条 の 二 第		
子会社(第一項第十 二号の三に掲げる会 社にあつては、当該 銀行又はその子会社 が合算してその基準	まで又は金融機関の高法律(昭和四十三名法律(昭和四十三年法律第八十六号)	合算してその基準議決に規定する基準議決権数(同条第一項 で第十項において同じ。)を超える議決 権を取得し、又は保 有しようとするとき
子会社	まで	

	十三項	
とき及び現に子会社としている同項第十 としている同項第十 銀行又は当該同号に 掲げる会社の業務により当該 付入 は当該同号に おがる できる できる できる できる できる できる できる できる できる でき	第一項各号	要連業務会社を除く で内閣総理大臣の認 で内閣総理大臣の認 可を受けた場合を除 き、当該子会社対象 会社以外の外国の会 社が当該
みた	第一項各号(第二号、第五号、第五号、第五号の二、第七号から第十号まで及び第十七号を除く。	
	九項 第十六条の二第	
	第一項各号	決権を保有する会社の以下この項において同じ。)
	第一項各号(第二号、第五号、第五号、第五号の三及び第十号から第十号まで	

	第十六条の四第			十六項 第十六条の二第										
、特例持株会社(当	から第六号まで	で定める事実	について、同号	(内閣府令	しようとするとき	に該当する子会社と	める会社を除く。)	(当該内閣府令で定	を同号に掲げる会社	める会社に限る。)	として内閣府令で定	の要件を満たす会社	られないことその他	おそれがあると認め
並びに	号の二まで、第六号の二から第四	الما	が同号	務省令(第四項に規定する主										
	一項 第十六条の四第			十二項 第十六条の二第										
百分の五	及び第十二号の二から第十二号の二か			イ、ハ、ニ										
百分の十	十三号			기										

	第六十五条第六 第二十五条第六	(略)		
とき若しくは同項第十五号に掲げる会社 (同条第十三項に規 を同号に掲げる会社 (当該内閣府令で定 める会社を除く。) いる会社を除く。)	     	- (略)	百分の五	
とき	同条第四項に規定する 主務省令で定める会社 を除く。以下この号に	— (略)	百分の十	
	(新設)	- (略)		
· (新 設)	(新設)	— (略)		
新設)	(新設)	— (略)		
			1	

	O #	2	
読み替える法令	(銀行とみなされ 係) 第十四条 (略) 第十四条 (略) については、同欄 については、同欄	3~9 (略)	
読み替えられる字句	それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 ついては、同欄に掲げる法令の規定中間を適用する場合における次の表の上欄に提出を適用する場合における次の表の上欄に提出を適用する場合における次の表の上欄に提出を適用する場合におけるとの表のでは、同欄に掲げる字句とする。		、同号 (同項に規定する内閣府令で定める会社 を除く。)となつた ことその他同項に規 定する内閣府令で定
読み替える字句	、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 については、同欄に掲げる法令の規定中同表の中欄に掲げる字句は定を適用する場合における次の表の上欄に掲げる法令の規定の適用法附則第三十三条第一項の規定により前項各号に掲げる法令の規係) (銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法以外の法令の適用関(銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法以外の法令の適用関		、同条第一項第十五号となつたこと
		3	
の規定の規定	(銀行とみなされ (銀行とみなされ (銀行とみなされ (銀行とみなされ (銀行とみなされ (銀行とみなされ	3~9 (略)	
読み替えられる字句	の下欄に掲げる字句とする。欄に掲げる法令の規定により前項三条第一項の規定により前項三条第一項の規定により前項三条第一項の規定により前項		(新設)
読み替える字句	、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 については、同欄に掲げる法令の規定中同表の中欄に掲げる法令の規定を適用する場合における次の表の上欄に掲げる法令の規定の適用法附則第三十三条第一項の規定により前項各号に掲げる法令の規係) (銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法以外の法令の適用関(銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法以外の法令の適用関		(新 新 設)

			項 百七十三条第一 更生特例法第四	略)			百二条第一項更生特例法第四	(略)
	戻し 支払対象預金等の払	一項 同法第百二十七条第	(略)	(略)	戻し支払対象預金等の払	一項 同法第百二十七条第	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
-								
			項百七十三条第一更生特例法第四	(略)			百二条第一項更生特例法第四	略)
	預金等の払戻し	同法第百二十七条	(略)	(略)	預金等の払戻し	同法第百二十七条	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	略)

	現第一号の二第一	一 (略)			百十三条第一項	(略)
条の二第四項に規定会社分割(法第十六	(路)	略)	戻し支払対象預金等の払	一項 一項	(略)	(略)
(略)	第十三条の二ただし書 、第十六条の二第四項 (同条第十三項におい て準用する場合を含む 。)、第五項ただし書 及び第十六項、第十六 条の四第二項ただし書	- (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	現第一号の二第一	- (略)			百十三条第一項	(略)
条の二第七項に規定会社分割(法第十六	(略)	一 (略)	預金等の払戻し	同法第百二十七条	(略)	(略)
略)	第十三条の二ただし書 、第十六条の二第七項 (同条第九項において 準用する場合を含む。 ) 及び第八項ただし書 、第十六条の四第二項 ただし書	一 (略)	(略)	(略)	(略)	略)

	るもの及び同号に掲
	会社とすることとな
	号
	定する子会社対象銀
	六条の二第四項に規
(略)	又は譲受け(法第十
	除く。)
	ることとなるものを
	権数を超えて保有す
	に規定する基準議決
	第十六条の四第一項
	社が合算してその法
	る銀行又はその子会
	社分割の当事者であ
	社の議決権を当該会
	及び同号に掲げる会
	することとなるもの
	除く。)を子会社と
	五号に掲げる会社を
	等(同条第一項第十
	する子会社対象銀行

又は譲受け(法第十 大条の二第七項に規 だする子会社対象銀 定する子会社対象銀 会社を除く。)を子 会社を除く。)を子	等(同条第一項第十二号の三に掲げる会社を除く。)を子会社を除く。)を子会社とすることとなるもの及び同号に掲げる会もの及び同号に掲げる会子会社が合算してその法第十六条の四第一項に規定する基準である銀行又はそのの法第十六条の四第の法第十六条の四第の法第十六条の四第の法第十六条の四第のを除く。)
(略)	

(略)										
(略)	なるものを除く。)	えて保有することと	る基準議決権数を超	の四第一項に規定す	してその法第十六条	はその子会社が合算	当事者である銀行又	渡若しくは譲受けの	当該事業の一部の譲	げる会社の議決権を
- (略)										
(略)										
(略)	なるものを除く。)	えて保有することと	る基準議決権数を超	の四第一項に規定す	してその法第十六条	はその子会社が合算	当事者である銀行又	渡若しくは譲受けの	当該事業の一部の譲	げる会社の議決権を
(略)										

_
傍
線
部
分
は
改
正
部
分
$\overline{}$

イ・ロ (略)	イ・ロ(略)
	° )
行、金融商品取引業者並びに第一号及び前二号に掲げる者を除く	行、金融商品取引業者並びに第一号及び前三号に掲げる者を除く
五 外国の法令に準拠して外国において次に掲げる業を行う者(銀	六 外国の法令に準拠して外国において次に掲げる業を行う者(銀
に掲げる者を除く。)	に掲げる者を除く。)
七年法律第百五号)第二条第二項に規定する保険会社及び前三号	七年法律第百五号)第二条第二項に規定する保険会社及び前各号
融商品取引業者をいう。次号において同じ。)、保険業法(平成	融商品取引業者をいう。次号において同じ。)、保険業法(平成
、金融商品取引業者(金融商品取引法第二条第九項に規定する金	、金融商品取引業者(金融商品取引法第二条第九項に規定する金
よってする金銭の授受の媒介を含む。)を業として行う者(銀行	よってする金銭の授受の媒介を含む。)を業として行う者(銀行
の他これらに類する方法によってする金銭の交付又は当該方法に	の他これらに類する方法によってする金銭の交付又は当該方法に
四 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介(手形の割引、売渡担保そ	五 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介(手形の割引、売渡担保そ
	特例業務届出者
(新設)	四金融商品取引法第六十三条の九第四項に規定する海外投資家等
	一~三 (略)
次に掲げる者とする。	次に掲げる者とする。
2 法第五十九条の二の二第二項の政令で定める金融業を行う者は、	2 法第五十九条の二の二第二項の政令で定める金融業を行う者は、
第八条の二 (略)	第八条の二 (略)
(子金融機関等の範囲)	(子金融機関等の範囲)
現行	改正案

社及び前二号に掲げる者を除く。)   社及び前号に掲げる者を除く。)	険業法(平成七年法律第百五号)第二条第二項に規定する保険会   険業法(平成七年法律第百五号)第二条第二項に規定する保険会	、金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者、保 、金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者、	法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第一項に規定する銀行 法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第一項に規定する銀行	よってする金銭の授受の媒介を含む。)を業として行う者(銀行」ないてする金銭の授受の媒介を含む。)を業として行う者(銀行	の他これらに類する方法によってする金銭の交付又は当該方法にの他これらに類する方法によってする金銭の交付又は当該方法に	三 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介(手形の割引、売渡担保そ  二 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介(手形の割引、売渡担保そ	特例業務届出者	<ul><li>二 金融商品取引法第六十三条の九第四項に規定する海外投資家等 (新設)</li></ul>	一 (略) 一 (略)	は、次に掲げる者とする。	2   法第二十八条の二第二項に規定する政令で定める金融業を行う者   2   法第二十八条の二第二項に規定する政令で定める金融業を行う者	第七条の二 (略) 第七条の二 (略)	(子金融機関等の範囲) (子金融機関等の範囲)	
	一条第二項に規定する保険	だする金融商品取引業者、	第二条第一項に規定する銀	)を業として行う者(銀	<ul><li>金銭の交付又は当該方法</li></ul>	亓(手形の割引、売渡担保					<b>蚁令で定める金融業を行る</b>			1 1Л

	koka	foto:
一・二 (略)	掲げる者とする。 業法施行令(昭和五十八年政令第百八十一号)第一条の二第三号に第二条 法第二条第二項第三十号に規定する政令で定める者は、貸金(法第二条第二項第三十号に規定する政令で定める者)	確認、疑わしい取引の届出又は特定受任行為の代理等をいう。 (定義) (定義) (定義) (定義) (定義) (定義) (定義) (定義)
ー・二 (略) 次の要件を満たす賃貸とする。 次の要件を満たす賃貸とする。 (法第二条第二項第三十八号に規定する政令で定める賃貸は、	に掲げる者とする。	確認、疑わしい取引の届出又は特定受任行為の代理等をいう。 (定義) 現本 (定義) に関する法律(以下「法」という。)第二条各項、第四条第六項 (定義) の政令において、「犯罪による収益」、「特定事業者」、「の政令において、「犯罪による収益」、「特定事業者」、「の政令において、「犯罪による収益」、「特定事業者」、「の政令において、「犯罪による収益」、「特定事業者」、「の政令において、「犯罪による収益」、「特定事業者」、「の政令において、「犯罪による収益」、「特定事業者」、「の政令において、「犯罪による収益」、「特定事業者」、「の政令において、「犯罪による収益」、「特定事業者」、「特定事業者」、「対象を関する。「対象を関する。」とは、記述を表し、「の政令において、「犯罪による収益」、「特定事業者、顧客等、代表者等、取引時、関係を関する。「対象を表し、の政令に対象を表し、「の政令に対象を表し、「の政令において、「犯罪による収益」、「対象をいう。」 (に、の政令において、「犯罪による収益」、「対象を表し、「の政令に対象を表し、「の政令による収益」、「対象を表し、「の政令に対象をいう。」 (に、の政令に対象を表し、の政令に対象をいう。) は、の代理等をいう。

#### (貴金属等)

、金、白金、銀及びこれらの合金とする。 第四条 法第二条第二項第四十三号に規定する政令で定める貴金属は

ヤモンドその他の貴石、半貴石及び真珠とする。 2 法第二条第二項第四十三号に規定する政令で定める宝石は、ダイ

# (金融機関等の特定業務)

区分に応じ、それぞれ当該各号に定める業務とする。項に規定する政令で定める業務は、次の各号に掲げる特定事業者の完六条 法別表第二条第二項第一号から第三十八号までに掲げる者のし

当該特定事業者が行う業務

一 法第二条第二項第一号から第七号まで及び第十四号及び第三十六号に掲げる特定事業者の第七号に掲げる特定事業者の可能に同項第二十二号、第二十五十二十二号に掲げる特定事業者の可能 は第二条第二項第一号から第七号まで及び第十四号から第二十二 法第二条第二項第一号から第七号まで及び第十四号から第二十二

## 二~八 (略)

| 法第六十三条の八第一項に規定する海外投資家等特例業務| | 九 | | 法第二条第二項第二十四号に掲げる特定事業者 | 金融商品取引

託に係る事務に関する業務十八年法律第百八号)第三条第三号に掲げる方法によってする信十 法第二条第二項第二十六号に掲げる特定事業者 信託法(平成

共同事業法(平成六年法律第七十七号)第二条第四項に規定する十一 法第二条第二項第二十七号に掲げる特定事業者 不動産特定

#### (貴金属等)

、金、白金、銀及びこれらの合金とする。 第四条 法第二条第二項第四十二号に規定する政令で定める貴金属は

2 法第二条第二項第四十二号に規定する政令で定める宝石は、ダイ

ヤモンドその他の貴石、半貴石及び真珠とする。

# (金融機関等の特定業務)

区分に応じ、それぞれ当該各号に定める業務とする。 項に規定する政令で定める業務は、次の各号に掲げる特定事業者の第六条 法別表第二条第二項第一号から第三十七号までに掲げる者の

当該特定事業者が行う業務

号、第二十七号、第三十三号及び第三十五号に掲げる特定事業者
号までに掲げる特定事業者、同項第二十一号に掲げる特定事業者

### 二~八 (略)

(新設)

託に係る事務に関する業務十八年法律第百八号)第三条第三号に掲げる方法によってする信力 法第二条第二項第二十五号に掲げる特定事業者 信託法(平成

同事業法(平成六年法律第七十七号)第二条第四項に規定する不十 法第二条第二項第二十六号に掲げる特定事業者 不動産特定共

# 不動産特定共同事業に係る業務

- 昭和五十八年法律第三十二号)第二条第一項に規定する貸金業に十二 法第二条第二項第二十九号に掲げる特定事業者 貸金業法(
- 条第一項本文に規定する貸付けの業務十三 法第二条第二項第三十号に掲げる特定事業者 貸金業法第二

係る業務

- する資金移動業に係る業務関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二条第二項に規定十四法第二条第二項第三十一号に掲げる特定事業者資金決済に
- う。)に係る業務第一号において単に「暗号資産交換業」とい第一号レ及び第三項第二号において単に「暗号資産交換業」とい関する法律第二条第七項に規定する暗号資産交換業(次条第一項十五 法第二条第二項第三十二号に掲げる特定事業者 資金決済に
- 定する商品先物取引業に係る業務引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第二条第二十二項に規十六 法第二条第二項第三十三号に掲げる特定事業者 商品先物取

一条第一項各号に掲げる業務

# 動産特定共同事業に係る業務

昭和五十八年法律第三十二号)第二条第一項に規定する貸金業に-一 法第二条第二項第二十八号に掲げる特定事業者 貸金業法 (

#### 係る業務

- 二条第一項本文に規定する貸付けの業務-二 法第二条第二項第二十九号に掲げる特定事業者 貸金業法第
- る資金移動業に係る業務する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二条第二項に規定す十三 法第二条第二項第三十号に掲げる特定事業者 資金決済に関
- う。)に係る業務第一号レ及び第三項第二号において単に「暗号資産交換業」とい関する法律第二条第七項に規定する暗号資産交換業(次条第一項関する法律第二条第二項第三十一号に掲げる特定事業者 資金決済に
- 定する商品先物取引業に係る業務引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第二条第二十二項に規十五 法第二条第二項第三十二号に掲げる特定事業者 商品先物取

する両替業務 する両替業務 同号に規定十九 法第二条第二項第三十八号に掲げる特定事業者 同号に規定

# (金融機関等の特定取引)

第七条 省令で定めるものとする。 薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成三年法律第九 成十一年法律第百三十六号)第十条の罪若しくは国際的な協力の下 引」という。)及び対象取引以外の取引で、 として主務省令で定めるものを除く。以下この項において「対象取 険度調査書に記載された当該取引による犯罪による収益の移転の危 当該各号に定める取引(法第三条第三項に規定する犯罪収益移転危 れる取引をいう。 十四号) に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻 に関し組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律 おいて収受する財産が犯罪による収益である疑い又は顧客等が取引 険性の程度を勘案して簡素な顧客管理を行うことが許容される取引 その他の顧客管理を行う上で特別の注意を要するものとして主務 次の各号に掲げる法の規定に規定する政令で定める取引は、 第六条の罪に当たる行為を行っている疑いがあると認めら 第九条第 一項及び第十三条第二項において同じ。 疑わしい取引 (取引に 伞

次のいずれかに該当する取引 - 法別表第二条第二項第一号から第三十八号までに掲げる者の項

### イ〜ツ (略)

ネ 他の特定事業者(法第二条第二項第一号から第十五号まで及

十八 法第二条第二項第三十七号に掲げる特定事業者 同号に規定

### する両替業務

# (金融機関等の特定取引)

第七条 険度調査書に記載された当該取引による犯罪による収益の移転の 当該各号に定める取引 薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律 成十一年法律第百三十六号)第十条の罪若しくは国際的な協力の下 に関し組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律 引」という。)及び対象取引以外の取引で、 として主務省令で定めるものを除く。 険性の程度を勘案して簡素な顧客管理を行うことが許容される取 省令で定めるものとする。 れる取引をいう。第九条第 十四号)第六条の罪に当たる行為を行っている疑いがあると認めら に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻 おいて収受する財産が犯罪による収益である疑い又は顧客等が取引 その他の顧客管理を行う上で特別の注意を要するものとして主務 次の各号に掲げる法の規定に規定する政令で定める取引は (法第三条第三項に規定する犯罪収益移転 一項及び第十三条第二項において同じ。 以下この項において「対象取 疑わしい取引 (平成三年法律第 (取引に 危

次のいずれかに該当する取引 法別表第二条第二項第一号から第三十七号までに掲げる者の項

## イ〜ツ (略)

ネ 他の特定事業者 (法第二条第二項第一号から第十五号まで及

。)であって、当該預金等払戻しの金額が十万円を超えるもの 当該他の特定事業者がナに規定する契約に基づき行うものを除 び第三十一号に掲げる特定事業者に限る。)が行う為替取引( く。)のために行う現金の支払を伴わない預金又は貯金の払戻 し(以下ネ及び第三項第四号において「預金等払戻し」という

(略)

る賃貸借契約の締結 法別表第二条第二項第三十九号に掲げる者の項 同項に規定す

契約の締結 法別表第二条第二項第四十号に掲げる者の項 同項に規定する

兀 に該当する取引 法別表第二条第 一項第四十一号に掲げる者の項 次のいずれ

イ~~ (略)

Ŧī. る売買契約の締結又はその代理若しくは媒介 法別表第二条第 |項第四十| 一号に掲げる者の項 同項に規定す

する貴金属等をいう。 が二百万円を超える貴金属等 法別表第二条第 一項第四十三号に掲げる者の項 以下同じ。 (法第) )の売買契約の締結 一条第二項第四十三号に規定 その代金の額

る契約の締結 法別表第二条第 一項第四十四号に掲げる者の項 同項に規定す

2 • (略

(司法書士等の特定業務

)であって、当該預金等払戻しの金額が十万円を超えるもの 該 び第三十号に掲げる特定事業者に限る。)が行う為替取引 (以下ネ及び第三項第四号において「預金等払戻し」という。 )のために行う現金の支払を伴わない預金又は貯金の払戻し [他の特定事業者がナに規定する契約に基づき行うものを除く **金**当

ナ〜オ (略)

る賃貸借契約の締結 法別表第二条第二項第三十八号に掲げる者の項 同項に規定す

三 る契約の締結 法別表第二条第二項第三十九号に掲げる者の項 同項に規定す

兀 該当する取引 法別表第二条第二項第四十号に掲げる者の項 次のいずれかに

イ~~ (略

Ŧī. る売買契約の締結又はその代理若しくは媒介 法別表第二条第 一項第四十 号に掲げる者の項 同項に規定す

七 が二百万円を超える貴金属等 する貴金属等をいう。 法別表第二条第 法別表第二条第 |項第四十二号に掲げる者の項 一項第四十三号に掲げる者の項 以下同じ。 (法第二条第二項第四 )の売買契約の締結 同項に規定す その代金の額 十二号に規定

2 • (略

る契約の締結

(司法書士等の特定業務)

記以外の部分に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとす第八条 法別表第二条第二項第四十六号に掲げる者の項の中欄各号列

#### 一~四 (略)

に関する行為又は手続とする。 続は、次の各号に掲げる会社の区分に応じ、当該各号に定める事項 定する政令で定める会社の組織、運営又は管理に関する行為又は手 2 法別表第二条第二項第四十六号に掲げる者の項の中欄第二号に規

#### ·二 (略)

、次に掲げるものとする。
定する会社以外の法人、組合又は信託であって政令で定めるものは3 法別表第二条第二項第四十六号に掲げる者の項の中欄第二号に規

## 一~九 (略)

、当該各号に定める事項に関する行為又は手続とする。 定する政令で定める行為又は手続は、次の各号に掲げる区分に応じ4 法別表第二条第二項第四十六号に掲げる者の項の中欄第二号に規

#### **~**六 (略)

# (司法書士等の特定取引)

の項の中欄第三号に掲げる財産の管理又は処分に係る特定受任行為、特定受任行為の代理等(同表第二条第二項第四十六号に掲げる者二項第四十九号に掲げる者の項までに規定する政令で定める取引は第九条 法別表第二条第二項第四十六号に掲げる者の項から第二条第

記以外の部分に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとす第八条 法別表第二条第二項第四十五号に掲げる者の項の中欄各号列

#### る。

略

定する政令で定める会社の組織、運営又は管理に関する行為又は手2 法別表第二条第二項第四十五号に掲げる者の項の中欄第二号に規

#### · 二 (略)

に関する行為又は手続とする。

続は、

次の各号に掲げる会社の区分に応じ、

当該各号に定める事項

、次に掲げるものとする。 定する会社以外の法人、組合又は信託であって政令で定めるものは3 法別表第二条第二項第四十五号に掲げる者の項の中欄第二号に規

### 一〜九 (略)

、当該各号に定める事項に関する行為又は手続とする。 定する政令で定める行為又は手続は、次の各号に掲げる区分に応じ4 法別表第二条第二項第四十五号に掲げる者の項の中欄第二号に規

#### 一~六 (略)

# (司法書士等の特定取引)

の項の中欄第三号に掲げる財産の管理又は処分に係る特定受任行為、特定受任行為の代理等(同表第二条第二項第四十五号に掲げる者、項第四十八号に掲げる者の項までに規定する政令で定める取引は第九条 法別表第二条第二項第四十五号に掲げる者の項から第二条第

の注意を要するものとして主務省令で定めるものとする。

が対して主務省令で定めるものとする。

が注意を要するものとして主務省令で定めるものとする。

が注意を要するものとして主務省令で定めるものと除く。)及び当該契約の移転の危険性の程度を勘案して簡素な顧客管理を行うことが許容の移転の危険性の程度を勘案して簡素な顧客管理を行うことが許容の移転の危険性の程度を勘案して簡素な顧客管理を行うことが許容の移転の危険性の程度を勘案して簡素な顧客管理を行うことが許容の移転の危険性の程度を勘案して簡素な顧客管理を行うことが許容の移転の危険性の程度を勘案して簡素な顧客管理を行うことが許容の移転の危険性の程度を勘案して簡素な顧客管理を行うことが許容の移転の危険性の程度を勘案して簡素な顧客管理を行うことが許容の移転のを除く。)をの代理等(次項において「第三号特定受任行為の代理等」という。

2 (略)

(既に確認を行っている顧客等との取引に準ずる取引等)

して政令で定める取引は、次の各号のいずれかに該当する取引とす第十三条 法第四条第三項に規定する顧客等との取引に準ずるものと

る。

におけるものに限る。)を行っている顧客等との間で行うもので、 が第四十号に掲げる特定事業者に限る。以下この号において同じ で、第四十号に掲げる特定事業者に限る。以下この号において同じ で、第四十号に掲げる特定事業者に限る。以下この号において同じ で、当該他の特定事業者が当該取引時確認につい で、当該他の特定事業者が出該取引時確認につい で、当該特定事業者に限る。以下この号において同じ は第二条第二項第一号から第三十八号まで及

の注意を要するものとして主務省令で定めるものとする。
)にあっては、当該財産の価額が二百万円以下のものを除く。)をの注意を内容とする契約の締結(法第三条第三項に規定する犯罪でれる取引として主務省令で定めるものを除く。)をが許容の移転の危険性の程度を勘案して簡素な顧客管理を行うことが許容の活意を要するものとして主務省令で定めるものと除く。)をの代理等(次項において「第三号特定受任行為の代理等」という。の代理等(次項において「第三号特定受任行為の代理等」という。

(略)

2

(既に確認を行っている顧客等との取引に準ずる取引等

して政令で定める取引は、次の各号のいずれかに該当する取引とす第十三条 法第四条第三項に規定する顧客等との取引に準ずるものと

会におけるものに限る。)を行っている顧客等との間で行うもの所に既に取引時確認(当該他の特定事業者が当該取引時確認について法第六条の規定による確認記録(同条第一項に規定する確認に。)が他の特定事業者に委託して行う第七条第一項第一号又はじ。)が他の特定事業者に委託して行う第七条第一項第一号又はで、)が他の特定事業者に委託して行う第七条第一項第一号又はで、)が他の特定事業者(法第二条第二項第一号から第三十七号まで及当該特定事業者(法第二条第二項第一号から第三十七号まで及

二 (略)

略

2

(略)

(少額の取引等)

第十五条 法第七条第一項に規定する政令で定める取引は、 次に掲げ

るものとする。

·二 (略)

前号に掲げるもののほか、次のイからハまでに掲げる特定事業

者の区分に応じ、 当該イからハまでに定める取引

法第二条第二項第一号から第三十八号までに掲げる特定事業

通貨と外国通貨の両替若しくは二百万円以下の旅行小切手の販 売若しくは買取り 二百万円以下の本邦通貨間の両替又は二百万円以下の本邦

三十万円以下のもの 項第四号ホに規定する金銭の両替であって、 法第二条第二項第四十一号に掲げる特定事業者 当該取引の金額が 第七条第

額が二百万円以下の貴金属等の売買 法第二条第 一項第四十三号に掲げる特定事業者 その代金の

兀 (略)

2 法第七条第二項に規定する政令で定める特定受任行為の代理等は

次に掲げるものとする。

当該財産の価額が二百万円以下のもの 掲げる財産の管理又は処分に係る特定受任行為の代理等のうち、 法別表第二条第二項第四十六号に掲げる者の項の中欄第三号に

2

(略)

(少額の取引等)

第十五条 法第七条第一 項に規定する政令で定める取引は、 次に掲げ

るものとする。

一・二 (略) 前号に掲げるもののほか、 次のイからハまでに掲げる特定事業

者の区分に応じ、

当該イからハまでに定める取引

イ 売若しくは買取り 通貨と外国通貨の両替若しくは二百万円以下の旅行小切手の販 法第二条第二項第一号から第三十七号までに掲げる特定事業 二百万円以下の本邦通貨間の両替又は二百万円以下の本邦

口 十万円以下のもの 第四号ホに規定する金銭の両替であって、 法第二条第二項第四十号に掲げる特定事業者 当該取引の金額が三 第七条第一項

額が二百万円以下の貴金属等の売買 法第二条第 二項第四十二号に掲げる特定事業者 その代金の

兀 (略)

2 次に掲げるものとする。 法第七条第二項に規定する政令で定める特定受任行為の代理等は

当該財産の価額が二百万円以下のもの 掲げる財産の管理又は処分に係る特定受任行為の代理等のうち 法別表第二条第二項第四十五号に掲げる者の項の中欄第三号に

#### 一 (略)

(証券取引等監視委員会への検査等の権限の委任等)

#### 2 (略

(銀行等に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第 項において同じ。)に係る事項に関するものを除く。 る主たる外国銀行支店及び信託業法 長官検査・是正命令等権限」という。)で、 十六条第一項、 た権限(以下「金融庁長官権限」という。)のうち法第十五条、 一号に掲げる特定事業者 に対するものは、 (法第二十二条第三項に規定する登録金融機関業務をいう。 号、 第六号、 法第二十二条第五項の規定により金融庁長官に委任され 第十七条及び第十八条に定めるもの 第 その本店 一十五号、 (以下この条において「銀行等」という (銀行法第四十七条第一項に規定す 第 (平成十六年法律第百五十四号 一十六号、 法第二条第二項第一号 第三十一号及び第三 (登録金融機関 以下「金融庁 次 第

#### 一 (略)

《証券取引等監視委員会への検査等の権限の委任等》

ことを妨げない。

#### 2 (略

(銀行等に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第 項において同じ。 た権限(以下「金融庁長官権限」という。)のうち法第十五条、 主たる外国銀行支店及び信託業法 長官検査・是正命令等権限」という。)で、 業務(法第二十二条第三項に規定する登録金融機関業務をいう。 十六条第一項、第十七条及び第十八条に定めるもの 第二号、 号に掲げる特定事業者 一十一条 に対するものは、 第六号、 法第二十二条第五項の規定により金融庁長官に委任され )に係る事項に関するものを除く。 その本店 第二十四号、 (以下この条において「銀行等」という。 (銀行法第四十七条第一項に規定する 第 (平成十六年法律第百五十四号) 一十五号、 法第二条第二項第一号 第三十号及び第三十 (登録金融機関 以下「金融庁 次 第

金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。内にある場合にあっては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域務所若しくは営業所(以下この条において「本店等」という。)の第五十三条第一項に規定する主たる支店を含む。)又は主たる事

#### 2·3 (略

る。 局の管轄区域内にある場合にあっては、 という。)の所在地を管轄する財務局長 条の二に規定する登録を受けた者に限る。)並びに同項第二十一号 における主たる営業所又は事務所。 る事務所(外国法人又は外国に住所を有する個人にあっては、 融商品取引業者等」という。)に対するものは、 から第二十四号までに掲げる特定事業者(以下この条において「金 条に定めるもので、法第二条第二項第一号から第十八号まで、第二 十八号及び第三十号に掲げる特定事業者 一十八条 (金融商品取引業者等に係る取引に関する行政庁の権限委任等) ただし、 金融庁長官権限のうち法第十五条、 金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない 以下この条において「本店等」 福岡財務支局長)に委任す (当該所在地が福岡財務支 (金融商品取引法第三十三 第十七条及び第十八 その本店又は主た 国内

#### 2~7 (略

(不動産特定共同事業者等に係る取引に関する行政庁の権限委任等

融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。にある場合にあっては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、金在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内所若しくは営業所(以下この条において「本店等」という。)の所第五十三条第一項に規定する主たる支店を含む。)又は主たる事務

#### 2 · 3 (略

第二十八条 する。 \ \ \ 号から第二十三号までに掲げる特定事業者(以下この条において 支局の管轄区域内にある場合にあっては、 」という。)の所在地を管轄する財務局長 内における主たる営業所又は事務所。以下この条において「本店等 たる事務所(外国法人又は外国に住所を有する個人にあっては、 三条の二に規定する登録を受けた者に限る。)並びに同項第二十 条に定めるもので、法第二条第二項第一号から第十八号まで、第二 金融商品取引業者等」という。)に対するものは、 十七号及び第二十九号に掲げる特定事業者 (金融商品取引業者等に係る取引に関する行政庁の権限委任等) ただし、 金融庁長官権限のうち法第十五条、 金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げな 福岡財務支局長)に委任 (当該所在地が福岡財務 (金融商品取引法第三十 第十七条及び第十八 その本店又は主

### 2~7 (略)

(不動産特定共同事業者等に係る取引に関する行政庁の権限委任等

第二十九条 福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、 の条において「不動産特定共同事業者等」という。) に対する金融 を妨げない。 対する金融庁長官権限のうち法第十七条及び第十八条に定めるもの る特例事業者を除いたものをいう。 共同事業者等のうち、 庁長官検査等権限並びに特定不動産特定共同事業者等 に委任する。 その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長 法第一 ただし、 二条第二 不動産特定共同事業法第二条第九項に規定す 金融庁長官が自らその権限を行使すること 一項第二十七号に掲げる特定事業者 以下この条において同じ。)に 福岡財務支局長 (当該所在地が (不動産特定 (以下こ

2 { 8 (略)

《貸金業者に係る取引に関する行政庁の権限委任等》

行使することを妨げない 岡財務支局長) 命令等権限は、 条において「貸金業者」という。)に対する金融庁長官検査・是正 「主たる営業所等」という。 の所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、 法第二条第二項第二十九号に掲げる特定事業者(以下この その主たる営業所又は事務所 に委任する。 )の所在地を管轄する財務局長(これ ただし、 金融庁長官が自らその権限を (以下この条において 福

2 5

略

2 \ \ 5

第二十九条 は、 の条において「不動産特定共同事業者等」という。) に対する金融 福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、 対する金融庁長官権限のうち法第十七条及び第十八条に定めるもの る特例事業者を除いたものをいう。 共同事業者等のうち、 庁長官検査等権限並びに特定不動産特定共同事業者等 を妨げない。 に委任する。 その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長 法第一 ただし、 一条第二項第二十六号に掲げる特定事業者 不動産特定共同事業法第二条第九項に規定す 金融庁長官が自らその権限を行使すること 以下この条において同じ。 福岡財務支局長 (当該所在地が (不動産特定 (以下こ こに

2 { 8 略

《貸金業者に係る取引に関する行政庁の権限委任等

第三十条 条において「貸金業者」という。)に対する金融庁長官検査・是正 岡財務支局長) らの所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、 命令等権限は、 行使することを妨げない 「主たる営業所等」という。 法第二条第二項第二十八号に掲げる特定事業者 略 その主たる営業所又は事務所 に委任する。 ただし、 の所在地を管轄する財務局長(これ 金融庁長官が自らその権限を (以下この条において (以下この

(商品先物取引業者に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

(三十一条 法第二条第二項第三十三号に掲げる特定事業者(以下こ) (以下この条において「商品先物取引業者」という。)に対する法第十五条の条において「商品先物取引業者」という。)に対する法第十五条が、第十六条第一項、第十七条及び第十八条に定める農林水産大臣及び経済産業大臣の権限を除く。 (当業所又は事務所。以下この条において「本店等」という。)の所 (当業所又は事務所。以下この条において「本店等」という。)の所 (当業所又は事務所。以下この条において「本店等」という。)の所 (当業所又は事務所。以下この条において「本店等」という。)が (本地を管轄する地方農政局長及び経済産業局長に委任する。ただし 大き、農林水産大臣及び経済産業大臣が自らその権限を行使することを がげない。

2 · 3 (略)

(電子債権記録機関に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

六号に掲げる特定事業者の本店以外の営業所に対するものについて第十五条及び第十六条第一項に定めるもので法第二条第二項第三十2 第二十一条第二項及び第三項の規定は、金融庁長官権限のうち法

(商品先物取引業者に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第三十一条 在地を管轄する地方農政局長及び経済産業局長に委任する。ただし 営業所又は事務所。 び経済産業大臣の権限 の条において「商品先物取引業者」という。) に対する法第十五条 妨げない。 た法人又は外国に住所を有する者にあっては、国内における主たる は、その本店又は主たる事務所(外国の法令に準拠して設立され 農林水産大臣及び経済産業大臣が自らその権限を行使することを 第十六条第一項、第十七条及び第十八条に定める農林水産大臣及 法第二 一条第二項第三十二号に掲げる特定事業者 以下この条において「本店等」という。 (同項に定める農林水産大臣の権限を除く。 )の所 (以下こ

2 · 3 (略)

電子債権記録機関に係る取引に関する行政庁の権限委任等

五号に掲げる特定事業者の本店以外の営業所に対するものについて第十五条及び第十六条第一項に定めるもので法第二条第二項第三十2第二十一条第二項及び第三項の規定は、金融庁長官権限のうち法

準用する。

(両替業者に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

自らその権限を行使することを妨げない。 ・一方の条において「両替業者」という。)に対する法第十六条第一項に で外のの条において「両替業者」という。)に対する法第十六条第一項に を管理がる財務大臣の権限は、その本店又は主たる事務所の所在地を管 にあっては、福岡財務支局長)に対する法第十六条第一項に 第三十三条 法第二条第二項第三十八号に掲げる特定事業者(以下こ )

2~6 (略

(宅地建物取引業者に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

の権限を行使することを妨げない。 の条において「宅地建物取引業者」という。)に対する法第十五条 長及び北海道開発局長に委任する。ただし、国土交通大臣が自らそ 長及び北海道開発局長に委任する。ただし、国土交通大臣の 権限は、その本店又は主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局 権限は、その本店又は主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局 を入び北海道開発局長に委任する。ただし、国土交通大臣の を関立したが、国土交通大臣の の権限を行使することを妨げない。

2·3 (略

(司法書士等に係る取引等に関する行政庁の権限委任等)

法第十五条、第十六条第一項及び第十七条に定める法務大臣の権限第三十五条 法第二条第二項第四十六号に掲げる特定事業者に対する

準用する。

(両替業者に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第三十三条 定める財務大臣の権限は、 自らその権限を行使することを妨げない。 轄する財務局長 の条において 合にあっては、 法第二条第二項第三十七号に掲げる特定事業者 「両替業者」という。)に対する法第十六条第 福岡財務支局長) (当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場 その本店又は主たる事務所の所在地を管 に委任する。 ただし、 財務大臣が (以下こ 一項に

2~6 (略)

(宅地建物取引業者に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

の権限を行使することを妨げない。 の条において「宅地建物取引業者」という。)に対する法第十五条 長及び北海道開発局長に委任する。ただし、国土交通大臣が自らそ 権限は、その本店又は主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局 権限は、その本店又は主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局 を受ける。)に対する法第十五条 の権限を行使することを妨げない。

2 · 3 (略)

(司法書士等に係る取引等に関する行政庁の権限委任等)

法第十五条、第十六条第一項及び第十七条に定める法務大臣の権限第三十五条 法第二条第二項第四十五号に掲げる特定事業者に対する

大臣が自らその権限を行使することを妨げない。地を管轄する法務局及び地方法務局の長に委任する。ただし、法務は、その事務所(司法書士法人にあっては、主たる事務所)の所在

3 前項の規定により法第二条第二項第四十六号に掲げる特定事業者 3 前項の規定により法第二条第二項第四十六号に掲げる特定事業者 3 前項の規定により法第二条第二項第四十六号に掲げる特定事業者 3 前項の規定により法第二条第二項第四十六号に掲げる特定事業者 3

(税理士等に係る取引等に関する行政庁の権限委任等)、検査・指導等を行うことができる。

大臣が自らその権限を行使することを妨げない。地を管轄する法務局及び地方法務局の長に委任する。ただし、法務は、その事務所(司法書士法人にあっては、主たる事務所)の所在

及び地方法務局の長も行使することができる。 掲げる特定事業者(司法書士法人に限る。次項において同じ。)の 掲げる特定事業者(司法書士法人に限る。次項において同じ。)の 掲げる特定事業者(司法書士法人に限る。次項において同じ。)の

一、検査・指導等を行うことができる。一、検査・指導等を行うことができる。し、検査・指導等を行うことができる。し、検査・指導等を行うことができる。し、検査・指導等を行うことができる。し、検査・指導等を行うことができる。

(税理士等に係る取引等に関する行政庁の権限委任等)

使することを妨げない。
は、国税庁長官に委任する。ただし、財務大臣が自らその権限を行は、国税庁長官に委任する。ただし、財務大臣が自らその権限を行法第十五条、第十六条第一項及び第十七条に定める財務大臣の権限第三十六条 法第二条第二項第四十八号に掲げる特定事業者に対する

使することを妨げない

国税庁長官に委任する。

ただし、

財務大臣が自らその権限を行

法第十五条、

第十六条第一項及び第十七条に定める財務大臣の権限

法第一

一条第

項

第四十九号に掲げる特定事業者に対する

2 (略

3

- 4 前項の規定により法第二条第二項第四十九号に掲げる特定事業者4 前項の規定により法第二条第二項第四十九号に掲げる特定事業者の主たる事務所又は当該従たる事務所以外のとおり、当該年にる事務所以は当該従たる事務所に対して検査・指導等を行った国税局長又は税務署・指導等を行うことができる。

- 2 (略)
- 3 第一項に規定する財務大臣の権限で、法第二条第二項第四十八号3 第一項に規定する財務大臣の権限で、法第二条第二項第四十八号
- ・指導等を行うことができる。 前項の規定により法第二条第二項第四十八号に掲げる特定事業者 ができる。 前項の規定により法第二条第二項第四十八号に掲げる特定事業者 ができる。

4

-139-

fort, a			-	
第二条(略)(大臣官房の所掌事務の特例)	附則	十二(略) 十二(略) 一〜十 犯罪による収益の移転防止に関すること。 一〜十 犯罪による収益の移転防止に関する法律第二条第二項第三十一〜十 (略)	(周監果の所掌事務) (国際局の所掌事務) (国際局の所掌事務)	改正案
第二条(略)(大臣官房の所掌事務の特例)	附則	十二 (略) 第五十八条 調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。 十一 犯罪による収益の移転防止に関する法律第二条第二項第三十一十一 犯罪による収益の移転防止に関する法律第二条第二項第三十二十一 犯罪による収益の移転防止に関するとのかさどる。	(国際局の所掌事務) (国際局の所掌事務) (国際局の所掌事務)	現

2 開発基金に関する事務をつかさどる。 ほか、令和六年三月三十一日までの間、 大臣官房は、第三条各号に掲げる事務及び前項に規定する事務の 独立行政法人奄美群島振興

3 6 (略)

(大臣官房政策金融課の所掌事務の特例)

第四条 令和六年三月三十一日までの間、 大臣官房政策金融課は、第十九条各号に掲げる事務のほか、 附則第二条第二項に規定する事務

をつかさどる。

2 振興開発基金に関する事務をつかさどる。 ほか、平成三十六年三月三十一日までの間、 大臣官房は、第三条各号に掲げる事務及び前項に規定する事務の 独立行政法人奄美群島

3 6 (略)

第四条

事務をつかさどる。

平成三十六年三月三十一日までの間、 (大臣官房政策金融課の所掌事務の特例) 大臣官房政策金融課は、第十九条各号に掲げる事務のほか、 附則第二条第二項に規定する